

## 2.4 漂着量の算出

### 2.4.1 重量の調査結果

#### (1) 年度別の季節別漂着量

モニタリング調査結果を用いて、年度別の季節別漂着量を算出した結果を表 2.4-1、表 2.4-3、図 2.4-1 に示す。また、参考として、2011 年度（平成 23 年度）の春季～秋季（2011 年 3 月～11 月）の漂着量を表 2.4-5 に示す。これは、春季から秋季までの 3 季にわたる計測であるため、参考とした。

さらに、人工物の状況を把握するために、流木・灌木の自然物を除いた。その結果を表 2.4-2、表 2.4-4、図 2.4-2 および表 2.4-6 に示す。

#### a. 2010 年度（平成 22 年度）の秋季（2010 年 9 月～11 月）の漂着量

2010 年度（平成 22 年度）の秋季（2010 年 9 月～11 月）における漂着量は、長崎県対馬市クジカ浜が 15.32 kg/m/月で調査を実施した 7 地域の中で最も大きかった。長崎県対馬市クジカ浜での大項目では、木（木材等）と灌木、流木の漂着量が大きかった。その他の調査地域では 0.93～3.61 kg/m/月程度であった。

この秋季の漂着量の算出結果と既存資料との比較結果を表 2.4-3（1）の下欄に示す。長崎県以外では今回の調査結果は、既存調査結果に比較的近い調査結果が得られた。

流木・灌木の自然物を除いた人工物では、2010 年度（平成 22 年度）の秋季（2010 年 9 月～11 月）における漂着量は、長崎県対馬市クジカ浜が 9.25 kg/m/月で調査を実施した 7 地域の中で最も大きかった。長崎県対馬市クジカ浜での大項目では、木（木材等）の漂着量が大きかった。その他の調査地域では 0.11～3.29 kg/m/月程度であった。

#### b. 2010 年度（平成 22 年度）の冬季（2010 年 12 月～2011 年 2 月）の漂着量

2010 年度（平成 22 年度）の冬季（2010 年 12 月～2011 年 2 月）における漂着量は、0.93～7.47 kg/m/月であった。上記の秋季の漂着量の大きかった長崎県対馬市クジカ浜では、木（木材等）と灌木、流木の漂着量が低下したため、全体の漂着量も低くなった。

この冬季の漂着量の算出結果と既存資料との比較結果を表 2.4-3（2）の下欄に示す。今回の調査結果は、既存調査結果に比較的近い調査結果が得られた。

流木・灌木の自然物を除いた人工物では、2010 年度（平成 22 年度）の冬季（2010 年 12 月～2011 年 2 月）における漂着量は、0.25～7.27 kg/m/月であった。

#### c. 2011 年度（平成 23 年度）の冬季（2011 年 12 月～2012 年 2 月）の漂着量

2011 年度（平成 23 年度）の冬季（2011 年 12 月～2012 年 2 月）における漂着量は、茨城県神栖市豊ヶ浜海岸が 63.61 kg/m/月で調査を実施した 7 地域の中で最も大きかった。これは、現地の状況等から、前回調査（2011 年 11 月）以後、海域からの漂着よりも横方向からの移動が多く含まれているものと推察された。その他の調査地域では 0.59～3.23 kg/m/月程度であった。

冬季（2011 年 12 月～2012 年 2 月）の漂着量の算出結果と既存資料との比較結果を表 2.4-3（3）の下欄に示す。今回の調査結果は、既存調査結果に比較的近い調査結果が得られた。

流木・灌木の自然物を除いた人工物では、2011 年度（平成 23 年度）の冬季（2011 年 12 月～2012 年 2 月）における漂着量は、茨城県神栖市豊ヶ浜海岸が 10.20 kg/m/月で調査を実施した 7 地域の中で最も大きかった。その他の調査地域では 0.33～2.68 kg/m/月程度であった。

表 2.4-1 年度別の季節別漂着量の算出結果（単位：kg/m/月）

地域名	2010 年度（平成 22 年度）		2011 年度 （平成 23 年度）
	秋季（2010 年 9 月～11 月） （kg/m/月）	冬季（2010 年 12 月～2011 年 2 月） （kg/m/月）	冬季（2011 年 12 月～2012 年 2 月） （kg/m/月）
沖縄県石垣市 吉原海岸	1.96	1.24	0.59
茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	2.69	4.06	63.61
長崎県対馬市 クジカ浜	15.32	3.37	3.23
山口県下関市 北田の尻漁港海岸	3.61	7.47	2.68
石川県羽咋市 柴垣海岸	2.82	2.04	2.00
鹿児島県南さつま市 吹上浜（前ノ浜）	0.93	2.15	2.10
兵庫県淡路市 松帆海岸	1.32	0.93	1.49

表 2.4-2 年度別の季節別漂着量の算出結果（単位：kg/m/月）

（流木・灌木の自然物を除く）

地域名	2010 年度（平成 22 年度）		2011 年度 （平成 23 年度）
	秋季（2010 年 9 月～11 月） （kg/m/月）	冬季（2010 年 12 月～2011 年 2 月） （kg/m/月）	冬季（2011 年 12 月～2012 年 2 月） （kg/m/月）
沖縄県石垣市 吉原海岸	0.83	1.07	0.34
茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	1.37	3.11	10.20
長崎県対馬市 クジカ浜	9.25	2.52	2.68
山口県下関市 北田の尻漁港海岸	3.29	7.27	2.08
石川県羽咋市 柴垣海岸	1.74	1.82	1.74
鹿児島県南さつま市 吹上浜（前ノ浜）	0.11	1.03	0.38
兵庫県淡路市 松帆海岸	0.47	0.25	0.33

表 2.4-3 (1) 2010 年度（平成 22 年度）の秋季（2010 年 9 月～11 月）の漂着量

大項目	漂着量(kg/m/月)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県 南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	0.59	1.10	1.37	1.79	0.97	0.08	0.22
発泡プラスチック (発泡スチロール)	0.02	0.01	0.25	0.05	0.05	0.00	0.05
布	0.01	0.00	0.01	0.00	0.22	0.00	0.00
ガラス&陶器	0.03	0.09	0.07	0.03	0.12	0.02	0.03
金属	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.00	0.09
紙&ダンボール	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00
ゴム	0.03	0.03	0.20	0.08	0.11	0.00	0.02
木(木材等)	0.14	0.13	7.31	1.29	0.25	0.01	0.06
灌木	0.41	0.89	3.19	0.25	0.84	0.38	0.44
流木	0.72	0.42	2.88	0.07	0.23	0.44	0.40
その他	0.00	0.00	0.03	0.04	0.01	0.00	0.00
合計	1.96	2.69	15.32	3.61	2.82	0.93	1.32
比較した地域	沖縄県石垣市地域		長崎県対馬市地域 (樟崎海岸)		石川県羽咋市地域		
既存資料 (モデル調査)との比較	1.19		4.54		1.79		
実施時期	2007/10/18 ～2007/12/4		2009/8/29 ～2009/11/26		2007/10/22 ～2007/12/4		
既存資料 備考	第1期モデル調査		第2期モデル調査 場所は異なる。		第1期モデル調査		

表 2.4-4 (1) 2010 年度（平成 22 年度）の秋季（2010 年 9 月～11 月）の漂着量

(流木・灌木の自然物を除く)

大項目	漂着フラックス(kg/m/月)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	0.59	1.10	1.37	1.79	0.97	0.08	0.22
発泡プラスチック (発泡スチロール)	0.02	0.01	0.25	0.05	0.05	0.00	0.05
布	0.01	0.00	0.01	0.00	0.22	0.00	0.00
ガラス&陶器	0.03	0.09	0.07	0.03	0.12	0.02	0.03
金属	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.00	0.09
紙&ダンボール	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00
ゴム	0.03	0.03	0.20	0.08	0.11	0.00	0.02
木(木材等)	0.14	0.13	7.31	1.29	0.25	0.01	0.06
その他	0.00	0.00	0.03	0.04	0.01	0.00	0.00
合計	0.83	1.37	9.25	3.29	1.74	0.11	0.47

表 2.4-3 (2) 2010 年度 (平成 22 年度) の冬季 (2010 年 12 月～2011 年 2 月) の漂着量

大項目	漂着量(kg/m/月)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	0.64	2.74	1.24	4.45	1.38	0.83	0.14
発泡プラスチック (発泡スチロール)	0.05	0.00	0.12	0.03	0.13	0.01	0.01
布	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.00	0.00
ガラス&陶器	0.09	0.07	0.02	0.04	0.10	0.01	0.03
金属	0.01	0.09	0.04	0.03	0.02	0.00	0.03
紙&ダンボール	0.00	0.02	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00
ゴム	0.02	0.02	0.03	0.06	0.05	0.01	0.01
木(木材等)	0.24	0.16	1.01	2.62	0.12	0.16	0.04
灌木	0.18	0.41	0.58	0.20	0.22	0.41	0.09
流木	0.00	0.53	0.26	0.00	0.00	0.72	0.58
その他	0.02	0.00	0.06	0.01	0.01	0.00	0.00
合計	1.24	4.06	3.37	7.47	2.04	2.15	0.93
比較した地域	沖縄県石垣市地域		長崎県対馬市地域 (榑崎海岸)		石川県羽咋市地域		
既存資料 (モデル調査)との比較	1.03		1.55		1.85		
実施時期	2007/12/5 ～2008/2/19		2009/11/27 ～2010/2/19		2007/12/5 ～2008/3/2		
既存資料 備考	第1期モデル調査		第2期モデル調査 場所は異なる。		第1期モデル調査		

表 2.4-4(2) 2010 年度 (平成 22 年度) の冬季 (2010 年 12 月～2011 年 2 月) の漂着量  
(流木・灌木の自然物を除く)

大項目	漂着フラックス(kg/m/月)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	0.64	2.74	1.24	4.45	1.38	0.83	0.14
発泡プラスチック (発泡スチロール)	0.05	0.00	0.12	0.03	0.13	0.01	0.01
布	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.00	0.00
ガラス&陶器	0.09	0.07	0.02	0.04	0.10	0.01	0.03
金属	0.01	0.09	0.04	0.03	0.02	0.00	0.03
紙&ダンボール	0.00	0.02	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00
ゴム	0.02	0.02	0.03	0.06	0.05	0.01	0.01
木(木材等)	0.24	0.16	1.01	2.62	0.12	0.16	0.04
その他	0.02	0.00	0.06	0.01	0.01	0.00	0.00
合計	1.07	3.11	2.52	7.27	1.82	1.03	0.25

表 2.4-3 (3) 2011 年度 (平成 23 年度) の冬季 (2011 年 12 月～2012 年 2 月) の漂着量

大項目	漂着量 (kg/m/月)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	0.20	2.10	0.59	0.90	1.30	0.30	0.09
発泡プラスチック (発泡スチロール)	0.04	0.07	0.11	0.00	0.04	0.00	0.01
布	0.00	0.01	0.03	0.00	0.01	0.00	0.00
ガラス&陶器	0.04	0.43	0.04	0.05	0.11	0.01	0.03
金属	0.01	0.05	0.04	0.07	0.01	0.01	0.02
紙&ダンボール	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ゴム	0.01	0.13	0.01	0.04	0.03	0.01	0.01
木(木材等)	0.04	2.71	1.86	1.02	0.24	0.04	0.16
灌木	0.05	49.06	0.39	0.53	0.09	0.93	0.68
流木	0.20	4.35	0.16	0.08	0.17	0.80	0.48
その他	0.00	4.71	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	0.59	63.61	3.23	2.68	2.00	2.10	1.49
比較した地域	沖縄県石垣市地域		長崎県対馬市地域 (禰崎海岸)		石川県羽咋市地域		
既存資料 (モデル調査)との比較	1.03		1.55		1.85		
実施時期	2007/12/5 ～2008/2/19		2009/11/27 ～2010/2/19		2007/12/5 ～2008/3/2		
既存資料 備考	第1期モデル調査		第2期モデル調査		第1期モデル調査		場所は異なる。

表 2.4-4 (3) 2011 年度 (平成 23 年度) の冬季 (2011 年 12 月～2012 年 2 月) の漂着量  
(流木・灌木の自然物を除く)

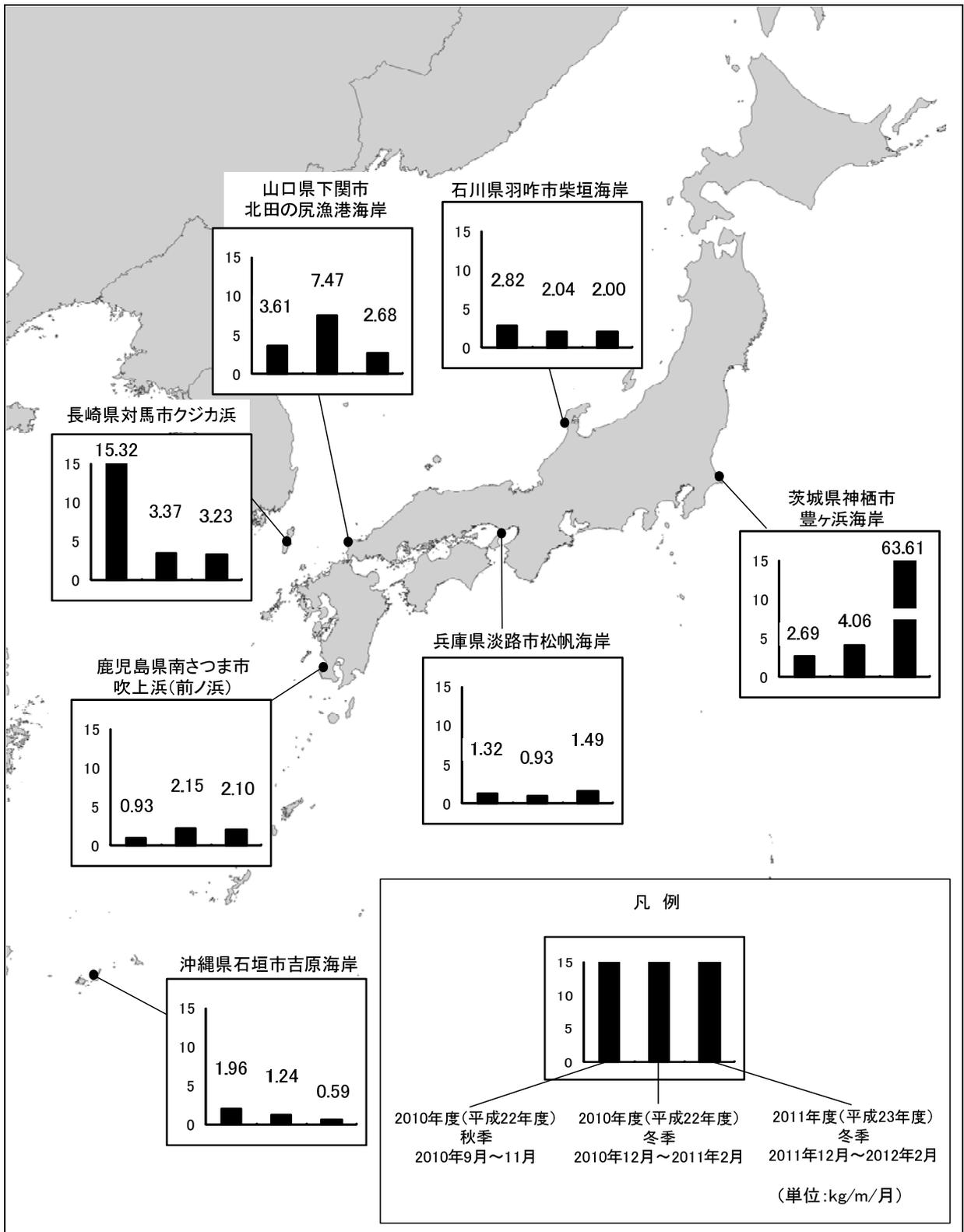
大項目	漂着フラックス (kg/m/月)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	0.20	2.10	0.59	0.90	1.30	0.30	0.09
発泡プラスチック (発泡スチロール)	0.04	0.07	0.11	0.00	0.04	0.00	0.01
布	0.00	0.01	0.03	0.00	0.01	0.00	0.00
ガラス&陶器	0.04	0.43	0.04	0.05	0.11	0.01	0.03
金属	0.01	0.05	0.04	0.07	0.01	0.01	0.02
紙&ダンボール	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ゴム	0.01	0.13	0.01	0.04	0.03	0.01	0.01
木(木材等)	0.04	2.71	1.86	1.02	0.24	0.04	0.16
その他	0.00	4.71	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	0.34	10.20	2.68	2.08	1.74	0.38	0.33

表 2.4-5 2011 年度（平成 23 年度）の春季～秋季（2011 年 3 月～11 月）の漂着量

大項目	漂着量(kg/m/月)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県 南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	0.06	0.50	1.40	1.01	0.03	0.03	0.12
発泡プラスチック (発泡スチロール)	0.01	0.02	0.04	0.01	0.01	0.02	0.01
布	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラス&陶器	0.01	0.07	0.01	0.00	0.01	0.00	0.01
金属	0.00	0.05	0.01	0.00	0.00	0.00	0.01
紙&ダンボール	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ゴム	0.01	0.04	0.02	0.01	0.00	0.00	0.01
木(木材等)	0.02	4.89	0.70	0.32	0.03	0.01	0.08
灌木	0.04	22.78	0.16	0.15	0.23	0.18	0.61
流木	0.02	2.02	0.18	0.00	0.79	0.20	0.95
その他	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00
合計	0.17	30.37	2.52	1.53	1.10	0.45	1.81
比較した地域	沖縄県石垣市地域		長崎県対馬市地域 (桂崎海岸)		石川県羽咋市地域		
既存資料 (モデル調査)との比較	0.90		3.76		0.21		
実施時期	2008/2/20 ～2008/10/1		2010/2/25 ～2010/9/25		2008/3/3 ～2008/9/22		
既存資料 備考			第2期モデル調査 場所は異なる。		第1期モデル調査		

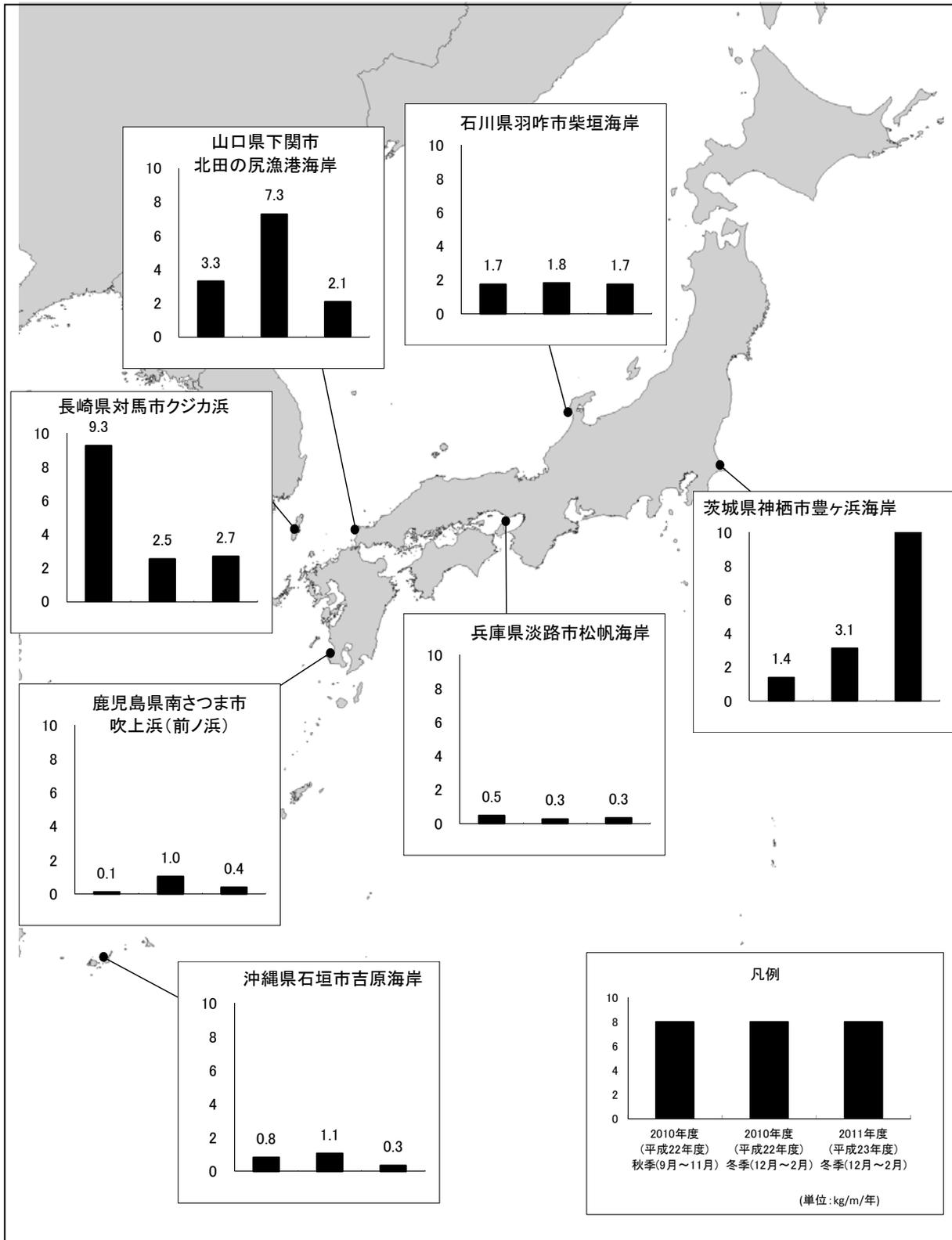
表 2.4-6 2011 年度（平成 23 年度）の春季～秋季（2011 年 3 月～11 月）の漂着量  
(流木・灌木の自然物を除く)

大項目	漂着フラックス(kg/m/月)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	0.06	0.50	1.40	1.01	0.03	0.03	0.12
発泡プラスチック (発泡スチロール)	0.01	0.02	0.04	0.01	0.01	0.02	0.01
布	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラス&陶器	0.01	0.07	0.01	0.00	0.01	0.00	0.01
金属	0.00	0.05	0.01	0.00	0.00	0.00	0.01
紙&ダンボール	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ゴム	0.01	0.04	0.02	0.01	0.00	0.00	0.01
木(木材等)	0.02	4.89	0.70	0.32	0.03	0.01	0.08
その他	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00
合計	0.11	5.57	2.18	1.38	0.08	0.07	0.24



注) 茨城県神栖市豊ヶ浜海岸の2011年度(平成23年度)の冬季(2011年12月～2012年2月)の漂着量は、2011年(平成23年)3月の東日本大震災や2011年(平成23年)9月下旬の台風15号により、大量のがれきやアシ、ヨシが漂着していたことにより、漂着量は大きくなっている。

図 2.4-1 年度別の季節別漂着量(kg/m/月)



注) 茨城県神栖市豊ヶ浜海岸の2011年度(平成23年度)の冬季(2011年12月~2012年2月)の漂着量は、2011年(平成23年)3月の東日本大震災や2011年(平成23年)9月下旬の台風15号により、大量のがれきやアシ、ヨシが漂着していたことにより、漂着量は大きくなっている。

図 2.4-2 年度別の季節別漂着量(kg/m/月)

(灌木、流木の自然物を除く)

## (2) 年度別の年間漂着量

調査結果を用いて、年度別の年間漂着量を算出した結果を表 2.4-7、図 2.4-3 に、大項目別の年度別の年間漂着量を表 2.4-9 に示す。

2011 年度（平成 23 年度）の年間漂着量は、東日本大震災や台風により、大量のがれきやアシ、ヨシが漂着し、漂着量が大きくなっていると推察された茨城県神栖市豊ヶ浜海岸を除いて、0.28～2.70 kg/m/月（3.30～32.37 kg/m/年）の範囲にあった。

2012 年度（平成 24 年度）の年間漂着量は、0.38～4.80 kg/m/月（4.56～57.60 kg/m/年）の範囲にあった。

2013 年度（平成 25 年度）の年間漂着量は、0.42～2.77 kg/m/月（5.02～33.28 kg/m/年）の範囲にあった。

また、人工物の状況を把握するために、流木・灌木の自然物を除いた。その結果を表 2.4-8、図 2.4-4 および表 2.4-10 に示す。

2011 年度（平成 23 年度）の年間漂着量は、東日本大震災や台風により、大量のがれきやアシ、ヨシが漂着し、漂着量が大きくなっていると推察された茨城県神栖市豊ヶ浜海岸を除いて、0.15～2.31 kg/m/月（1.75～27.69 kg/m/年）の範囲にあった。

2012 年度（平成 24 年度）の年間漂着量は、0.19～3.84 kg/m/月（2.26～46.11 kg/m/年）の範囲にあった。

2013 年度（平成 25 年度）の年間漂着量は、0.06～2.05 kg/m/月（0.66～24.64 kg/m/年）の範囲にあった。

表 2.4-7 2011年度(平成23年度)～2013年度(平成25年度)の年間漂着量

地域名	2011年度(平成23年度)		2012年度(平成24年度)		2013年度(平成25年度)	
	月当たり (kg/m/月)	年間当たり (kg/m/年)	月当たり (kg/m/月)	年間当たり (kg/m/年)	月当たり (kg/m/月)	年間当たり (kg/m/年)
沖縄県石垣市 吉原海岸	0.28	3.30	0.38	4.56	0.47	5.68
茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	38.68	464.16	1.09	13.08	1.25	14.94
長崎県対馬市 クジカ浜	2.70	32.37	4.80	57.60	2.77	33.28
山口県下関市 北田の尻漁港海岸	1.82	21.81	1.07	12.84	2.28	27.34
石川県羽咋市 柴垣海岸	1.33	15.90	0.96	11.52	1.80	21.65
鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	0.86	10.35	0.52	6.24	0.42	5.02
兵庫県淡路市 松帆海岸	1.73	20.76	0.92	11.04	1.07	12.86

表 2.4-8 2011年度(平成23年度)～2013年度(平成25年度)の年間漂着量

(灌木、流木の自然物を除く)

地域名	2011年度(平成23年度)		2012年度(平成24年度)		2013年度(平成25年度)	
	月当たり (kg/m/月)	年間当たり (kg/m/年)	月当たり (kg/m/月)	年間当たり (kg/m/年)	月当たり (kg/m/月)	年間当たり (kg/m/年)
沖縄県石垣市 吉原海岸	0.17	2.02	0.19	2.26	0.18	2.14
茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	6.73	80.77	0.31	3.66	0.63	7.53
長崎県対馬市 クジカ浜	2.31	27.69	3.84	46.11	1.31	15.78
山口県下関市 北田の尻漁港海岸	1.55	18.64	0.98	11.79	2.05	24.64
石川県羽咋市 柴垣海岸	0.49	5.91	0.69	8.22	0.24	2.94
鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	0.15	1.75	0.24	2.92	0.09	1.06
兵庫県淡路市 松帆海岸	0.26	3.17	0.19	2.29	0.06	0.66

表 2.4-9 (1) 2011 年度（平成 23 年度）の大項目別の年間漂着量（年当たり）

大項目	年間漂着量(kg/m/年)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	1.13	10.85	14.36	11.76	4.12	1.20	1.33
発泡プラスチック(発泡スチロール)	0.23	0.35	0.65	0.09	0.18	0.21	0.14
布	0.01	0.02	0.12	0.01	0.06	0.01	0.01
ガラス&陶器	0.23	1.95	0.21	0.18	0.39	0.07	0.22
金属	0.03	0.57	0.27	0.25	0.04	0.03	0.12
紙&ダンボール	0.00	0.01	0.00	0.01	0.01	0.00	0.03
ゴム	0.09	0.76	0.20	0.24	0.08	0.05	0.09
木(木材等)	0.29	52.14	11.88	5.98	1.02	0.17	1.19
灌木	0.52	352.18	2.61	2.94	2.34	4.42	7.54
流木	0.75	31.22	2.08	0.25	7.66	4.19	10.02
その他	0.00	14.12	0.00	0.13	0.01	0.00	0.04
合計	3.29	464.16	32.38	21.83	15.92	10.35	20.74

表 2.4-10 (1) 2011 年度（平成 23 年度）の大項目別の年間漂着量（年当たり）  
（灌木、流木の自然物を除く）

大項目	年間漂着フラックス(kg/m/年)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	1.13	10.85	14.36	11.76	4.12	1.20	1.33
発泡プラスチック (発泡スチロール)	0.23	0.35	0.65	0.09	0.18	0.21	0.14
布	0.01	0.02	0.12	0.01	0.06	0.01	0.01
ガラス&陶器	0.23	1.95	0.21	0.18	0.39	0.07	0.22
金属	0.03	0.57	0.27	0.25	0.04	0.03	0.12
紙&ダンボール	0.00	0.01	0.00	0.01	0.01	0.00	0.03
ゴム	0.09	0.76	0.20	0.24	0.08	0.05	0.09
木(木材等)	0.29	52.14	11.88	5.98	1.02	0.17	1.19
その他	0.00	14.12	0.00	0.13	0.01	0.00	0.04
合計	2.02	80.77	27.69	18.64	5.91	1.75	3.17

表 2.4-9 (2) 2012 年度 (平成 24 年度) の大項目別の年間漂着量 (年当たり)

大項目	年間漂着量 (kg/m/年)						
		茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県南さつま市 吹上浜 (前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	1.49	2.18	27.99	7.63	5.37	0.88	1.20
発泡プラスチック (発泡スチロール)	0.26	0.03	9.89	0.10	0.27	0.01	0.11
布	0.00	0.05	0.01	0.02	0.04	0.07	0.01
ガラス&陶器	0.24	0.34	0.06	0.04	0.50	0.03	0.11
金属	0.04	0.05	0.06	0.01	0.12	0.02	0.15
紙&ダンボール	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00	0.00	0.03
ゴム	0.17	0.11	0.29	0.17	0.22	0.41	0.16
木 (木材等)	0.05	0.90	7.79	3.79	1.68	0.69	0.52
灌木	0.08	4.61	4.41	0.93	0.27	1.86	2.56
流木	2.27	4.78	7.10	0.07	2.99	1.40	6.13
その他	0.01	0.00	0.00	0.01	0.01	0.81	0.00
合計	4.61	13.05	57.61	12.79	11.48	6.19	10.98

表 2.4-10 (2) 2012 年度 (平成 24 年度) の大項目別の年間漂着量 (年当たり)  
(灌木、流木の自然物を除く)

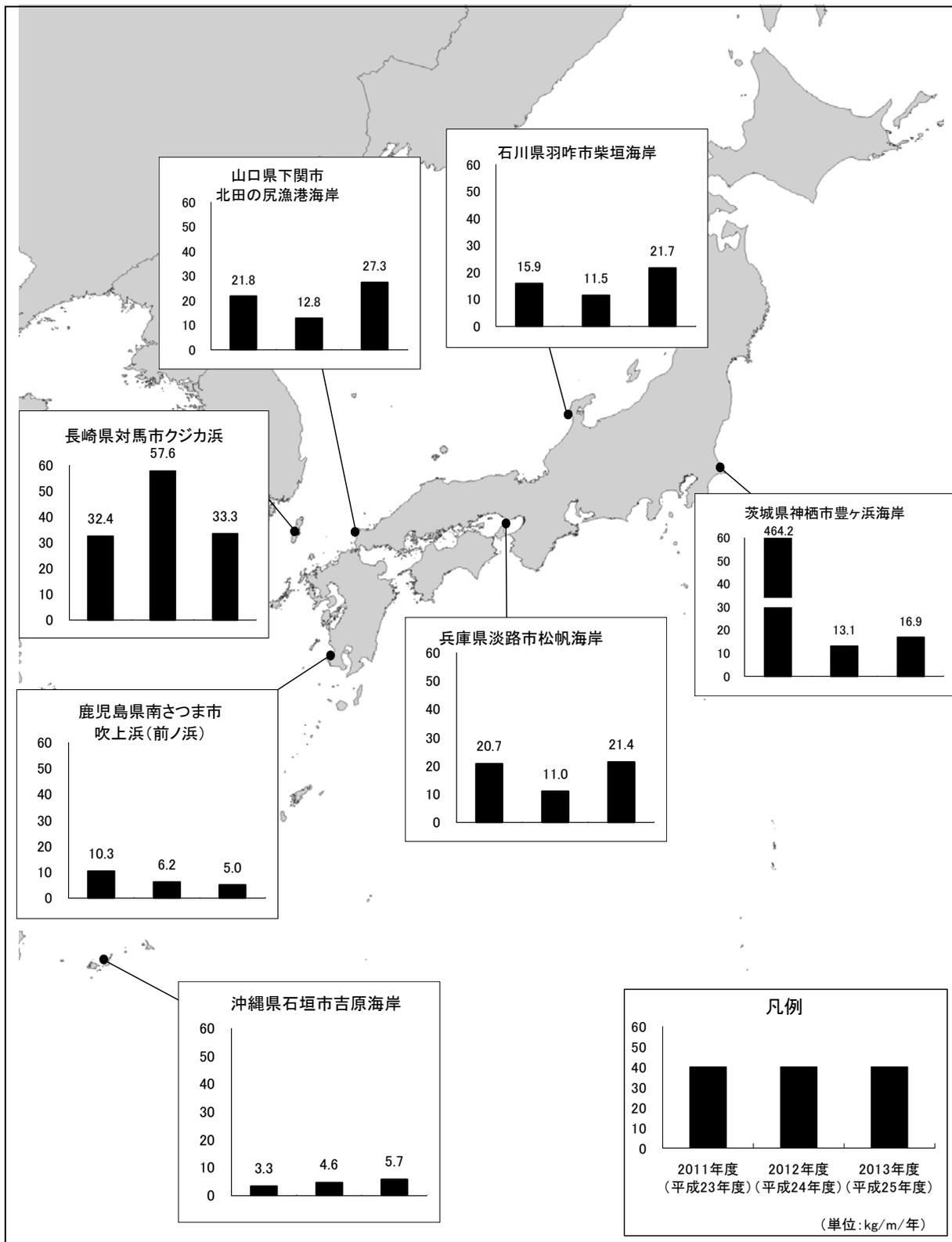
大項目	年間漂着フラックス (kg/m/年)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県南さつま市 吹上浜 (前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	1.49	2.18	27.99	7.63	5.37	0.88	1.20
発泡プラスチック (発泡スチロール)	0.26	0.03	9.89	0.10	0.27	0.01	0.11
布	0.00	0.05	0.01	0.02	0.04	0.07	0.01
ガラス&陶器	0.24	0.34	0.06	0.04	0.50	0.03	0.11
金属	0.04	0.05	0.06	0.01	0.12	0.02	0.15
紙&ダンボール	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00	0.00	0.03
ゴム	0.17	0.11	0.29	0.17	0.22	0.41	0.16
木 (木材等)	0.05	0.90	7.79	3.79	1.68	0.69	0.52
その他	0.01	0.00	0.00	0.01	0.01	0.81	0.00
合計	2.26	3.66	46.11	11.79	8.22	2.92	2.29

表 2.4-9 (3) 2013 年度（平成 25 年度）の大項目別の年間漂着量（年当たり）

大項目	年間漂着フラックス(kg/m/年)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	1.41	4.64	4.90	19.26	2.27	0.64	0.14
発泡プラスチック(発泡スチロール)	0.15	0.55	0.34	0.10	0.18	0.01	0.03
布	0.00	0.00	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01
ガラス&陶器	0.18	0.58	0.10	0.10	0.20	0.05	0.03
金属	0.02	0.01	0.16	0.01	0.03	0.05	0.02
紙&ダンボール	0.00	0.01	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00
ゴム	0.09	0.05	0.12	0.30	0.06	0.06	0.01
木(木材等)	0.28	1.70	10.14	4.82	0.19	0.23	0.34
灌木	0.15	4.61	5.27	0.90	6.62	2.40	10.09
流木	3.39	4.78	12.24	1.80	12.10	1.56	10.64
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.09
合計	5.68	16.93	33.28	27.34	21.65	5.02	21.39

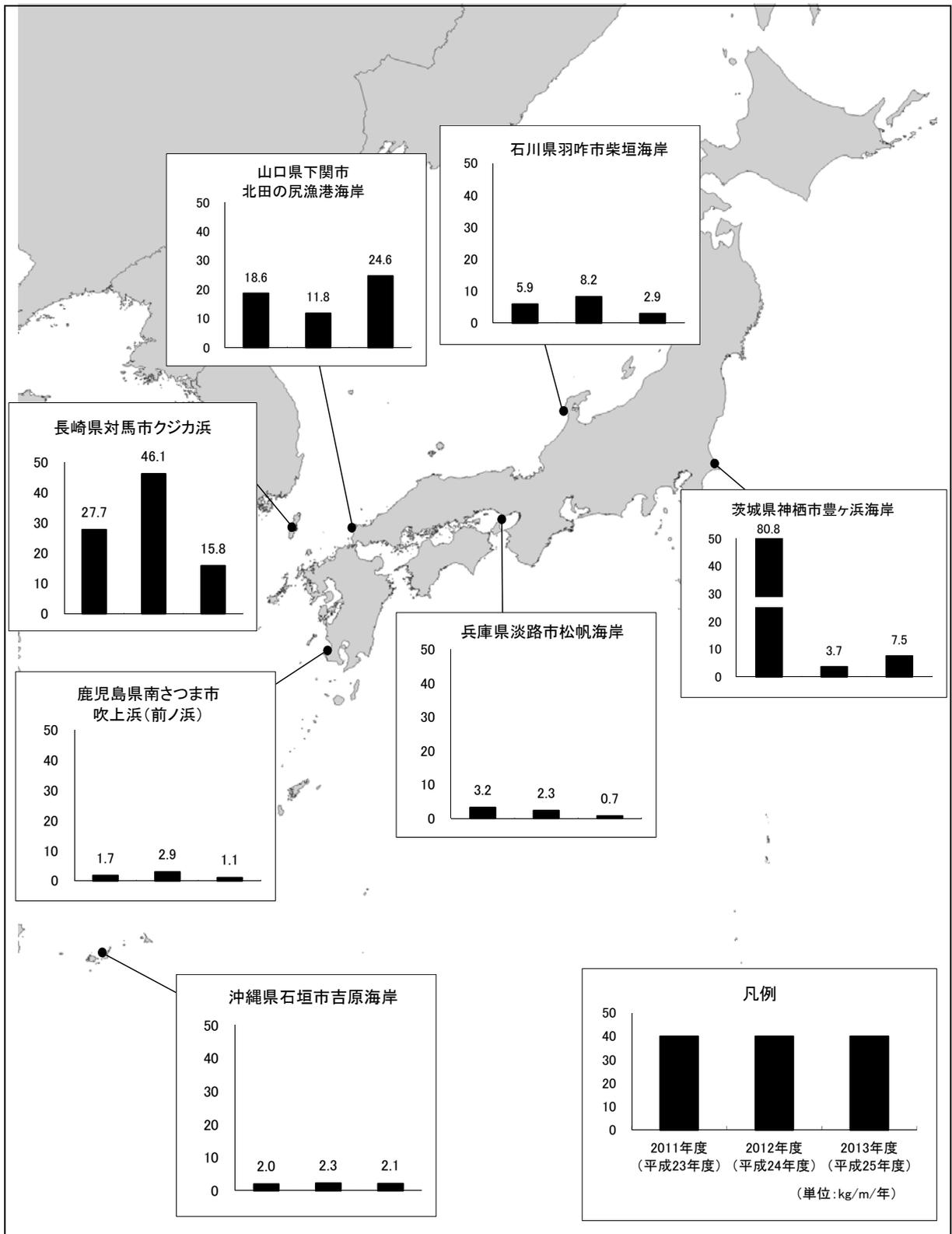
表 2.4-10 (3) 2013 年度（平成 25 年度）の大項目別の年間漂着量（年当たり）  
（灌木、流木の自然物を除く）

大項目	年間漂着フラックス(kg/m/年)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	1.41	4.64	4.90	19.26	2.27	0.64	0.14
発泡プラスチック (発泡スチロール)	0.15	0.55	0.34	0.10	0.18	0.01	0.03
布	0.00	0.00	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01
ガラス&陶器	0.18	0.58	0.10	0.10	0.20	0.05	0.03
金属	0.02	0.01	0.16	0.01	0.03	0.05	0.02
紙&ダンボール	0.00	0.01	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00
ゴム	0.09	0.05	0.12	0.30	0.06	0.06	0.01
木(木材等)	0.28	1.70	10.14	4.82	0.19	0.23	0.34
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.09
合計	2.14	7.53	15.78	24.64	2.94	1.06	0.66



注) 茨城県神栖市豊ヶ浜海岸の2011年度(平成23年度)の冬季(2011年12月~2012年2月)の漂着量は、2011年(平成23年)3月の東日本大震災や2011年(平成23年)9月下旬の台風15号により、大量のがれきやアシ、ヨシが漂着していたことによって、漂着量は大きくなっている。

図 2.4-3 2011年度(平成23年度)~2013年度(平成25年度)の年間漂着量(kg/m/年)



注) 茨城県神栖市豊ヶ浜海岸の2011年度(平成23年度)の冬季(2011年12月~2012年2月)の漂着量は、2011年(平成23年)3月の東日本大震災や2011年(平成23年)9月下旬の台風15号により、大量のがれきやアシ、ヨシが漂着していたことによって、漂着量は大きくなっている。

図 2.4-4 2011年度(平成23年度)~2013年度(平成25年度)の年間漂着量(kg/m/年)  
(灌木、流木の自然物を除く)

## 2.4.2 容量の調査結果

### (1) 年度別の季節別漂着量

モニタリング調査結果を用いて、年度別の季節別漂着量を算出した結果を表 2.4-11、表 2.4-13、図 2.4-5 に示す。また、参考として、2011 年度（平成 23 年度）の春季～秋季（2011 年 3 月～11 月）の漂着量を表 2.4-15 に示す。これは、春季から秋季までの 3 季にわたる計測であるため、参考とした。

さらに、人工物の状況を把握するために、流木・灌木の自然物を除いた。その結果を表 2.4-12、表 2.4-14、図 2.4-6 および表 2.4-16 に示す。

#### a. 2010 年度（平成 22 年度）の秋季（2010 年 9 月～11 月）の漂着量

2010 年度（平成 22 年度）の秋季（2010 年 9 月～11 月）における漂着量は、長崎県対馬市クジカ浜が 79.40 L/m/月で調査を実施した 7 地域の中で最も大きかった。長崎県対馬市クジカ浜での大項目では、木（木材等）と灌木、流木の漂着量が大きかった。その他の調査地域では 8.55～30.42 L/m/月程度であった。

流木・灌木の自然物を除いた人工物では、2010 年度（平成 22 年度）の秋季（2010 年 9 月～11 月）における漂着量は、長崎県対馬市クジカ浜が 40.78 L/m/月で調査を実施した 7 地域の中で最も大きかった。その他の調査地域では 0.47～28.48 L/m/月程度であった。

#### b. 2010 年度（平成 22 年度）の冬季（2010 年 12 月～2011 年 2 月）の漂着量

2010 年度（平成 22 年度）の冬季（2010 年 12 月～2011 年 2 月）における漂着量は、6.24～54.11 L/m/月であった。上記の秋季の漂着量の大きかった長崎県対馬市クジカ浜では、木（木材等）と灌木、流木の漂着量が低下したため、全体の漂着量も低くなった。

流木・灌木の自然物を除いた人工物では、2010 年度（平成 22 年度）の冬季（2010 年 12 月～2011 年 2 月）における漂着量は、2.64～53.28 L/m/月であった。

#### c. 2011 年度（平成 23 年度）の冬季（2011 年 12 月～2012 年 2 月）の漂着量

2011 年度（平成 23 年度）の冬季（2011 年 12 月～2012 年 2 月）における漂着量は、茨城県神栖市豊ヶ浜海岸が 429.50 L/m/月で調査を実施した 7 地域の中で最も大きかった。これは、現地の状況等から、前回調査（2011 年 11 月）以後、海域からの漂着よりも横方向からの移動が多く含まれているものと推察された。その他の調査地域では 6.70～32.19 kg/m/月程度であった。

流木・灌木の自然物を除いた人工物では、茨城県神栖市豊ヶ浜海岸が 78.59 L/m/月で調査を実施した 7 地域の中で最も大きかった。その他の調査地域では 3.19～26.99 kg/m/月程度であった。

表 2.4-11 年度別の季節別漂着量の算出結果（単位：L/m/月）

地域名	2010年度（平成22年度）		2011年度 （平成23年度）
	秋季（2010年 9月～11月） （L/m/月）	冬季（2010年 12月～2011年2月） （L/m/月）	冬季（2011年 12月～2012年2月） （L/m/月）
沖縄県石垣市 吉原海岸	10.07	12.05	6.70
茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	15.62	36.12	429.50
長崎県対馬市 クジカ浜	79.40	21.20	32.19
山口県下関市 北田の尻漁港海岸	30.42	54.11	20.97
石川県羽咋市 柴垣海岸	19.09	18.30	10.49
鹿児島県南さつま市 吹上浜（前ノ浜）	8.55	19.61	24.13
兵庫県淡路市 松帆海岸	13.16	6.24	12.71

表 2.4-12 年度別の季節別漂着量の算出結果（単位：L/m/月）

（灌木、流木の自然物を除く）

地域名	2010年度（平成22年度）		2011年度 （平成23年度）
	秋季（2010年 9月～11月） （L/m/月）	冬季（2010年 12月～2011年2月） （L/m/月）	冬季（2011年 12月～2012年2月） （L/m/月）
沖縄県石垣市 吉原海岸	5.73	11.15	5.36
茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	8.04	31.24	78.59
長崎県対馬市 クジカ浜	40.78	17.07	26.99
山口県下関市 北田の尻漁港海岸	28.48	53.28	19.70
石川県羽咋市 柴垣海岸	13.47	16.93	9.35
鹿児島県南さつま市 吹上浜（前ノ浜）	0.47	7.95	3.34
兵庫県淡路市 松帆海岸	7.44	2.64	3.19

表 2.4-13 (1) 2010 年度（平成 22 年度）の秋季（2010 年 9 月～11 月）の漂着量

大項目	漂着フラックス(L/m/月)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県 南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	4.16	7.21	8.00	21.54	9.28	0.37	3.16
発泡プラスチック (発泡スチロール)	0.58	0.12	4.64	1.97	1.75	0.02	3.32
布	0.02	0.01	0.03	0.02	0.60	0.00	0.01
ガラス&陶器	0.05	0.11	0.07	0.08	0.59	0.03	0.07
金属	0.03	0.05	0.06	0.02	0.03	0.00	0.40
紙&ダンボール	0.00	0.01	0.00	0.00	0.04	0.01	0.04
ゴム	0.10	0.11	0.74	0.31	0.43	0.01	0.13
木(木材等)	0.78	0.41	27.25	4.54	0.76	0.02	0.32
灌木	1.84	6.27	24.25	1.68	5.29	5.14	3.62
流木	2.51	1.31	14.38	0.26	0.33	2.94	2.10
その他	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	10.07	15.62	79.40	30.42	19.09	8.55	13.16

表 2.4-14 (1) 2010 年度（平成 22 年度）の秋季（2010 年 9 月～11 月）の漂着量

(灌木、流木の自然物を除く)

大項目	漂着フラックス(L/m/月)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県 南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	4.16	7.21	8.00	21.54	9.28	0.37	3.16
発泡プラスチック (発泡スチロール)	0.58	0.12	4.64	1.97	1.75	0.02	3.32
布	0.02	0.01	0.03	0.02	0.60	0.00	0.01
ガラス&陶器	0.05	0.11	0.07	0.08	0.59	0.03	0.07
金属	0.03	0.05	0.06	0.02	0.03	0.00	0.40
紙&ダンボール	0.00	0.01	0.00	0.00	0.04	0.01	0.04
ゴム	0.10	0.11	0.74	0.31	0.43	0.01	0.13
木(木材等)	0.78	0.41	27.25	4.54	0.76	0.02	0.32
その他	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	5.73	8.04	40.78	28.48	13.47	0.47	7.44

表 2.4-13 (2) 2010 年度（平成 22 年度）の冬季（2010 年 12 月～2011 年 2 月）の漂着量

大項目	漂着フラックス(L/m/月)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県 南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	7.71	29.55	10.31	43.27	11.45	6.56	1.78
発泡プラスチック (発泡スチロール)	2.07	0.03	2.53	0.97	4.81	0.13	0.28
布	0.01	0.01	0.10	0.12	0.04	0.01	0.00
ガラス&陶器	0.24	0.29	0.11	0.09	0.29	0.02	0.10
金属	0.03	0.33	0.25	0.17	0.04	0.02	0.26
紙&ダンボール	0.01	0.08	0.15	0.06	0.00	0.02	0.02
ゴム	0.10	0.06	0.14	0.22	0.12	0.04	0.07
木(木材等)	0.94	0.90	3.32	8.35	0.18	1.15	0.13
灌木	0.90	2.81	3.40	0.83	1.37	4.01	2.17
流木	0.00	2.08	0.73	0.00	0.00	7.65	1.43
その他	0.04	0.00	0.14	0.03	0.00	0.00	0.00
合計	12.05	36.12	21.20	54.11	18.30	19.61	6.24

表 2.4-14 (2) 2010 年度（平成 22 年度）の冬季（2010 年 12 月～2011 年 2 月）の漂着量

(灌木、流木の自然物を除く)

大項目	漂着フラックス(L/m/月)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県 南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	7.71	29.55	10.31	43.27	11.45	6.56	1.78
発泡プラスチック (発泡スチロール)	2.07	0.03	2.53	0.97	4.81	0.13	0.28
布	0.01	0.01	0.10	0.12	0.04	0.01	0.00
ガラス&陶器	0.24	0.29	0.11	0.09	0.29	0.02	0.10
金属	0.03	0.33	0.25	0.17	0.04	0.02	0.26
紙&ダンボール	0.01	0.08	0.15	0.06	0.00	0.02	0.02
ゴム	0.10	0.06	0.14	0.22	0.12	0.04	0.07
木(木材等)	0.94	0.90	3.32	8.35	0.18	1.15	0.13
その他	0.04	0.00	0.14	0.03	0.00	0.00	0.00
合計	11.15	31.24	17.07	53.28	16.93	7.95	2.64

表 2.4-13 (3) 2011 年度（平成 23 年度）の冬季（2011 年 12 月～2012 年 2 月）の漂着量

大項目	漂着フラックス(L/m/月)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	3.67	45.63	10.62	14.93	7.52	1.59	1.39
発泡プラスチック (発泡スチロール)	1.43	1.88	4.54	0.12	0.80	0.06	0.47
布	0.01	0.01	0.42	0.00	0.05	0.02	0.01
ガラス&陶器	0.08	3.13	0.61	0.11	0.41	0.02	0.20
金属	0.02	0.19	0.12	0.38	0.02	0.05	0.36
紙&ダンボール	0.00	0.01	0.02	0.03	0.00	0.01	0.05
ゴム	0.04	0.25	0.03	0.20	0.06	0.03	0.16
木(木材等)	0.12	15.63	10.64	3.93	0.49	1.55	0.56
灌木	0.33	328.75	2.80	0.80	0.24	10.24	7.43
流木	1.00	22.16	2.40	0.47	0.90	10.55	2.09
その他	0.00	11.88	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	6.70	429.50	32.19	20.97	10.49	24.13	12.71

表 2.4-14 (3) 2011 年度（平成 23 年度）の冬季（2011 年 12 月～2012 年 2 月）の漂着量  
(灌木、流木の自然物を除く)

大項目	漂着フラックス(L/m/月)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	3.67	45.63	10.62	14.93	7.52	1.59	1.39
発泡プラスチック (発泡スチロール)	1.43	1.88	4.54	0.12	0.80	0.06	0.47
布	0.01	0.01	0.42	0.00	0.05	0.02	0.01
ガラス&陶器	0.08	3.13	0.61	0.11	0.41	0.02	0.20
金属	0.02	0.19	0.12	0.38	0.02	0.05	0.36
紙&ダンボール	0.00	0.01	0.02	0.03	0.00	0.01	0.05
ゴム	0.04	0.25	0.03	0.20	0.06	0.03	0.16
木(木材等)	0.12	15.63	10.64	3.93	0.49	1.55	0.56
その他	0.00	11.88	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	5.36	78.59	26.99	19.70	9.35	3.34	3.19

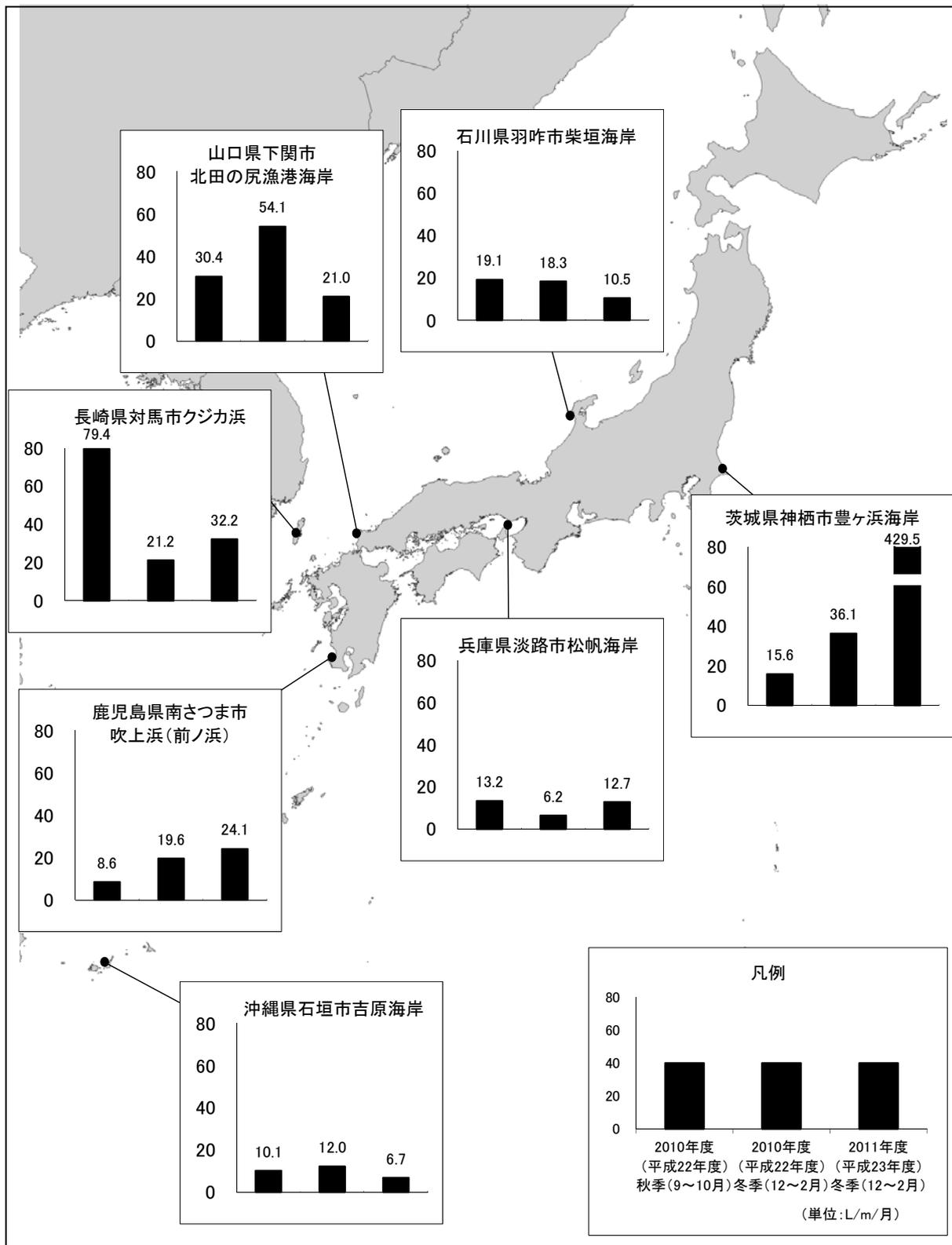
表 2.4-15 2011 年度（平成 23 年度）の春季～秋季（2011 年 3 月～11 月）の漂着量

大項目	漂着フラックス(L/m/月)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県 南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	0.71	5.44	11.61	9.78	0.22	0.26	1.54
発泡プラスチック (発泡スチロール)	0.62	0.22	0.77	0.26	0.25	0.51	0.53
布	0.00	0.00	0.05	0.00	0.01	0.00	0.00
ガラス&陶器	0.03	0.29	0.05	0.01	0.02	0.01	0.05
金属	0.00	0.17	0.09	0.02	0.00	0.01	0.06
紙&ダンボール	0.00	0.00	0.08	0.00	0.00	0.00	0.03
ゴム	0.03	0.12	0.10	0.06	0.00	0.01	0.04
木(木材等)	0.07	27.06	2.31	1.03	0.05	0.04	0.28
灌木	0.21	154.22	0.93	0.63	1.46	1.80	14.03
流木	0.04	7.84	0.49	0.01	2.72	2.10	2.34
その他	0.00	0.00	0.00	0.08	0.00	0.00	0.02
合計	1.73	195.37	16.49	11.89	4.72	4.74	18.92

表 2.4-16 2011 年度（平成 23 年度）の春季～秋季（2011 年 3 月～11 月）の漂着量

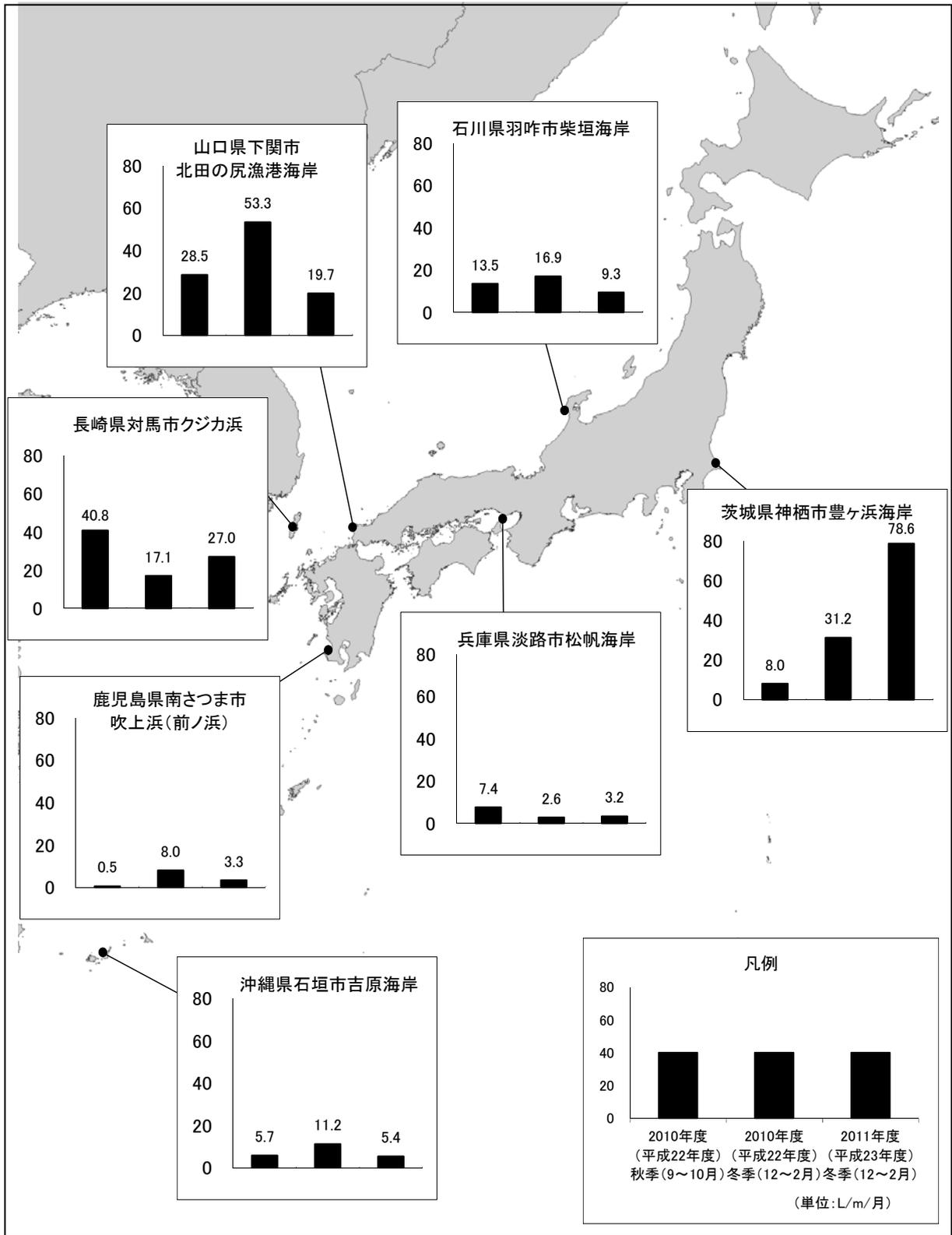
(灌木、流木の自然物を除く)

大項目	漂着フラックス(L/m/月)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県 南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	0.71	5.44	11.61	9.78	0.22	0.26	1.54
発泡プラスチック (発泡スチロール)	0.62	0.22	0.77	0.26	0.25	0.51	0.53
布	0.00	0.00	0.05	0.00	0.01	0.00	0.00
ガラス&陶器	0.03	0.29	0.05	0.01	0.02	0.01	0.05
金属	0.00	0.17	0.09	0.02	0.00	0.01	0.06
紙&ダンボール	0.00	0.00	0.08	0.00	0.00	0.00	0.03
ゴム	0.03	0.12	0.10	0.06	0.00	0.01	0.04
木(木材等)	0.07	27.06	2.31	1.03	0.05	0.04	0.28
その他	0.00	0.00	0.00	0.08	0.00	0.00	0.02
合計	1.48	33.31	15.07	11.25	0.54	0.83	2.55



注) 茨城県神栖市豊ヶ浜海岸の2011年度(平成23年度)の冬季(2011年12月~2012年2月)の漂着量は、2011年(平成23年)3月の東日本大震災や2011年(平成23年)9月下旬の台風15号により、大量のがれきやアシ、ヨシが漂着していたことによって、漂着量は大きくなっている。

図 2.4-5 年度別の季節別漂着量(L/m/月)



注) 茨城県神栖市豊ヶ浜海岸の2011年度(平成23年度)の冬季(2011年12月~2012年2月)の漂着量は、2011年(平成23年)3月の東日本大震災や2011年(平成23年)9月下旬の台風15号により、大量のがれきやアシ、ヨシが漂着していたことによって、漂着量は大きくなっている。

図 2.4-6 年度別の季節別漂着量(L/m/月)

(灌木、流木の自然物を除く)

## (2) 年度別の年間漂着量

調査結果を用いて、年度別の年間漂着量を算出した結果を表 2.4-17、図 2.4-7 に、大項目別の年度別の年間漂着量を表 2.4-19 示す。

2011 年度（平成 23 年度）の年間漂着量は、東日本大震災や台風により、大量のがれきやアシ、ヨシが漂着し、漂着量が大きくなっていると推察された茨城県神栖市豊ヶ浜海岸を除いて、2.97～20.42 L/m/月（35.66～245.02 L/m/年）の範囲にあった。

2012 年度（平成 24 年度）の年間漂着量は、3.52～38.66 L/m/月（42.22～463.93 L/m/年）の範囲にあった。

2013 年度（平成 25 年度）の年間漂着量は、2.58～14.25 L/m/月（30.92～171.00 L/m/年）の範囲にあった。

また、人工物の状況を把握するために、流木・灌木の自然物を除いた。その結果を表 2.4-18、図 2.4-8 および表 2.4-20 に示す。

2011 年度（平成 23 年度）の年間漂着量は、東日本大震災や台風により、大量のがれきやアシ、ヨシが漂着し、漂着量が大きくなっていると推察された茨城県神栖市豊ヶ浜海岸を除いて、1.46～18.05 L/m/月（17.53～216.57 L/m/年）の範囲にあった。

2012 年度（平成 24 年度）の年間漂着量は、1.07～36.36 L/m/月（12.82～436.29 L/m/年）の範囲にあった。

2013 年度（平成 25 年度）の年間漂着量は、0.44～13.23 L/m/月（5.32～158.77 L/m/年）の範囲にあった。

表 2.4-17 2011年度（平成23年度）～2013年度（平成25年度）の年間漂着量

地域名	2011年度(平成23年度)		2012年度(平成24年度)		2013年度(平成25年度)	
	月当たり (L/m/月)	年間当たり (L/m/年)	月当たり (L/m/月)	年間当たり (L/m/年)	月当たり (L/m/月)	年間当たり (L/m/年)
沖縄県石垣市 吉原海岸	2.97	35.66	3.60	43.24	2.58	30.92
茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	253.90	3046.84	6.29	75.42	6.40	76.82
長崎県対馬市 クジカ浜	20.42	245.02	38.66	463.93	12.21	146.47
山口県下関市 北田の尻漁港海岸	14.16	169.91	9.59	115.09	14.25	171.00
石川県羽咋市 柴垣海岸	6.16	73.98	4.76	57.12	11.00	132.03
鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	9.59	115.04	3.52	42.22	3.69	44.27
兵庫県淡路市 松帆海岸	17.37	208.42	5.02	60.20	11.12	133.49

表 2.4-18 2011年度（平成23年度）～2013年度（平成25年度）の年間漂着量

（灌木、流木の自然物を除く）

地域名	2011年度(平成23年度)		2012年度(平成24年度)		2013年度(平成25年度)	
	月当たり (L/m/月)	年間当たり (L/m/年)	月当たり (L/m/月)	年間当たり (L/m/年)	月当たり (L/m/月)	年間当たり (L/m/年)
沖縄県石垣市 吉原海岸	2.45	29.38	3.08	36.98	1.89	22.64
茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	44.63	535.54	2.30	27.62	3.45	41.41
長崎県対馬市 クジカ浜	18.05	216.57	36.36	436.29	7.38	88.59
山口県下関市 北田の尻漁港海岸	13.36	160.35	9.19	110.29	13.23	158.77
石川県羽咋市 柴垣海岸	2.74	32.93	4.58	54.95	3.20	38.41
鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	1.46	17.53	1.07	12.82	0.71	8.57
兵庫県淡路市 松帆海岸	2.71	32.55	1.84	22.12	0.44	5.32

表 2.4-19 (1) 2011 年度（平成 23 年度）の大項目別の年間漂着量（年当たり）

大項目	年間漂着フラックス(L/m/月)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	17.40	185.87	136.33	132.80	24.51	7.14	18.01
発泡プラスチック (発泡スチロール)	9.92	7.65	20.53	2.74	4.67	4.74	6.17
布	0.04	0.04	1.72	0.02	0.19	0.07	0.02
ガラス&陶器	0.55	11.94	2.31	0.40	1.38	0.13	1.08
金属	0.06	2.09	1.18	1.34	0.07	0.26	1.58
紙&ダンボール	0.00	0.05	0.80	0.09	0.01	0.04	0.45
ゴム	0.37	1.86	0.99	1.10	0.18	0.14	0.87
木(木材等)	1.03	290.42	52.73	21.09	1.91	5.01	4.17
灌木	2.90	2374.25	16.80	8.07	13.85	46.92	148.51
流木	3.38	137.05	11.64	1.49	27.20	50.59	27.36
その他	0.00	35.63	0.00	0.76	0.00	0.00	0.21
合計	35.66	3046.84	245.02	169.91	73.98	115.04	208.42

表 2.4-20 (1) 2011 年度（平成 23 年度）の大項目別の年間漂着量（年当たり）  
（灌木、流木の自然物を除く）

大項目	年間漂着フラックス(L/m/年)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	17.40	185.87	136.33	132.80	24.51	7.14	18.01
発泡プラスチック (発泡スチロール)	9.92	7.65	20.53	2.74	4.67	4.74	6.17
布	0.04	0.04	1.72	0.02	0.19	0.07	0.02
ガラス&陶器	0.55	11.94	2.31	0.40	1.38	0.13	1.08
金属	0.06	2.09	1.18	1.34	0.07	0.26	1.58
紙&ダンボール	0.00	0.05	0.80	0.09	0.01	0.04	0.45
ゴム	0.37	1.86	0.99	1.10	0.18	0.14	0.87
木(木材等)	1.03	290.42	52.73	21.09	1.91	5.01	4.17
その他	0.00	35.63	0.00	0.76	0.00	0.00	0.21
合計	29.38	535.54	216.57	160.35	32.93	17.53	32.55

表 2.4-19 (2) 2012 年度（平成 24 年度）の大項目別の年間漂着量（年当たり）

大項目	年間漂着フラックス(L/m/月)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	23.30	19.83	210.69	90.00	45.87	8.38	14.20
発泡プラスチック (発泡スチロール)	12.20	0.99	201.25	3.40	6.97	0.16	3.84
布	0.00	0.10	0.26	0.07	0.08	0.44	0.05
ガラス&陶器	0.46	0.40	0.10	0.07	0.62	0.06	0.26
金属	0.16	0.15	0.26	0.05	0.09	0.16	1.31
紙&ダンボール	0.00	0.00	0.04	0.16	0.01	0.01	0.52
ゴム	0.76	0.20	1.87	0.54	0.14	1.73	0.74
木(木材等)	0.09	5.95	21.84	16.00	1.18	1.88	1.20
灌木	0.79	35.70	19.48	4.10	0.23	14.40	14.80
流木	5.46	12.10	8.16	0.70	1.94	15.00	23.28
その他	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	43.24	75.42	463.93	115.09	57.12	42.22	60.20

表 2.4-20 (2) 2012 年度（平成 24 年度）の大項目別の年間漂着量（年当たり）  
（灌木、流木の自然物を除く）

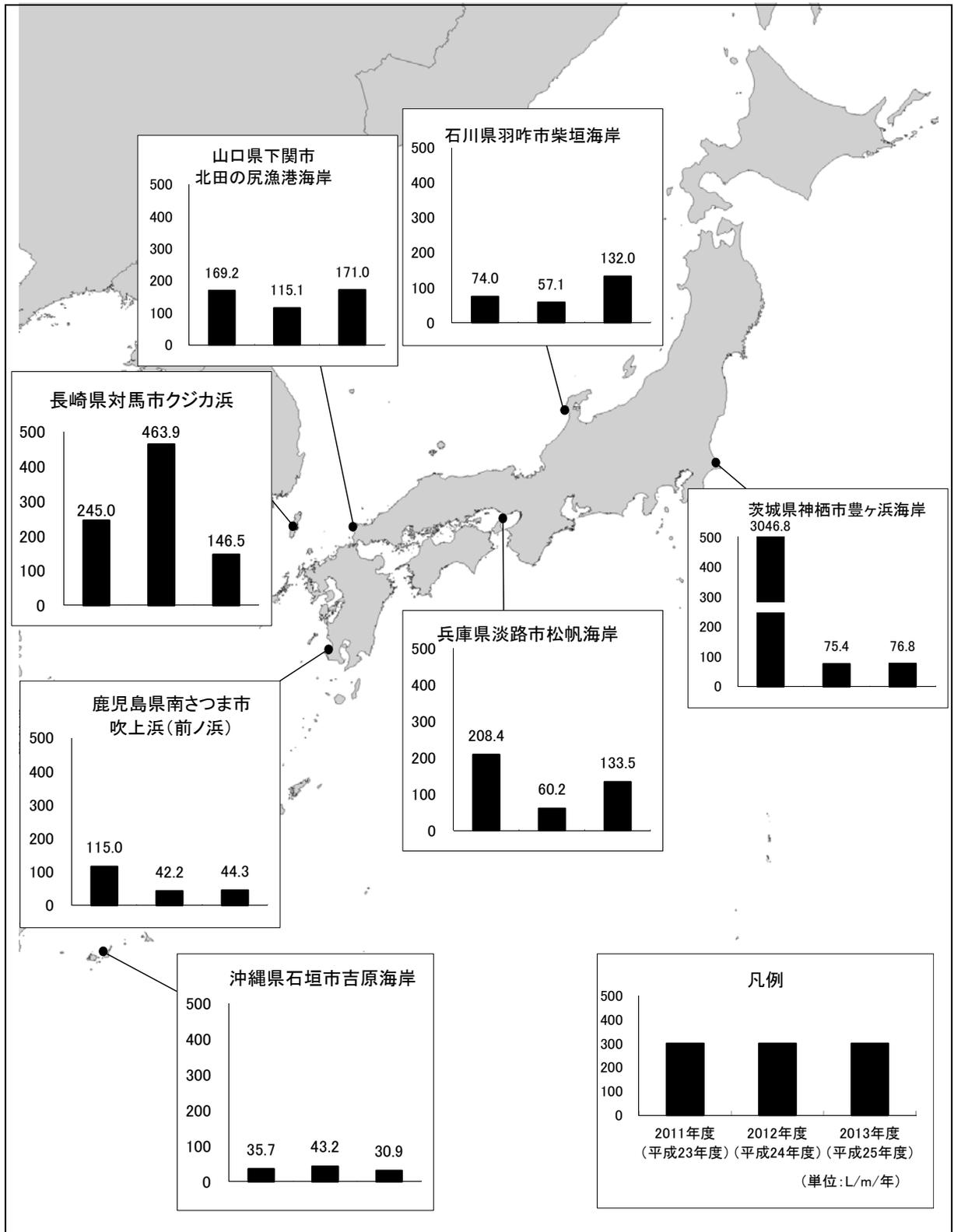
大項目	年間漂着フラックス(L/m/年)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	23.30	19.83	210.69	90.00	45.87	8.38	14.20
発泡プラスチック (発泡スチロール)	12.20	0.99	201.25	3.40	6.97	0.16	3.84
布	0.00	0.10	0.26	0.07	0.08	0.44	0.05
ガラス&陶器	0.46	0.40	0.10	0.07	0.62	0.06	0.26
金属	0.16	0.15	0.26	0.05	0.09	0.16	1.31
紙&ダンボール	0.00	0.00	0.04	0.16	0.01	0.01	0.52
ゴム	0.76	0.20	1.87	0.54	0.14	1.73	0.74
木(木材等)	0.09	5.95	21.84	16.00	1.18	1.88	1.20
その他	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	36.98	27.62	436.29	110.29	54.95	12.82	22.12

表 2.4-19 (3) 2013 年度（平成 25 年度）の大項目別の年間漂着量（年当たり）

大項目	年間漂着フラックス(L/m/月)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	13.18	25.88	53.43	147.02	24.38	6.29	1.57
発泡プラスチック (発泡スチロール)	7.18	5.95	9.90	1.25	12.38	0.34	1.07
布	0.00	0.00	0.09	0.31	0.02	0.11	0.02
ガラス&陶器	0.85	1.19	0.26	0.20	0.62	0.11	0.04
金属	0.08	0.04	1.58	0.09	0.19	0.48	0.10
紙&ダンボール	0.00	0.02	0.80	0.08	0.00	0.04	0.02
ゴム	0.33	0.40	0.81	1.03	0.38	0.24	0.03
木(木材等)	1.01	7.93	21.73	8.79	0.44	0.96	1.69
灌木	0.59	17.85	27.40	6.45	43.96	22.41	114.97
流木	7.69	17.55	30.48	5.78	49.66	13.29	13.20
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.77
合計	30.92	76.82	146.47	171.00	132.03	44.27	133.49

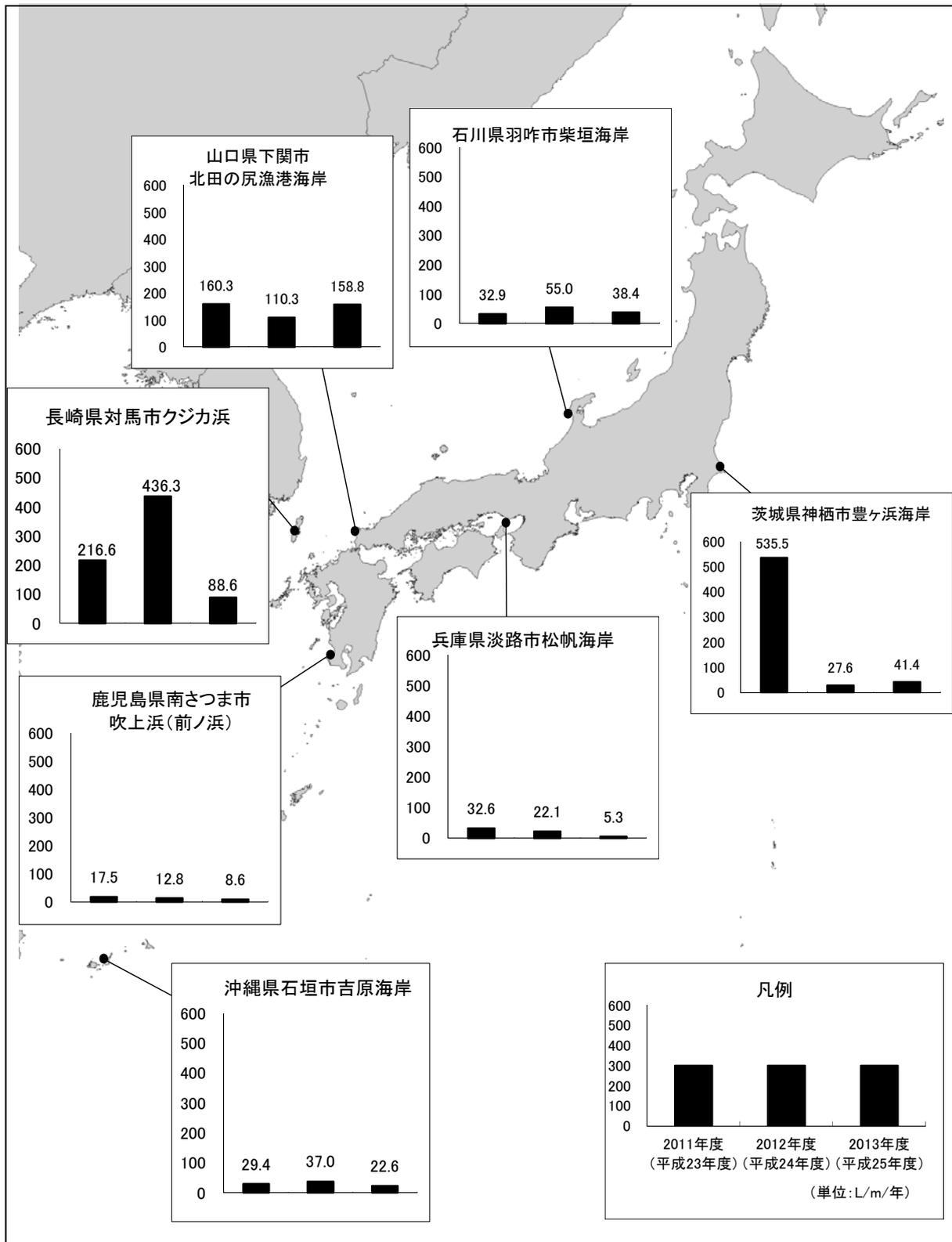
表 2.4-20 (3) 2013 年度（平成 25 年度）の大項目別の年間漂着量（年当たり）  
（灌木、流木の自然物を除く）

大項目	年間漂着フラックス(L/m/年)						
	沖縄県石垣市 吉原海岸	茨城県神栖市 豊ヶ浜海岸	長崎県対馬市 クジカ浜	山口県下関市 北田の尻漁港海岸	石川県羽咋市 柴垣海岸	鹿児島県南さつま市 吹上浜(前ノ浜)	兵庫県淡路市 松帆海岸
プラスチック	13.18	25.88	53.43	147.02	24.38	6.29	1.57
発泡プラスチック (発泡スチロール)	7.18	5.95	9.90	1.25	12.38	0.34	1.07
布	0.00	0.00	0.09	0.31	0.02	0.11	0.02
ガラス&陶器	0.85	1.19	0.26	0.20	0.62	0.11	0.04
金属	0.08	0.04	1.58	0.09	0.19	0.48	0.10
紙&ダンボール	0.00	0.02	0.80	0.08	0.00	0.04	0.02
ゴム	0.33	0.40	0.81	1.03	0.38	0.24	0.03
木(木材等)	1.01	7.93	21.73	8.79	0.44	0.96	1.69
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.77
合計	22.64	41.41	88.59	158.77	38.41	8.57	5.32



注) 茨城県神栖市豊ヶ浜海岸の2011年度(平成23年度)の冬季(2011年12月~2012年2月)の漂着量は、2011年(平成23年)3月の東日本大震災や2011年(平成23年)9月下旬の台風15号により、大量のがれきやアシ、ヨシが漂着していたことによって、漂着量は大きくなっている。

図 2.4-7 2011年度(平成23年度)~2013年度(平成25年度)の年間漂着量(L/m/年)



注) 茨城県神栖市豊ヶ浜海岸の2011年度(平成23年度)の冬季(2011年12月~2012年2月)の漂着量は、2011年(平成23年)3月の東日本大震災や2011年(平成23年)9月下旬の台風15号により、大量のがれきやアシ、ヨシが漂着していたことによって、漂着量は大きくなっている。

図 2.4-8 2011年度(平成23年度)~2013年度(平成25年度)の年間漂着量(L/m/年)  
 (灌木、流木の自然物を除く)

## 2.5 かさ比重

4年間の調査結果を用いて、かさ比重を算出した結果を表 2.5-1 に示す。

表 2.5-1 かさ比重

4年間の平均(4年間の重量の計/4年間の容量の計)

分類	沖縄	茨城	長崎	山口①	山口②	石川	鹿児島	兵庫県	全地域平均	標準誤差
	かさ比重 (t/m3)									
プラスチック	0.08	0.09	0.12	0.10	0.07	0.12	0.13	0.08	0.10	0.01
発泡プラスチック (発泡スチロール)	0.02	0.07	0.05	0.04	0.03	0.03	0.05	0.02	0.04	0.01
布	0.36	0.48	0.08	0.11	0.10	0.37	0.15	0.31	0.25	0.05
ガラス&陶器	0.37	0.26	0.19	0.49	0.51	0.36	0.53	0.27	0.37	0.04
金属	0.31	0.27	0.16	0.19	0.11	0.63	0.12	0.12	0.24	0.06
紙&ダンボール	0.21	0.27	0.00	0.14	0.08	0.23	0.09	0.06	0.13	0.03
ゴム	0.24	0.34	0.19	0.26	0.15	0.28	0.25	0.15	0.23	0.02
木(木材等)	0.25	0.18	0.30	0.31	0.26	0.40	0.14	0.28	0.27	0.03
灌木	0.20	0.15	0.17	0.24	0.12	0.16	0.10	0.10	0.15	0.02
流木	0.37	0.26	0.36	0.27	0.11	0.25	0.09	0.30	0.25	0.04
その他	-	0.40	-	-	-	-	-	-	-	-
総計	0.13	0.16	0.15	0.14	0.11	0.17	0.11	0.11	0.13	0.01

4年間の総計の標準誤差

分類	沖縄	茨城	長崎	山口①	山口②	石川	鹿児島	兵庫県	全地域平均	調査地域間の 標準誤差
	かさ比重 (t/m3)									
2010年度の総計	0.14	0.17	0.19	0.12	0.11	0.15	0.11	0.10	0.14	0.01
2011年度の総計	0.09	0.15	0.10	0.13	0.11	0.19	0.09	0.12	0.12	0.01
2012年度の総計	0.11	0.17	0.12	0.11	0.10	0.20	0.14	0.18	0.14	0.01
2013年度の総計	0.18	0.19	0.23	0.16	0.11	0.16	0.11	0.10	0.16	0.02
4年間の標準誤差	0.02	0.01	0.03	0.01	0.00	0.01	0.01	0.02	0.01	

## 2.6 ペットボトル・ライターの調査結果

### 2.6.1 ペットボトル

ペットボトルの国別集計は、図 2.6-1 に示す。

- ・対馬暖流の最上流の対馬海峡の長崎県対馬市地域、対馬暖流の上流の山口県下関市地域、対馬暖流の中流の石川県羽咋市地域では、中国・韓国製の割合が大きく、日本製もみられた。
- ・東シナ海の鹿児島県南さつま市地域、瀬戸内海の兵庫県淡路市地域、黒潮の下流にあたる茨城県神栖市地域では、日本製の割合が最も大きく、中国製がみられる地域もあった。
- ・黒潮の上流にあたる沖縄県石垣市地域では、中国製の割合が大きかった。

### 2.6.2 ライター

ライターの国別集計は、図 2.6-2 に示す。

- ・対馬暖流の最上流の対馬海峡の長崎県対馬市地域、対馬暖流の上流の山口県下関市地域、対馬暖流の中流の石川県羽咋市地域では、不明を除いて、中国・韓国製の割合が大きく、日本製もみられた。
- ・東シナ海の鹿児島県南さつま市地域、瀬戸内海の兵庫県淡路市地域、黒潮の下流にあたる茨城県神栖市地域では、日本製の割合が最も大きく、中国・韓国・台湾製がみられる地域もあった。
- ・沖縄県石垣市地域では、中国・台湾製の割合が大きかった。

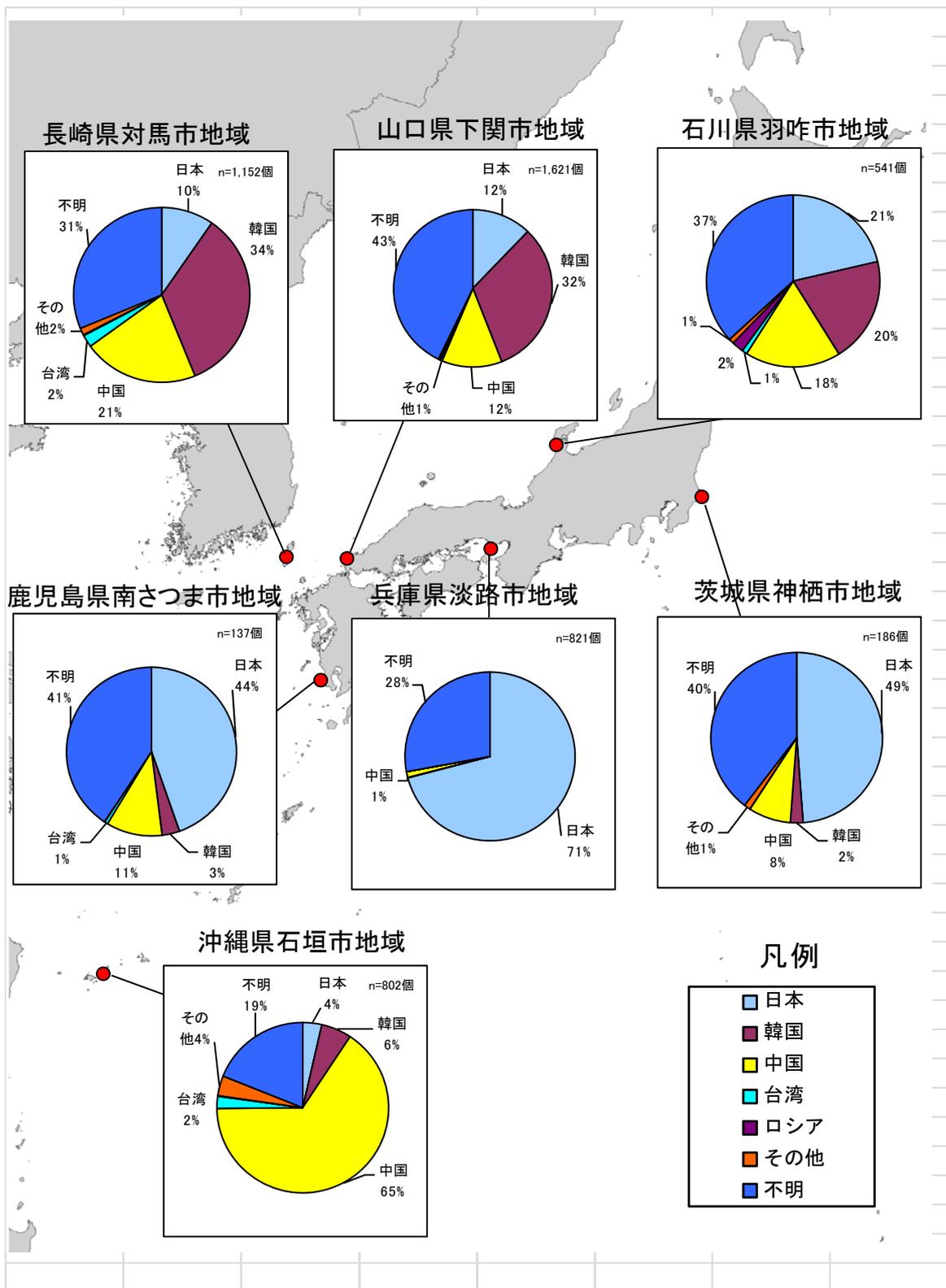


図 2.6-1 ペットボトルの国別集計

(2010年度(平成22年度)から2013年度(平成25年度)までの合計)

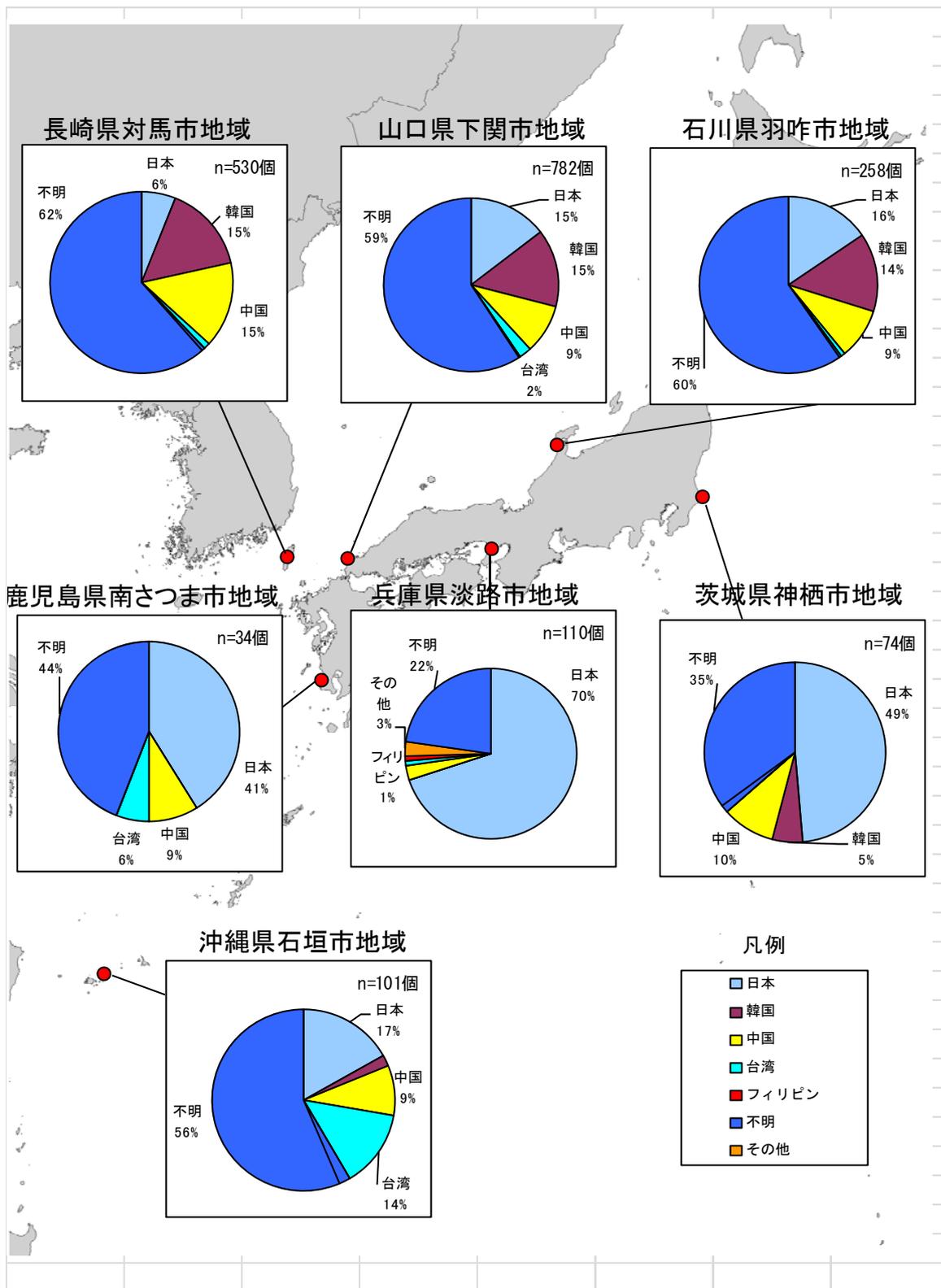


図 2.6-2 ライターの国別集計

(2010 年度 (平成 22 年度) から 2013 年度 (平成 25 年度) までの合計)

### 3. 改善点の検討と整理

#### 3.1 現存量の算定方法に関する検討

##### ①原単位の算定方法

過年度までの算出方法は、次に示すように、多少複雑であった。

- ・ 港湾区域のデータは、回収対象となった海岸線長が不明なため、港湾区域に関する海岸線長の公表データを使用している。この公表データでの海岸線長は、回収対象となった海岸線長と比べて、比較的大きな値となっているため、港湾での原単位が過小な値となる可能性がある。
- ・ 回収実績のある海岸毎に、原単位を算出し、その最大値、最小値を除くなどして、平均値を求め、回収実績が不明な海岸の原単位とした。これに、回収実績が不明な海岸の海岸線長を乗じて、回収実績が不明な海岸の現存量とした。回収実績のある海岸データが少ない場合があり、これが現存量に大きな変動を与える場合がある。
- ・ 例えば、半島の東側と西側の漂着状況が異なるものと想定して、都道府県を、さらに、海域別に分けるなどして推定した。この場合にも、該当する回収実績のある海岸データが少ない場合があり、これが現存量に大きな変動を与える場合がある。

本年度は、これらを次のように、簡略化に向けた整理を行った。

- ・ 港湾区域のデータは、回収対象となった海岸線長が不明なため、除外した。
- ・ 回収実績が不明な海岸の原単位は、「回収実績のある海岸の現存量の合計値」÷「回収実績のある海岸の海岸線長の合計値」×1/2とした。これにより、狭い範囲から大量の漂着物を回収した場合を平滑化するとともに、対象とするデータの大小を吟味する手順を省略した。
- ・ 海域区分をなくし、都道府県別の集計を行った。

今後、専門家の意見を聴取しながら、次年度において再度整理する必要がある。また、アンケート内容についても、これらや下記の要求事項に適合するように検討している。

##### ②現存量の算定方法

本年度は、次の通りについて、算定した。

- ・ パターン1：港湾データを除いたもの(港湾データは回収対象となった海岸線長が不明なため除外)
- ・ パターン2：地域 GND 基金事業のデータのみを使用したもの(市町村データ及び民間団体データは単位海岸長当たりの回収量が一桁低いため除外)

算定の結果、パターン2の2009年度(平成21年度)及び2012年度(平成24年度)は実データが少ないことから、これらの現存量は参考値として取り扱うのが適当であるとした。

パターン1及びパターン2いずれの数値を現存量として採用するのが適当であるかについては、今後、関係する地方自治体や専門家の意見も聴取しながら、次年度において再度整理する必要があるとした。

### 3.2 漂着量の把握方法に関する検討

#### ①モニタリング対象海岸の地点数について

モニタリング対象海岸の地点数については、全国の漂着量の状況を把握するためには、現在の7地点では少ないという指摘を検討員より頂いている。特に本調査では、冬季の調査の困難性から、積雪の影響を受ける東北地方から北海道にかけての地域に調査地域を設定していない。このため、このような地域における冬季の調査方法の検討が必要である。実質的には、降雪や積雪のために、現地調査が実施できないために、冬季の漂着量が測定できないことになる。冬季を除いて調査を実施することと、冬季を調査した他の調査地域の状況から検討することが望まれる。

#### ②モニタリング調査の継続について

本調査では、2010年度（平成22年度）に秋季と冬季の漂着量を、2011年度（平成23年度）に秋季～春季と冬季の漂着量を取得した。漂着量の季節変化を把握するためには、引き続き春季と夏季のデータを取得することが望まれる。また、漂着量の経年変化を把握するため、少なくとも数年間の調査が必要である。次年度以降の調査では、春季・夏季を含めた調査実施が望まれる。

#### ③漂着量の算定において、特異なデータの取扱いの検討について

石川県羽咋市柴垣海岸では、2011年度（平成23年度）の第1回調査（2011年11月実施）で大きな流木が確認されたため、漂着量が大きくなっていた。また、茨城県神栖市豊ヶ浜海岸では、台風の影響によって、利根川から大量の主として灌木（ヨシ）が確認されて、漂着量が大きくなっていた。地域を代表する漂着量を算定する場合には、このような特異なデータの取扱いの検討が必要である。さらに、データを蓄積して、特異なデータを除外する基準を検討することが考えられる。

#### ④発生抑制を目的としたモニタリングの調査方法について

今後のモニタリングで、発生抑制の効果を目的として調査を実施することとすると、本調査での実施内容とは異なった観点から、個別の地点ごとの変化の把握や個別の品目の対応が必要になってくる可能性がある。これについては、今後の課題として、長期的に考えていくことが望まれる。発生抑制対策を実施している場合に、調査対象とする品目の検討や、個別の地点ごとの変化の把握方法の検討が考えられる。

## 4. 有害な漂着物の整理及びその効果的な調査方法の検討

### 4.1 目的

現在環境省では、国民に対する危険性を伴う海岸漂着物として、廃ポリタンク・医療系廃棄物・特定漁具(青色浮子)の漂着状況について都道府県からの任意の情報提供をとりまとめ、報道発表等を実施しているところである。今後も同様に、何らかの危険性を伴う漂着物の発生が予想されることから、廃ポリタンク・医療系廃棄物・特定漁具(青色浮子)及びそれ以外も含めてそのような漂着物の整理及び効果的な調査方法に関して検討をする。

### 4.2 検討結果

漂着ごみ状況把握調査検討会にて、都道府県向けの実態把握調査依頼文書(事務連絡文)及び調査票を示して、検討頂いた。その結果、下記の指摘があった。

- ① 環境省の環境研究総合推進費により、3年間にわたり、全国の海岸のプラスチックごみについて、あらゆる種類を集めてその中に含まれる有害重金属について調査した。それらのデータセットは提供できるので利用していただきたい。
- ② 資料中には「塗料より鉛が検出されている」、とあるが、これは塗料ではなく塩ビ用安定剤のステアリン酸鉛という添加物である。
- ③ 有害で危険な漂着物としては、ポリタンクやフロートの他に電球や蛍光灯管などの管球類がある。管球類には水銀の他に重金属類が十何種類含まれているので非常に危険である。また、廃油ボールも危険な漂着物である。
- ④ 発泡スチロールはスチレンを加熱しているので、製造の過程で多環芳香族炭化水素が発生する。その中には比較的濃度が高い発がん性物質を含んでいる、という論文が最近の雑誌に掲載されている。吸着だけでなく、もともと含んでいるものもあるので、発泡スチロールも有害なものとしてモニターする価値があると考えます。

①については、データセットをご教示いただき、そこから新規写真等を利用させていただいた。特定漁具調査票の添付資料を、表4-1に示すように変更した。

②については、塗料に含まれるものもあるとのご指摘もあり、「塗料より」という言葉を削除することとし、表4-1に示すように変更した。

③については、電球や蛍光灯管も、自治体へのアンケートの対象とすることとし、調査依頼文書(事務連絡文)を表4-2に示すように変更した。

④については、発泡スチロールの危険性について、自治体へのアンケートではなく、別途、学術的な調査を行うことを検討することとした。

表 4-1 変更した特定漁具調査票の別添資料

(別添1)

### 特定漁具について

特定漁具とは、以下のような漁具を指す。

1 豆型

標準的サイズ：13 cm×7.5 cm×7.5 cm

色：濃青色、濃紺色、紫色等



2 紡錘型

標準的サイズ：13 cm×3 cm

色：濃青色、濃紺色、紫色等



※どちらも、サイズ・色・形状の多少異なるタイプが存在します。

※どちらも、~~塗料より~~鉛が検出されています。

表 4-2 変更した調査依頼文書（事務連絡文）

事 務 連 絡  
平成〇年〇月〇日

〇〇（道府）県〇〇課 御中

環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室  
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

日本海沿岸地域等への国外由来と推測される有害な廃棄物の漂着に係る  
実態把握について

漂流・漂着ごみ対策の推進につきましては、日頃よりご尽力いただき、深く感謝申し上げます。  
さて、今年度においては、医療系廃棄物については例年のように全国的な大量漂着が見られたとの情報は得ておりませんが、昨年度末より、日本海沿岸地域の一部の地域では廃ポリタンク及び漁具の一部が漂着していることが確認されています。例年、一部の廃ポリタンクには、中に液体が残っているものがあり、強酸性の液体が検出されている等の報告がなされているところです。  
更に、国外由来と推測される漁具の一部については、重金属等が含まれているものがある（以下、「特定漁具」といいます）との研究結果が報告されております（資料を別添1に示します）。  
**また、電球及び蛍光灯管についても、有害物質を含むとの指摘もなされております。**  
つきましては、環境省としてこれらの国外由来有害な廃棄物への今後の対応について検討を行うため、日本海沿岸地域等の各道府県において平成〇年〇月〇日現在で把握しているこれら国外由来の有害な廃棄物等の漂着数等について実態把握のための調査を実施することといたしました。  
つきましては、貴（道府）県におかれましては、下記により情報提供いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 調査内容

- ① 平成〇年〇月〇日現在で漂着が確認されている、漂着した廃ポリタンク、医療系廃棄物及び、特定漁具、**電球及び蛍光灯**の漂着数等を「平成〇年度国外由来廃棄物漂着状況調査票」に記載する。
- ② 漂着した廃ポリタンク、医療系廃棄物及び、特定漁具、**電球及び蛍光灯**の漂着に関する写真等の上記調査票以外の情報があれば提供願います。  
なお、写真については、当省の報道発表に使用する可能性がございますところ、撮影年月日・撮影場所等も御教示下さい。また、報道発表資料への掲載に問題がある写真については、その旨御教示下さい。

### 2. 報告〆切

平成〇年〇月〇日（〇）

<本件に関する連絡先>

〇〇地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課 〇〇

TEL: 〇〇

FAX: 〇〇

E-mail: 〇〇@env.go.jp

表 4-3 電球類の調査票

平成25年度電球類漂着個表(記載例)																					
道府県名	漂着の有無	漂着した市町村	調査期間	調査方法	推定漂着時期	漂着総数	うち言語標記が確認できたものの総数						うち重金属等分析の有無	検出された重金属等の種類	うち回収済個数 今後の予定	うち処分済個数 処分者	今後の予定	特記事項、参考情報			
							うち韓国語表記	うち中国語表記	うち英語表記	うち日本語表記	うちロシア語表記	うちその他の言語表記									
○×県	有	○×市	10/13、20	市町村職員によるパトロール	平成25年5月	80	20	0	0	0	20	0	0	有	鉛	80	全て回収済み	60	○×市	予定あり	電球60個、蛍光灯10個、漁業系5個、その他5個
<p>直前に台風があった、漂着ごみ全体が大量漂着した等の状況から推定される漂着時期を可能な範囲で御記載下さい。</p> <p>ドロップダウンリストから選択してください。 ・調査時点で各年度における漂着の有無を把握しているかを選択ください。 ・漂着が見られている場合は「有」、漂着が見られていない場合は「無」、把握していない場合は「不明」を選択してください。また、「無」又は「不明」の場合には、D列以降をご記載いただく必要はございません。</p> <p>調査期間は、平成24年4月から平成25年3月末までの範囲で記載ください。</p> <p>おおまかな数字で結構ですので、ご記入ください。 (例：100個以上200個未満、100個未満)</p> <p>ドロップダウンリストから選択してください。 ・調査時点で重金属等の分析を実施している場合は「有」を選択してください。 ・調査時点で全く分析を行っていないが、今後、分析予定がある場合には、「予定あり」を選択してください。今後も分析を予定していない場合には、「無」を選択してください。</p> <p>分析を実施した場合であって、重金属等が検出された場合は、当該重金属等をご記載ください。 検出されなかった場合には、「無」と記入してください。</p> <p>「電球」、「蛍光灯」、「漁業系」、「その他」の内訳を記入してください。 分類して計数していない場合は「不明」と記入してください。</p>																					
<b>合計</b>						80	20	0	0	0	20	0	0			80		60			

※漂着個数は、各道府県において把握している個数  
※言語表記は確認できた個数  
※「-」:個数は未確認

## 5. 検討会の開催

「漂着ごみ状況把握調査検討会」の開催状況については、Ⅲ章で述べる「漂流・漂着ごみ原因究明・発生抑制対策調査検討会」と合同で開催したため、Ⅲ章に記載した。

## 6. 都道府県による海岸漂着物処理推進法施行状況及び地域 GND 基金事業実施調査結果の整理・分析

海岸漂着物処理推進法が成立してから3年が経過したことを受け、本法の見直しに関して検討中であること及び地域 GND 基金事業が延長分も含め平成24年度末で終了していることを踏まえて、これまでの海岸漂着物対策を成果及び課題等のとりまとめを行った。

とりまとめにあたっては、下記①及び②のとおり各都道府県に対してアンケート調査等を実施することで得られる情報及び環境省担当官が提供する情報を活用した。

また、情報のとりまとめやアンケート調査の実施にあたっては、「平成・24年度海岸漂着物処理協力対策調査報告書」を参考することしつつ、必要な改善を行いながら実施した。

- ① 海岸漂着物処理推進法施行状況調査
- ② 地域 GND 基金執行状況調査

上記①に関するアンケート票を表 6-1 に、②のアンケート票を表 6-2 に示した。

表 6-1 海岸漂着物処理推進法施行状況調査のアンケート票

## 海岸漂着物処理推進法施行状況調査

本調査は、平成26年1月末時点における、都道府県へのアンケート結果をとりまとめるものである。

問1-1 海岸漂着物処理推進法に基づき、地域計画を策定していますか。(第十四条)

- ① 策定済み → (策定時期 年 月)
- ② 策定中 → (策定予定時期 年 月・未定)
- ③ 未策定(策定予定あり) → (策定予定時期 年 月・未定)
- ④ 未策定(策定予定なし) → (理由: )

問1-2 地域計画の概要をご記入ください。(第十四条)(問1で①と回答の方)  
(概要が記述されたホームページ等がございましたら、URLをご記入ください。尚、web上にない場合、PDF化した書類等を添付してください。)

問2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況についてご記入ください。(第十五条)

- ① 組織済み → (組織時期 年 月)
- ② 組織予定あり → (組織予定時期 年 月・未定)
- ③ 組織予定なし → (理由: )
- ④ 検討中

問2-2 協議会の開催についてご記入ください。(第十五条)(問2-1で①と回答の方)

- ・開催の有無 → (① 有(定期的・不定期) ②無 )
- ・年間開催数についてご記入ください。
  - ①平成24年度までの年平均回数( 回) ②平成25年度(平成26年度1月末日現在)開催数( 回)
- ・構成について以下にご記入ください。  
(例、NPO法人○○ 理事、××大学 准教授、等)

問 2 - 3 海岸漂着物対策推進協議会における協議事項についてご記入ください。(第十五条) (問 2 で①と回答の方)

(例、地域計画の作成又は変更に関する協議 等)

問 2 - 4 海岸漂着物対策推進協議会の設置について、条例の制定等、その設置根拠の有無→ (①有 (URL・データなどあれば添付してください。) ②無 )

問 2 - 5 海岸漂着物対策推進協議会において、組織時から平成26年度 1 月末日までに委員の改選はありましたか (①有 ②無)

問 3 - 1 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況についてご記入ください。(第十六条)

- ① 委嘱済み → (委嘱時期 年 月・人数 人)
- ② 委嘱予定あり → (予定時期 年 月・未定)
- ③ 委嘱予定なし → (理由: )
- ④ 検討中

問 3 - 2 委嘱について具体的にご記入ください。(問 3 - 1 で①と回答の方) (第十六条)  
(例、NPO法人〇〇 代表、××大学 准教授、 等)

問 3 - 3 海岸漂着物対策活動推進員の具体的な活動内容についてご記入ください。(第十六条)

問3-4 海岸漂着物対策活動推進員の推進協議会への参加の有無 → (①有 ②無)  
推進員としての任期 → ( 年)

問4-1 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況についてご記入ください。(第十六条)

- ① 指定時期 → ( 年 月)
- ② 指定予定あり → (予定時期 年 月・未定)
- ③ 指定予定なし → (理由: )
- ④ 検討中

問4-2 指定団体についてご記入ください。(問4-1で①と回答の方)(第十六条)  
(例、NPO法人〇〇、学校法人××、等)

--

問4-3 指定団体の具体的な活動内容についてご記入ください。(第十六条)

--

問4-4 指定団体の推進協議会への参加の有無 → (①有 ②無)  
指定団体の期限 → ( 年)

問5-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施についてご記入ください。(第二十二條)

- ① 実施している
- ② 実施予定あり (予定時期 年 月・未定)
- ③ 実施予定なし (理由: )
- ④ 検討中

問5-2 調査内容と調査結果の利用法についてご記入ください。(第二十二條)(問5-1で①と回答の方)

調査名	調査内容	調査時期	調査場所	調査結果の用途

問5-3 調査結果を公開している場合は、URL・データなどあれば添付してください。(第二十二条)(問5で①と回答の方)

問6 ごみ等を捨てる行為の防止措置(措置の内容、対象)の実例及びその実施件数についてご記入ください。(第二十三条)

※グリーンニューディール基金を利用した項目は(GND)、海ごみ基金(海岸漂着物地域対策推進事業)を利用した項目は(基金)、県単事業で実施した項目は(単独)(ただし実施した年度も記載)と必ず文末にご記入ください。(例、条例・計画の制定(GND)、不法投棄防止看板(単独H24)、標識等の設置(単独H25)、等)

問7-1 民間団体等との連携・活動に対する支援の実例についてご記入ください。(第二十五条第一項)

※グリーンニューディール基金を利用した項目は(GND)、海ごみ基金(海岸漂着物地域対策推進事業)を利用した項目は(基金)、県単事業で実施した項目は(単独)(ただし実施した年度も記載)と必ず文末にご記入ください。

(例、清掃ボランティア活動の連携・支援(GND)、ボランティア活動保険支援(基金)、等)

問7-2 安全配慮の実例についてご記入ください。(第二十五条第二項)

※グリーンニューディール基金を利用した項目は(GND)、海ごみ基金(海岸漂着物地域対策推進事業)を利用した項目は(基金)、県単事業で実施した項目は(単独)(ただし実施した年度も記載)と必ず文末にご記入ください。

(例、海岸漂着物等の取扱い等に関する指導(GND)、等)

問7-3 連携している、又は連携が想定される民間団体等についてご記入ください。(第二十五条) (例、NPO法人〇〇、××組合(漁業、森林等) 等)

問8 環境教育・普及啓発の実例及び各実例の実施件数についてご記入ください。(第二十六条、第二十七条)

※グリーンニューディール基金を利用した項目は(GND)、海ごみ基金(海岸漂着物地域対策推進事業)を利用した項目は(基金)、県単事業で実施した項目は(単独)(ただし実施した年度も記載)と必ず文末にご記入ください。

(例、清掃活動(GND)、パンフレット・テキスト等の作成・配布(基金)、等)

問9-1 ごみ等を捨てる行為の防止措置(措置の内容、対象)、環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例及びその実施件数についてご記入ください。(第二十三条、第二十六条、第二十七条)

※グリーンニューディール基金を利用した項目は(GND)、海ごみ基金(海岸漂着物地域対策推進事業)を利用した項目は(基金)、県単事業で実施した項目は(単独)(ただし実施した年度も記載)と必ず文末にご記入ください。

問9-2 発生抑制対策として波及効果があったと思われる実例についてご記入ください。(第二十三条、第二十六条、第二十七条)

※グリーンニューディール基金を利用した項目は(GND)、海ごみ基金(海岸漂着物地域対策推進事業)を利用した項目は(基金)、県単事業で実施した項目は(単独)(ただし実施した年度も記載)と必ず文末にご記入ください。

(例、パンフレットを作成したところ環境教育の授業の題材として使用された(基金)、普及啓発ワークショップを開催したところ広域連携活動が開始された(GND)、等)

問 9-3 発生抑制対策を実施した結果得られた、今後の検討課題についてご記入ください。

(どのような対策を実施して、どのような課題が見えてきたか)

※グリーンニューディール基金を利用した項目は(GND)、海ごみ基金(海岸漂着物地域対策推進事業)を利用した項目は(基金)、県単事業で実施した項目は(単独)(ただし実施した年度も記載)と必ず文末にご記入ください。

問 9-4 発生抑制対策に関して、これまでの現状及びこれからの予定についてご記入ください。

※グリーンニューディール基金を利用した項目は(GND)、海ごみ基金(海岸漂着物地域対策推進事業)を利用した項目は(基金)、県単事業で実施した項目は(単独)(ただし実施した年度も記載)と必ず文末にご記入ください。

問 10-1 海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等を行なっていますか。以下の表に①か②をご記入ください。(第二十八条)

- ① 行なっている
- ② 行なっていない

効率的な処理	
再生利用	
発生の原因究明等	

問 10-2 効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に係る取組の概要・成果を具体的にご記入ください。また、成果を公表している場合は、該当するウェブページのURLをご記入ください。(問 10-1 で①と回答の方)

効率的な処理	
再生利用	
発生の原因究明等	

問 1 1 - 1 海岸漂着物対策事業に係る事業費について、平成21年度から平成25年度（平成26年1月末時点）における各年度の地域GND基金事業費、海ごみ基金事業費（海岸漂着物地域対策推進事業費）、その他の国費による事業費及び県単独の事業費をそれぞれご記入ください。（第二十九条）

なお、上記事業には、海岸漂着物対策を内包する事業は全て含まれるものとします。

事業費の一部補助  
の場合は、補助を  
受けた金額のみを  
記入

	金額（千円）				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
GND事業費					
海ごみ基金事業費（海岸漂着物地域対策推進事業費）					
国費事業費（上記以外）					
県単事業費					

問 1 1 - 2 問 1 1 - 1 において記載のあった、県単事業において実施した、若しくは実施している海岸漂着物等対策に係る各施策及びその概要（過去5年分）についてご記入ください。ただし、実施した年度を必ず文末にご記入ください。（例、海岸漂着物の回収・処理（H21～H24）、普及啓発ポスター作成（H24）、等）

問 1 2 - 1 各都道府県において、海岸漂着物対策の推進にあたり課題、御提案及び御要望等ありましたら、ご記入ください。（国による財政支援以外についてご記入ください）

--

問 1 2 - 2 海岸漂着物対策に関する国による財政支援について、御要望等ありましたらご記入ください。

--

<アンケートにご回答いただいた担当者様についてご記入ください。>

機関名、部局課		
ご連絡先	電話： -	FAX 番号： -
メールアドレス		
ご担当者名		

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

表 6-2 地域GND基金及び海岸漂着物地域対策推進事業執行状況のアンケート票

地域GND基金及び海岸漂着物地域対策推進事業  
(平成26年1月末時点) 執行状況調査

本調査は、平成26年1月末時点における、都道府県へのアンケート結果をとりまとめるものである。

問1-1 平成21年～24年度における地域GND基金の用途について、以下の表にご記入ください。

ただし、回収・処理費とは回収費、収集・運搬費、処分費を含むものとする。

	金額 (千円)			
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
地域計画の策定				
海岸漂着物等の回収処理				
海岸漂着物等の発生抑制対策				
切り分け困難				

問1-2 平成25年度(平成26年1月末時点)における海ごみ基金(海岸漂着物地域対策推進事業)の用途について、以下の表にご記入ください。

	金額 (千円)
地域計画の策定	
海岸漂着物等の回収処理	
海岸漂着物等の発生抑制対策	
切り分け困難	

問1-3 平成21年度～25年度における海岸漂着物対策に係る県単事業の用途について、以下の表にご記入ください。

	金額 (千円)				
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
地域計画の策定					
海岸漂着物等の回収処理					
海岸漂着物等の発生抑制対策					
切り分け困難					

問2-1 地域GND基金事業実施にあたってのメリット、デメリット及び改善が必要な点についてご記入ください。

問 2-2 海岸漂着物地域対策推進事業実施にあたってのメリット、デメリット及び改善が必要な点についてご記入ください。

問 3-1 平成21～24年度における地域GND基金事業による海岸漂着物等の回収・処理に係る事項について、海岸漂着物等の回収処理量とその内訳をご記入ください。重量と容量を両方測定されている場合は、両方をご記入ください。

ただし、回収・処理費とは回収費、収集・運搬費、処分費を含むものとする。

	回収処理量：重量(t)			
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
流木・木材	t	t	t	t
プラスチック類	t	t	t	t
木くず・葦・海藻	t	t	t	t
缶	t	t	t	t
可燃物	t	t	t	t
ガラス・ビン類	t	t	t	t
不燃物	t	t	t	t
発泡スチロール類	t	t	t	t
金属類	t	t	t	t
漁網・漁具	t	t	t	t
その他	t	t	t	t
切り分け困難	t	t	t	t
合計	t	t	t	t

	回収処理量：容量(m <sup>3</sup> )			
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
流木・木材	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
プラスチック類	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
木くず・葦・海藻	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
缶	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
可燃物	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
ガラス・ビン類	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
不燃物	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
発泡スチロール類	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
金属類	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
漁網・漁具	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
その他	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
切り分け困難	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
合計	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>

問 3 - 2 平成25年度（平成26年 1 月末時点）における海岸漂着物地域対策推進事業による海岸漂着物等の回収・処理に係る事項について、海岸漂着物等の回収処理量とその内訳をご記入ください。重量と容量を両方測定されている場合は、両方をご記入ください。

ただし、回収・処理費とは回収費、収集・運搬費、処分費を含むものとする。

	回収処理量：重量 (t)	回収処理量：容量 (m <sup>3</sup> )
流木・木材	t	m <sup>3</sup>
プラスチック類	t	m <sup>3</sup>
木くず・葦・海藻	t	m <sup>3</sup>
缶	t	m <sup>3</sup>
可燃物	t	m <sup>3</sup>
ガラス・ビン類	t	m <sup>3</sup>
不燃物	t	m <sup>3</sup>
発泡スチロール類	t	m <sup>3</sup>
金属類	t	m <sup>3</sup>
漁網・漁具	t	m <sup>3</sup>
その他	t	m <sup>3</sup>
切り分け困難	t	m <sup>3</sup>
合計	t	m <sup>3</sup>

問 3 - 3 平成21年度～25年度における海岸漂着物対策に係る県単事業による海岸漂着物等の回収・処理に係る事項について、海岸漂着物等の回収処理量とその内訳をご記入ください。重量と容量を両方測定されている場合は、両方をご記入ください。

ただし、回収・処理費とは回収費、収集・運搬費、処分費を含むものとする。

	回収処理量：重量(t)				
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
流木・木材	t	t	t	t	t
プラスチック類	t	t	t	t	t
木くず・葦・海藻	t	t	t	t	t
缶	t	t	t	t	t
可燃物	t	t	t	t	t
ガラス・ビン類	t	t	t	t	t
不燃物	t	t	t	t	t
発泡スチロール類	t	t	t	t	t
金属類	t	t	t	t	t
漁網・漁具	t	t	t	t	t
その他	t	t	t	t	t
切り分け困難	t	t	t	t	t
合計	t	t	t	t	t

	回収処理量：容量(m <sup>3</sup> )				
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
流木・木材	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
プラスチック類	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
木くず・葦・海藻	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
缶	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
可燃物	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
ガラス・ビン類	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
不燃物	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
発泡スチロール類	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
金属類	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
漁網・漁具	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
その他	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
切り分け困難	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
合計	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>

問4-1 平成21年～24年度における地域GND基金事業による海岸漂着物等を回収処理した理由、回収処理の主体及び連携している民間団体等についてご記入ください。（複数回答）  
 (例：【理由】景観上、環境影響、等、【主体】NPO法人〇〇等、  
 【民間団体等】NPO法人〇〇等)

理由	
主体	
連携民間団体等	

問4-2 平成25年度（平成26年1月末時点）における海岸漂着物地域対策推進事業による海岸漂着物等を回収処理した理由、回収処理の主体及び連携している民間団体等についてご記入ください。（複数回答）  
 (例：【理由】景観上、環境影響、等、【主体】NPO法人〇〇等、  
 【民間団体等】NPO法人〇〇等)

理由	
主体	
連携民間団体等	

問5-1 地域GND基金事業による雇用創出効果について具体的に把握していますか。  
 ※必ず整数で記入ください

- ① 把握している → (延べ人数            人)
- ② していない

問5-2 海岸漂着物地域対策推進事業による雇用創出効果について具体的に把握していますか。

※必ず整数で記入ください

- ③ 把握している → (延べ人数            人)
- ④ していない

問6 地域GND基金事業を平成24年度に延長された都道府県様のみにお聞きします。  
平成24年度の事業について、事業名、事業内容を具体的にご記入ください。

事業区分	事業名	事業内容

<アンケートにご回答いただいた担当者様についてご記入ください。>

機関名、部局課		
ご連絡先	電話： -	FAX 番号： -
メールアドレス		
ご担当者名		

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

## 7. 海岸漂着物対策専門家会議及び海岸漂着物対策推進会議で使用する資料の作成

6章で収集した情報を取りまとめて、海岸漂着物処理推進法第30条2項に基づき環境省において執り行う海岸漂着物対策専門家会議、海岸漂着物対策推進会議において活用できる資料を作成した。

また、海岸漂着物対策専門家会議の開催にあたり、専門家の日程調整等の庶務を行った。開催後は、議事録の作成及び論点整理を行った。

以下、作成した資料について、7.1節に、海岸漂着物対策専門家会議で使用し資料「海岸漂着物処理推進法施行状況調査」及び「地域GND基金及び海岸漂着物地域対策推進事業（平成26年1月末時点）執行状況調査」を示す。また、7.2節に議事録及び論点を示す。

### 7.1 海岸漂着物対策専門家会議資料

次頁以降に、「海岸漂着物処理推進法施行状況調査」及び「地域GND基金及び海岸漂着物地域対策推進事業（平成26年1月末時点）執行状況調査」を示す。

# 海岸漂着物処理推進法 施行状況調査

## 海岸漂着物処理推進法施行状況調査 目次

1 地域計画の策定状況及び策定予定時期について（法第 14 条関係）	148
2 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（法第 15 条関係）	149
3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第 16 条第 1 項）	156
4 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第 16 条第 2 項）	157
5 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（法第 22 条）	158
6 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第 23 条）	161
7 民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の実例（法第 25 条第 1 項及び第 2 項）	166
8 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第 26 条、第 27 条）	172
9 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第 23 条、26 条、27 条）	177
10 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明（法第 28 条）	193
11 海岸漂着物対策事業に係る事業費（法第 29 条）	198
12 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題	201

### 資料 3 内の語句

資料 3 内では、都道府県等が行っている事業のうち、グリーンニューディール基金を利用した項目は「(GND)」、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用した項目は「(基金)」、県単事業で実施した項目のうち、H25 年度に実施した項目は「(H25)」、それ以外については「分類無（H24 単独等）」と記載している。

## 1 地域計画の策定状況及び策定予定時期について（法第 14 条関係）

47都道府県における地域計画の策定状況及び策定予定時期について表1-1、図1-1に示した。策定済みとしたのは33自治体であり、策定中又は策定予定有りとした自治体を合わせると、35自治体（全体の74%）であった。

表 1-1 地域計画の策定状況（平成 26 年 1 月末日時点）

策定状況	自治体数	自治体名
①策定済	33	(1)H24年3月以前：北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (2)H24年4月以降：東京都（小笠原諸島）、新潟県、和歌山県、島根県、佐賀県
②策定中 （策定予定時期）	(1)	東京都（伊豆諸島）（26年3月）、
③未策定 （策定予定有）	2	岩手県（時期未定）、大阪府（時期未定）
④未策定 （策定予定無）	12	福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、奈良県、岡山県、広島県
計	47	

注：東京都は、小笠原諸島は「①策定済」、伊豆諸島は「②策定中」であることから、2件ある。そのため、②を（）付きで表記した。

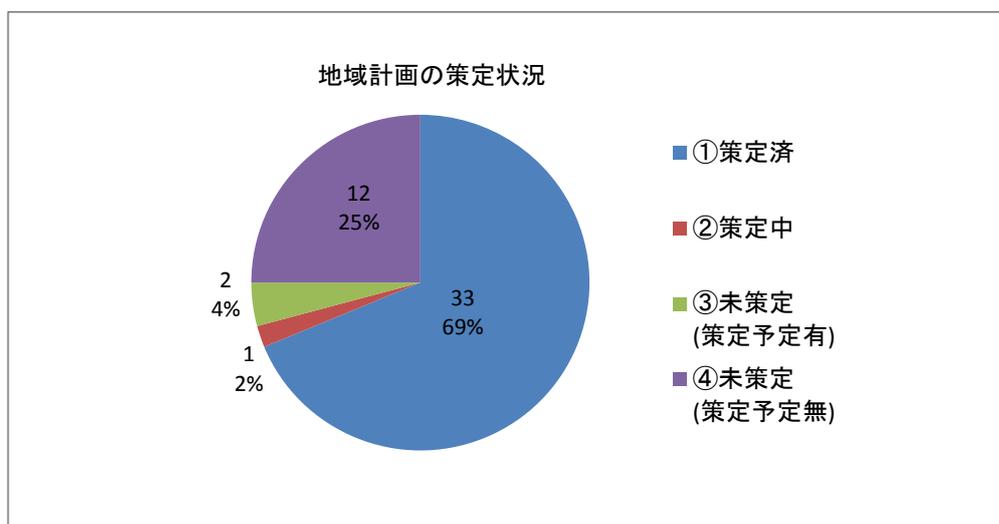


図 1-1 地域計画の策定状況

## 2 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（法第 15 条関係）

### ①組織状況

海岸漂着物対策推進協議会の組織状況について表2-1、図2-1に示した。組織済みとしたのは23自治体であり、全体の49%であった。

組織する予定がないとした自治体が挙げた主な理由には、「他の形式の会議で対応しているため」のほか、「震災対応で地域計画を策定できる状況ではない」、「海岸がないため」が見られた。

表 2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

組織状況	自治体数	自治体名
①組織済み	23	(1)H24年3月以前：北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 (2)H24年4月以降：
②組織予定有	0	
③組織予定無	24	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、福井県、岐阜県、静岡県、滋賀県、奈良県、大阪府、島根県、岡山県、広島県、鳥取県、高知県、大分県、宮崎県
④検討中	0	
計	47	

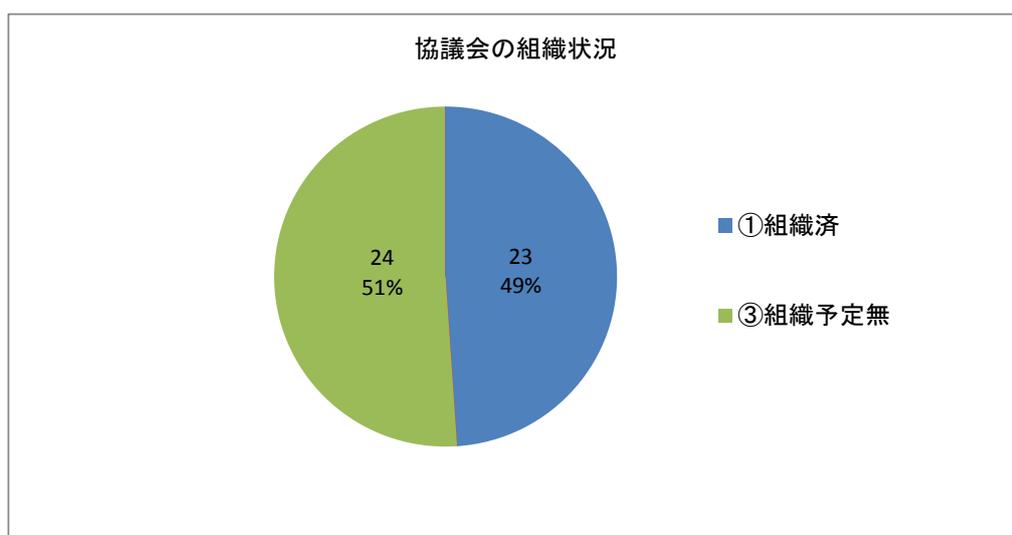


図 2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

## ②協議会の開催状況

「①組織状況」において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体（23自治体）の海岸漂着物対策推進協議会の開催状況及び開催回数（年平均回数、平成25年度開催回数）について表2-2-1～表2-2-3、図2-2-1～図2-2-3に示した。

協議会を定期的に開催しているとしたのは10自治体であった。年平均開催回数は、1回～2回が最も多かった。また平成25年度（平成26年1月末日まで）の開催回数は「0回」とする自治体が最も多かった。

表2-2-1 海岸漂着物対策推進協議会の開催の有無（23自治体対象）

年間開催時期	自治体数	自治体名
定期的	10	北海道、青森県、山形県、富山県、三重県、京都府、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県
不定期	14	秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、和歌山県、兵庫県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、福岡県、沖縄県
計	24	

表2-2-2 海岸漂着物対策推進協議会の開催回数（平成24年度までの年平均回数）

年平均回数	自治体数	自治体名
0回	1	新潟県
1回～2回未満	14	北海道、青森県、秋田県、富山県、愛知県、京都府、兵庫県、和歌山県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県
2回～3回未満	6	山形県、神奈川県、千葉県、石川県、三重県、山口県
3回以上	5	石川県、兵庫県、徳島県、愛媛県、沖縄県
計	26	

表2-2-3 海岸漂着物対策推進協議会の開催回数

（平成25年度の開催回数（平成26年1月末日現在））

H25年度の開催数	自治体数	自治体名
0回	16	北海道、秋田県、神奈川県、千葉県、石川県、富山県、三重県、京都府、和歌山県、兵庫県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、鹿児島県
1回	4	青森県、新潟県、長崎県、熊本県
2回	2	山形県、愛知県
3回以上	2	香川県、沖縄県
計	24	

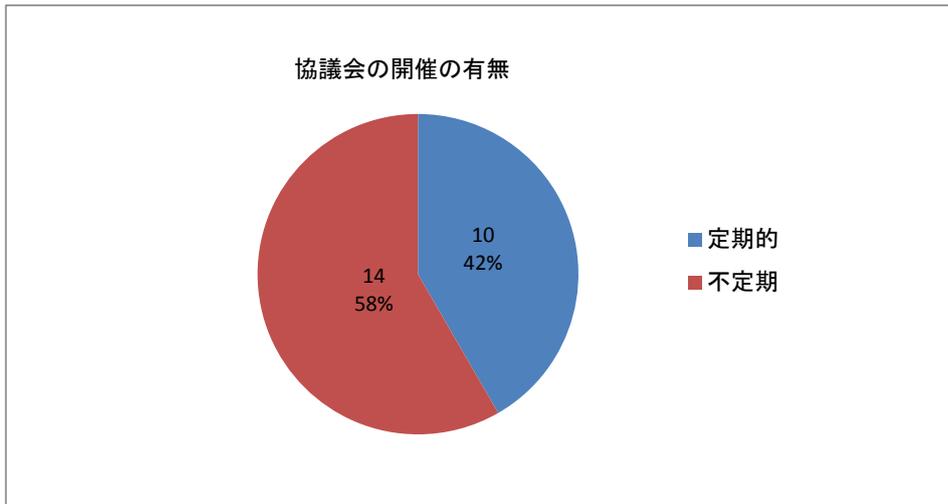


図2-2-1 協議会の開催の有無

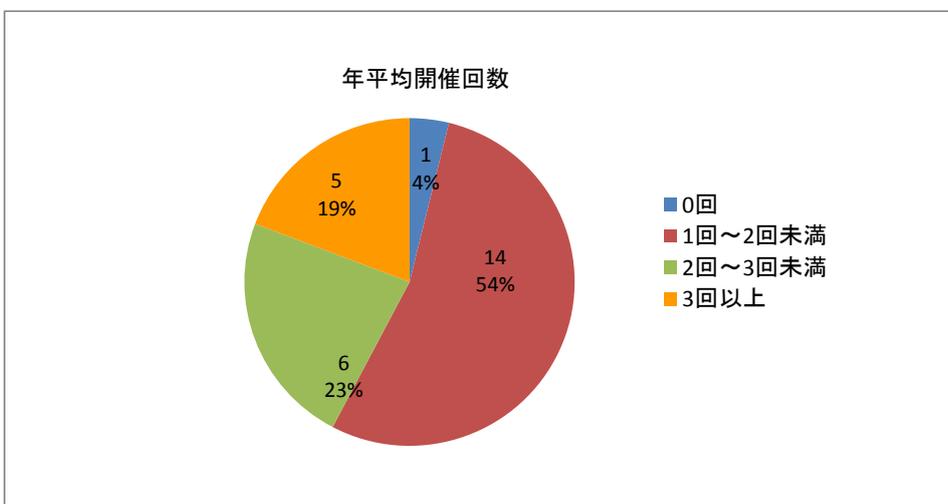


図2-2-2 年平均開催回数

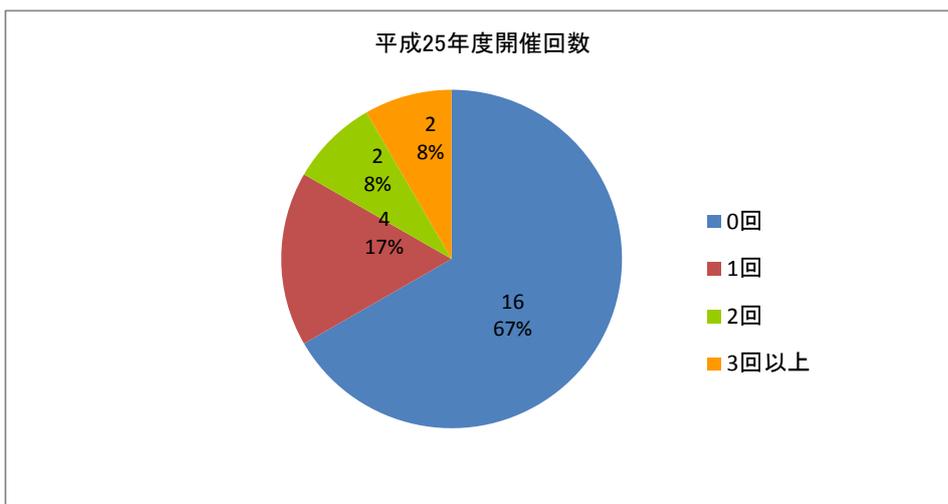


図2-2-3 平成25年度(11月末日現在)開催数

### ③協議会の構成

協議会の主な構成について、表2-3、図2-3に示した。

協議会の構成について「市町村の関係担当者」及び「都道府県の関係担当者」は協議会を組織済みの23自治体全てであった。次いで「国の関係担当者」及び「NPO、企業、その他団体」が多かった。

表 2-3 協議会の構成

構成	自治体数	自治体名
市町村の関係担当者	23	北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、兵庫県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
都道府県の関係担当者	23	北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、兵庫県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
国の関係担当者	22	北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
NPO、企業、その他団体	22	北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、兵庫県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
学識経験者	15	北海道、青森県、山形県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、愛知県、三重県、和歌山県、山口県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

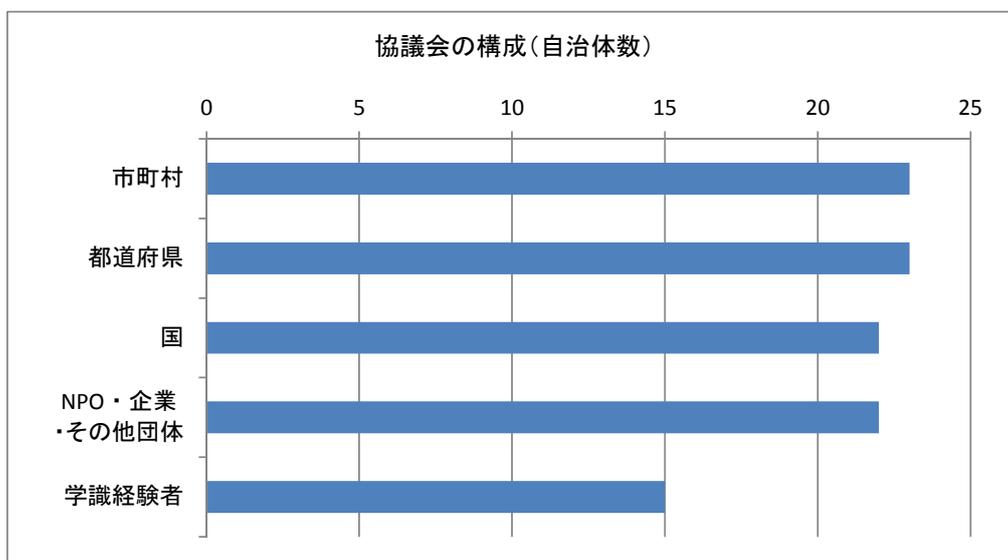


図 2-3 協議会の構成

#### ④海岸漂着物対策推進協議会における協議事項

「①組織状況」において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体（23自治体）の海岸漂着物対策推進協議会の協議事項について、表2-4、図2-4に示した。また、地域計画に関する事項を協議している自治体が22あり、最も多かった。

表2-4 協議会における協議事項

協議事項	自治体数	自治体名
地域計画の作成、変更	22	北海道、青森県、秋田県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
対策推進に関する連絡調整、その他必要な事項	15	北海道、青森県、秋田県、千葉県、富山県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、長崎県、熊本県、沖縄県
発生抑制・普及啓発	2	北海道、愛知県
回収・処理	1	北海道
事業実績・計画等報告	1	山形県
調査に関する協議	1	愛知県
海底ごみ回収・処理システム構築・実施	1	香川県
活動計画の内容報告	1	佐賀県

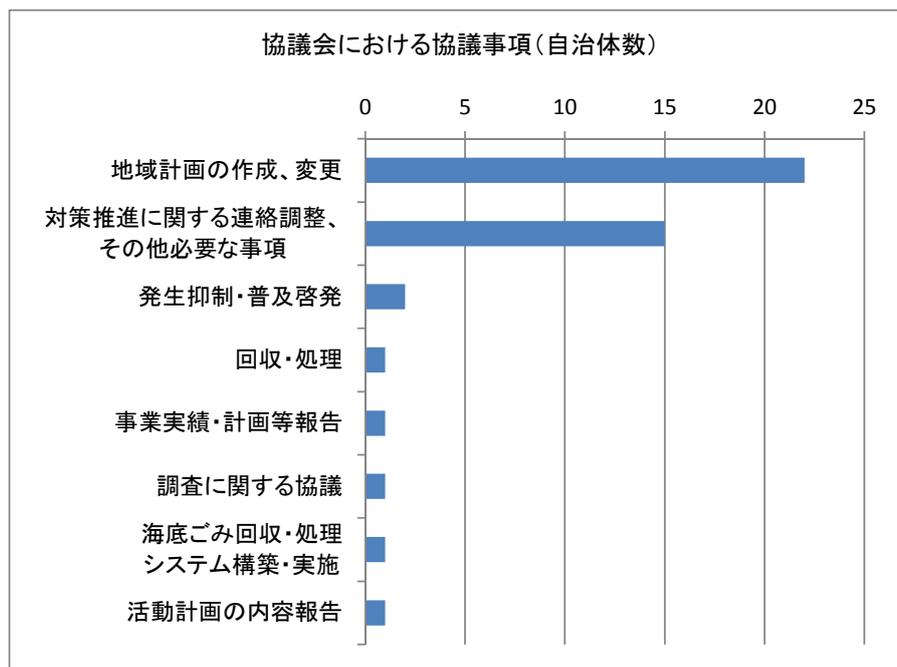


図2-4 協議会における協議事項

### ⑤ 海岸漂着物対策推進協議会の設置根拠

海岸漂着物対策推進協議会の設置根拠の有無について、表2-5、図2-5に示した。  
設置根拠のある自治体は21県ある。

表2-5 協議会の設置根拠の有無

設置根拠	自治体数	自治体名
有	21	北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
無	26	その他の都道府県
計	47	

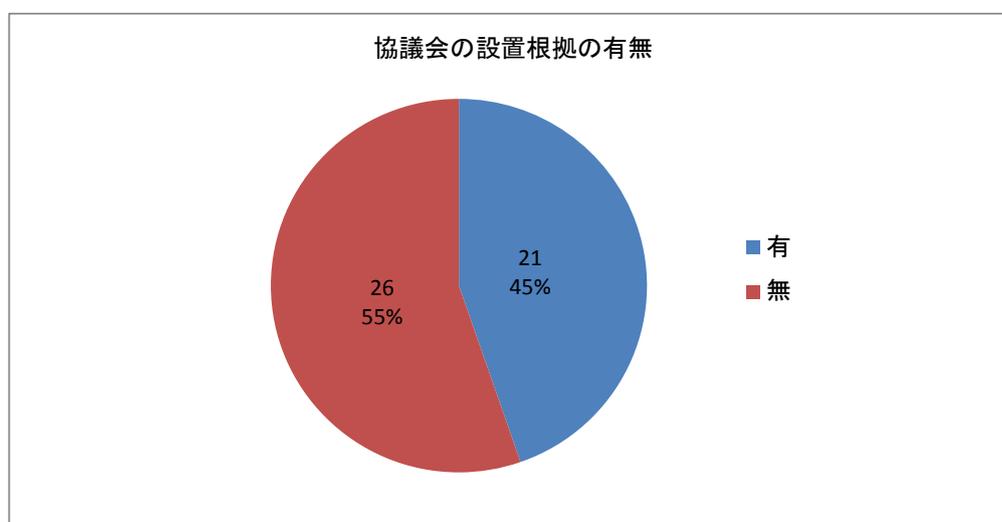


図2-5 協議会の設置根拠の有無

### ⑥海岸漂着物対策推進協議会における委員の改選

海岸漂着物対策推進協議会において、組織時から平成26年1月末日までの委員の改選の有無について、表2-6、図2-6に示した。

委員の改選を行なった自治体は12県ある。

表2-6 協議会における委員の改選の有無

委員改選	自治体数	自治体名
有	12	青森県、秋田県、山形県、富山県、愛知県、三重県、和歌山県、香川県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
無	35	その他の都道府県
計	47	

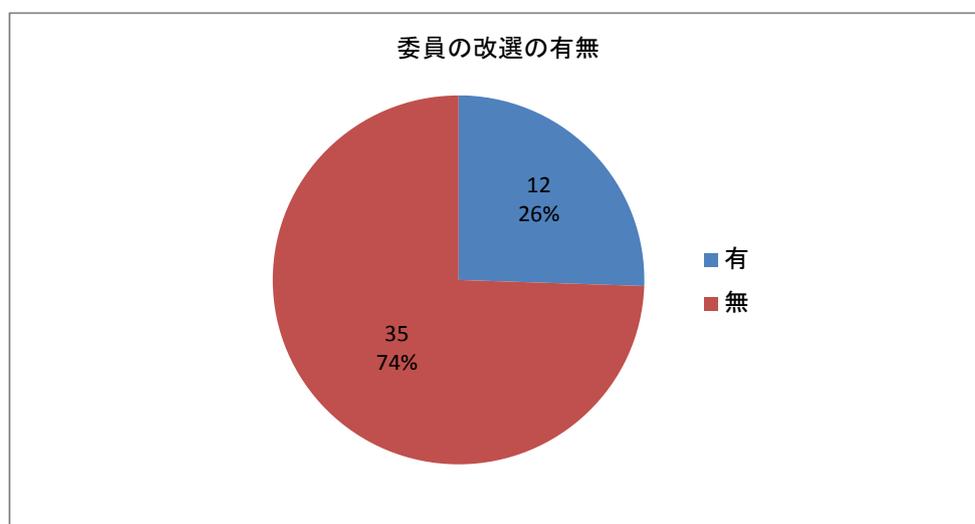


図2-6 協議会における委員の改選の有無

### 3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第16条第1項）

海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況について、表3および図3に示した。

委嘱済みと回答した自治体は高知県のみで、9自治体が検討中と回答した。委嘱予定なしと回答した理由には、「委嘱の必要性や効果がみられない」との回答が目立った。

表3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

委嘱状況	自治体数	自治体名
委嘱済み	1	高知県（学識経験者、漁協、市、国、NPO等）
委嘱予定有	1	徳島県（時期未定）
委嘱予定無	36	北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県
検討中	9	秋田県、山形県、新潟県、愛知県、兵庫県、山口県、香川県、鹿児島県、沖縄県
計	47	

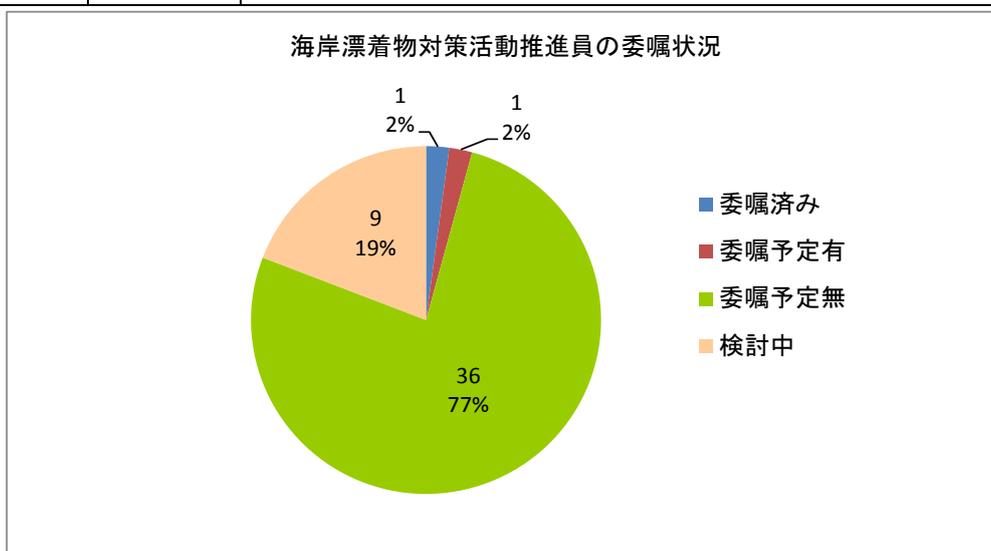


図3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

#### 4 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第16条第2項）

海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況について確認をした結果、平成26年1月末日の時点で指定した自治体はなかった。

表4-1 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況

指定状況	自治体数	自治体名
指定予定有り	1	徳島県
指定予定無し	36	その他都道府県
検討中	10	秋田県、山形県、新潟県、愛知県、兵庫県、山口県、香川県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県
計	47	

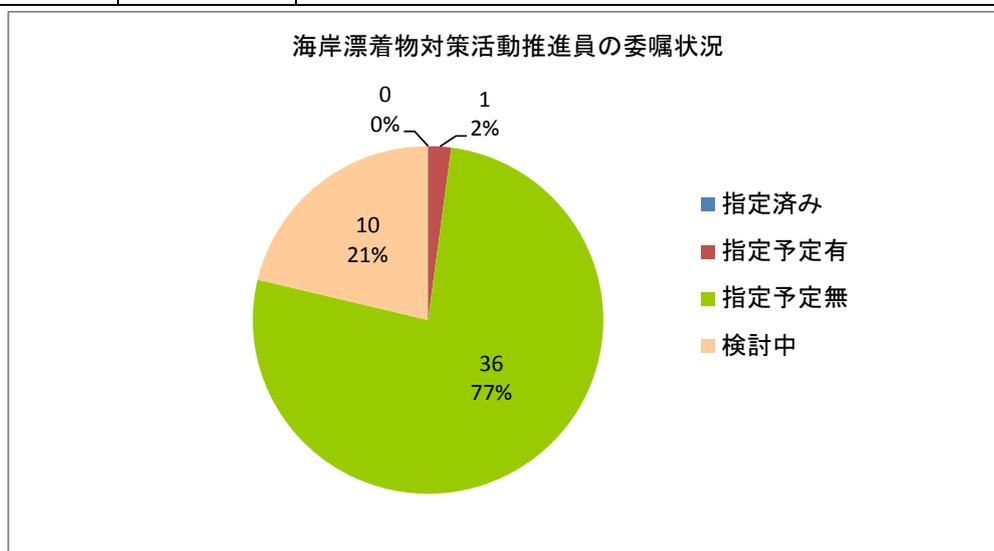


図4 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

## 5 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（法第22条）

### ①調査実施状況

海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況について表5-1に示し、その実施率を図5-1に示した。

全自治体の57%（27自治体）が調査を実施しており、海がない都道府県を除けば、全国的に広く実施されていた。

表5-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

実施状況	自治体数	自治体名
実施している	27	北海道、岩手県、山形県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、大阪府、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県
実施予定有り	2	大分県、鹿児島県、
実施予定無し	14	青森県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、奈良県、滋賀県
検討中	4	秋田県、兵庫県、高知県、佐賀県
計	47	

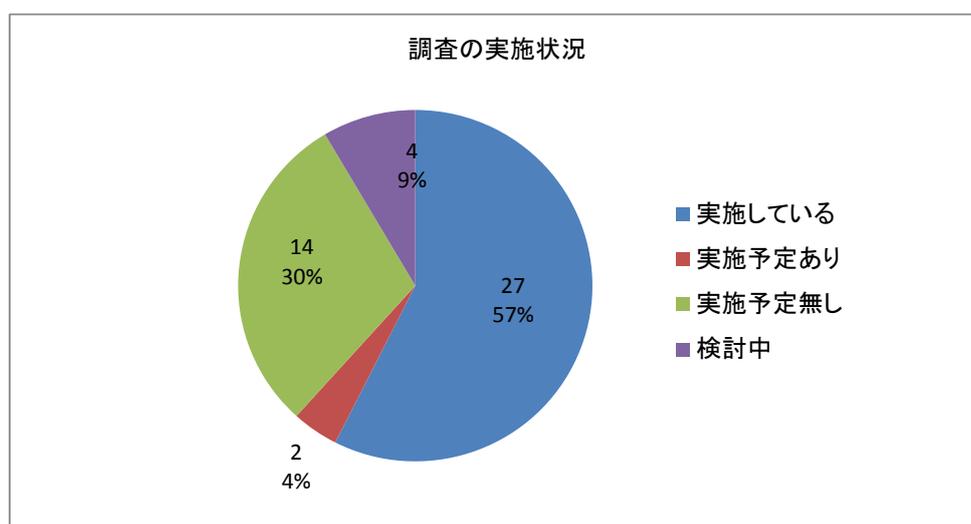


図5-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

## ②調査内容

「海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査を実施している」と回答した27の自治体の主な調査内容を表5-2、図5-2に示す。

表 5-2 主な調査内容（27 自治体対象、複数回答）

調査内容	自治体数	自治体名
海岸漂着物の発生量、種類等の調査	25	北海道、岩手県、山形県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県
発生源等の究明調査	4	北海道、富山県、香川県、愛媛県、
河川ごみの状況調査	3	山形県、富山県、愛知県
地理的状況（海岸特性等）	2	長崎県、沖縄県
ボランティア団体等の活動状況調査	1	広島県
海底ごみの種類等の調査	1	香川県

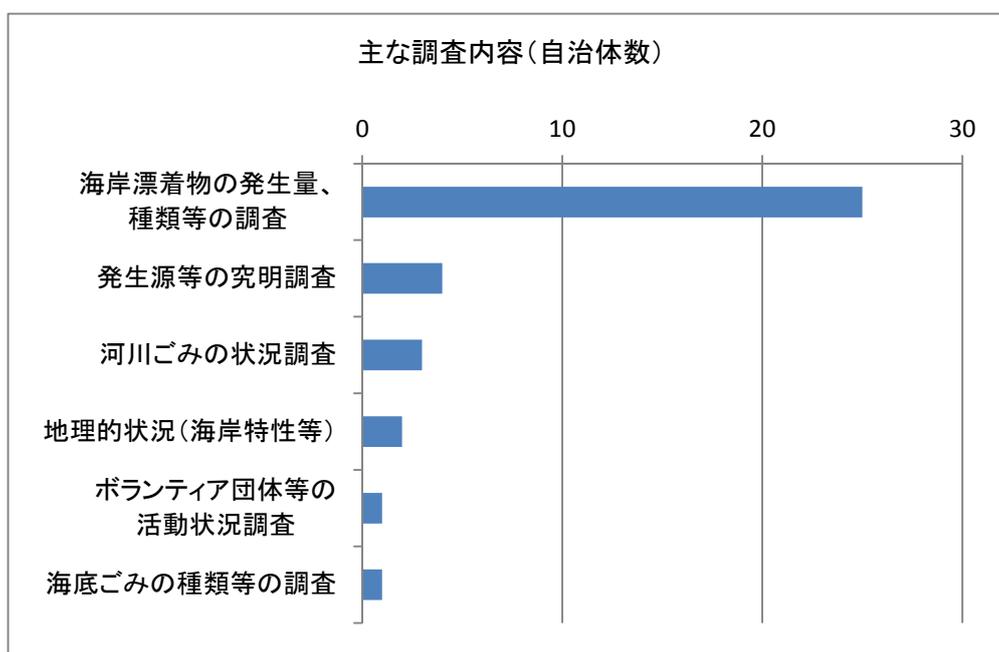


図 5-2 主な調査内容（27 自治体対象、複数回答）

### ③活用方法

「海岸漂着物発生状況及び原因に関する調査を実施している」と回答した26の自治体の主な調査結果の活用方法を表5-3、図5-3に示す。

表 5-3 主な活用方法（27自治体対象、複数回答）

活用方法	自治体数	自治体名
地域計画	12	北海道、岩手県、山形県、福井県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、徳島県、愛媛県、長崎県、宮崎県、
発生抑制対策	8	北海道、山形県、富山県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、沖縄県
海岸漂着物対策の基礎資料	6	神奈川県、石川県、岡山県、広島県、山口県、熊本県
回収・処理方法	5	北海道、静岡県、三重県、長崎県、沖縄県
重点区域・調査区域の選定	3	東京都、京都府、愛媛県
啓発資材作成の基礎資料	3	富山県、愛知県、鳥取県
景観及び環境の保全	1	大阪府

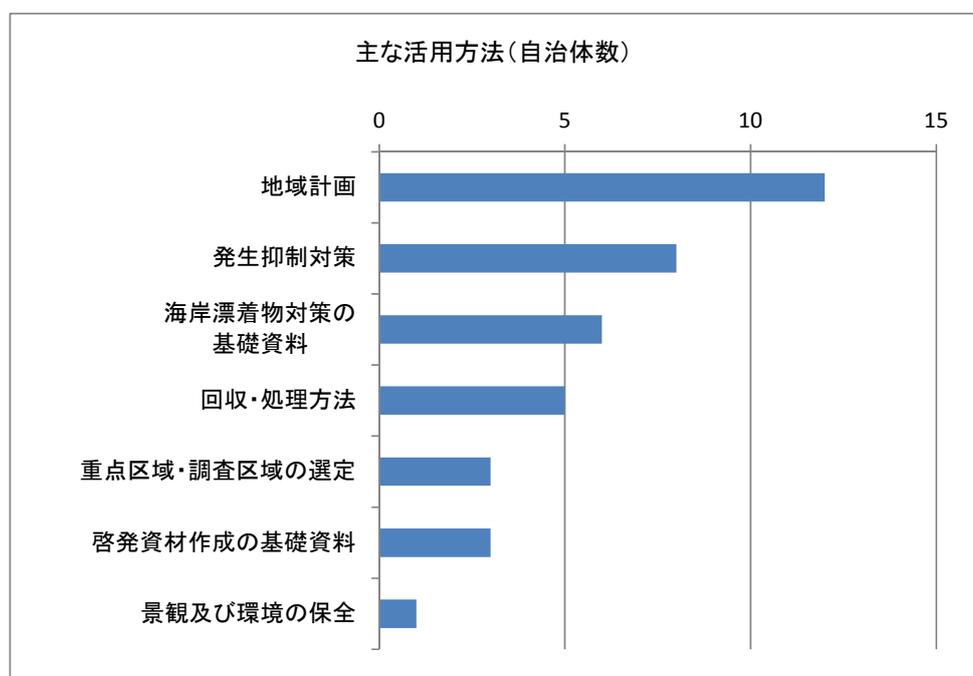


図 5-3 主な活用方法（27自治体対象、複数回答）

## 6 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第23条）

各自治体が取り組むごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例について表6-1～表6-5、図6-1～図6-5に示した。なお、都道府県等が行っている事業のうち、グリーンニューディール基金を利用した項目は「(GND)」、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用した項目は「(基金)」、県単事業で実施した項目のうち、H25年度に実施した項目は「(H25)」、それ以外については「分類無」（H24単独等）と記載している。

表6-1 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(GND)

実例（GND）	自治体数	自治体名
計画・指針の策定	8	茨城県、福井県、愛知県、徳島県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県
パトロール・監視活動	4	滋賀県、山口県、徳島県、沖縄県
看板・標識等の設置	3	香川県、長崎県
啓発資材の作成	1	愛知県

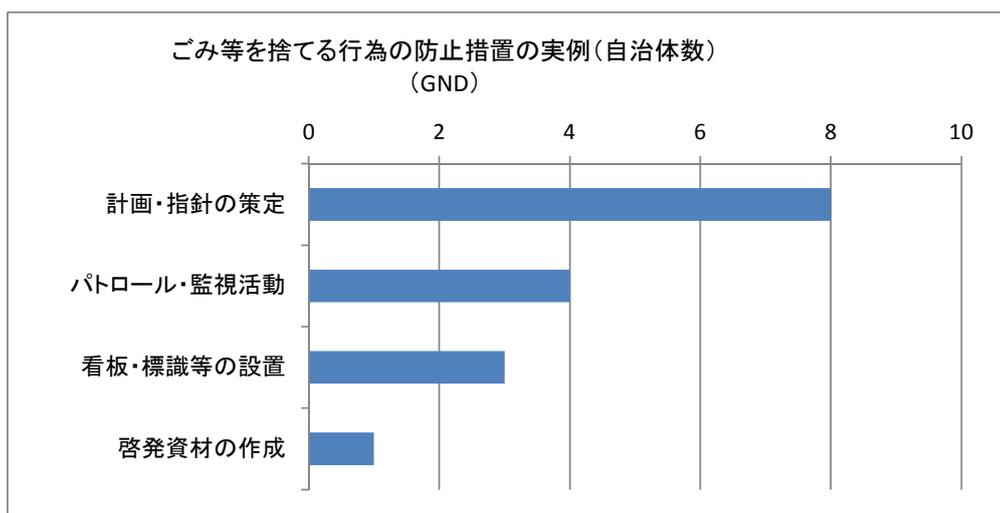


図6-1 防止措置の主な内容(GND)

表6-2 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(基金)

実例(基金)	自治体数	自治体名
看板・標識等の設置	7	新潟県、香川県、愛媛県、三重県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、
計画の策定	2	香川県、福岡県
キャンペーン・啓発活動	1	神奈川県
広報	1	香川県
環境学習	1	徳島県
啓発資材の作成	1	熊本県

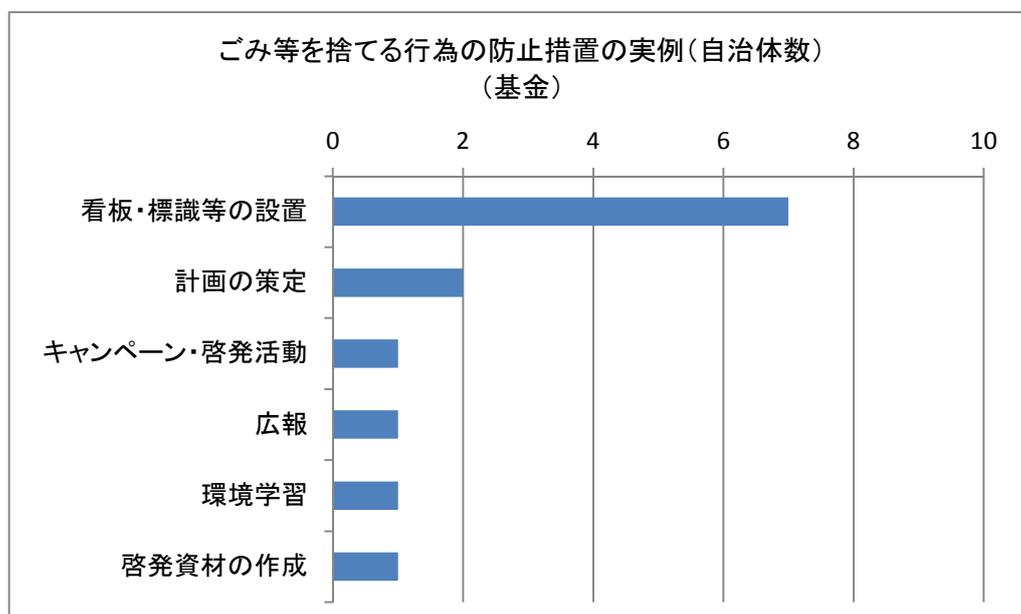


図6-2 防止措置の主な内容(基金)

表 6-3 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例（H25）

実例（H25）	自治体数	自治体名
パトロール・監視活動	9	北海道、宮城県、栃木県、愛知県、滋賀県、岡山県、長崎県、宮崎県、沖縄県
キャンペーン・啓発活動	4	北海道、栃木県、山梨県、滋賀県
清掃活動	3	愛知県、滋賀県、沖縄県
ポスター・パネルの提示	2	北海道、愛知県
監視活動・監視カメラの設置	1	福井県
看板等の設置	1	福井県、
啓発資材の作成・配布	1	愛知県
広報	1	北海道
HP・ラジオ等での周知	1	岡山県
強化月間の指定	1	沖縄県

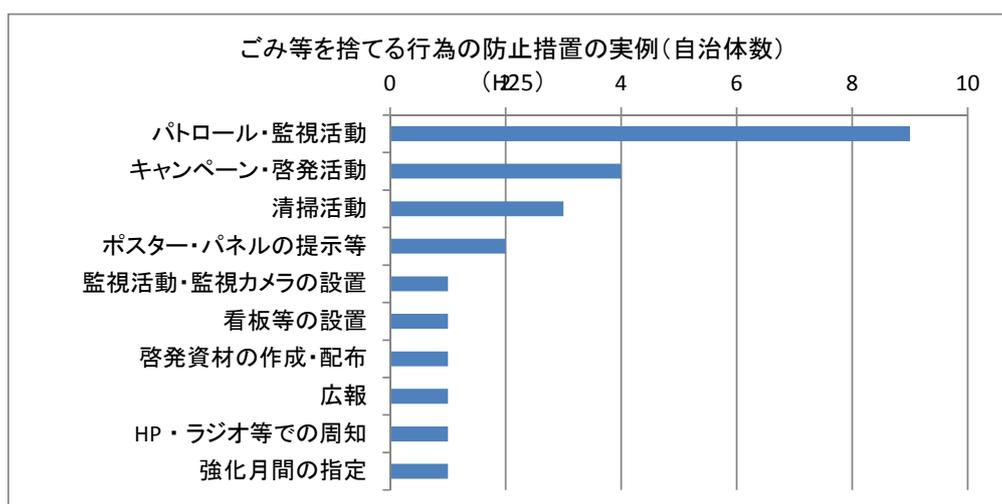


図 6-3 防止措置の主な実例（H25）

表 6-4 防止措置の主な実例（分類無）

実例（分類無）	自治体数	自治体名
パトロール・監視活動	6	山形県、静岡県、大阪府、広島県、高知県、大分県
看板等の設置	6	石川県、静岡県、大阪府、鳥取県、香川県、大分県
条例の制定	5	北海道、青森県、神奈川、京都府、山口県
キャンペーン・啓発活動	3	山形県、富山県、山口県
監視カメラの設置	2	広島県、大分県、
防護柵の設置	2	広島県、大分県
ポスター・パネルの提示等	1	山形県
啓発資材の作成	1	富山県

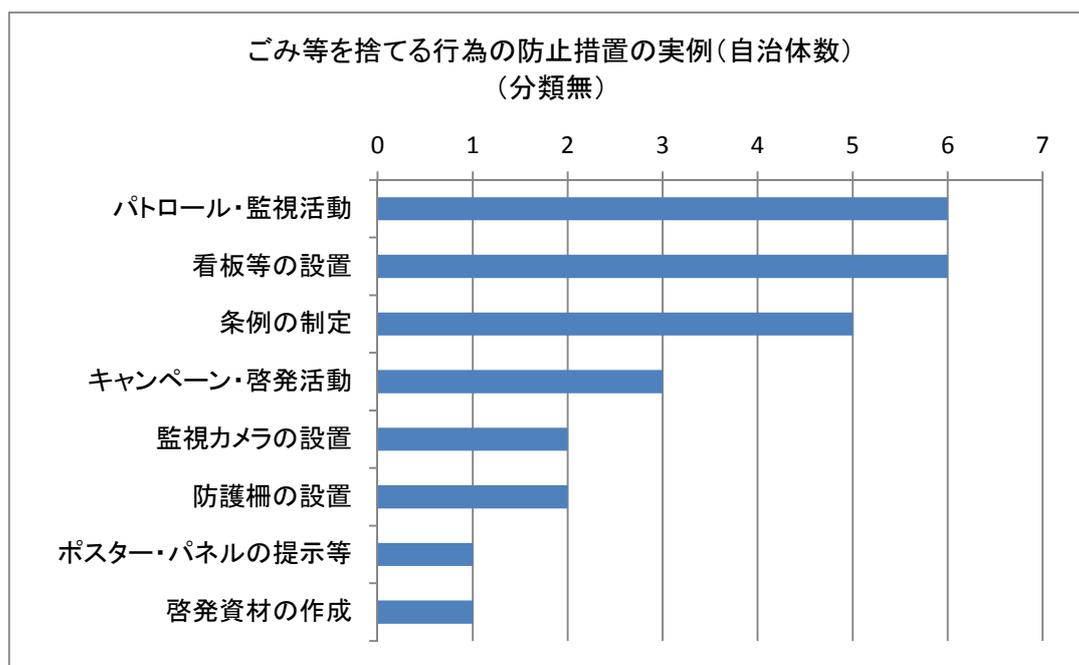


図 6-4 防止措置の主な実例（分類無）

表 6-5 防止措置の主な実例（件数）

実例	件数
パトロールの監視活動 （車両、船舶、スカイパトロール含む）	21
看板・標識等の設置	15
キャンペーン・啓発活動	13
ポスター・パネルの掲示等 （ポスター、パネル、ちらし、リーフレット、のぼり、ステッカーなど）	8
計画・指針の策定	7
条例の制定	5
清掃活動	4
監視カメラの設置	4
啓発資材の作成	3
防護柵設置	2
HP・ラジオ等での周知	2
広報	2
強化月間の指定	1
環境学習	1

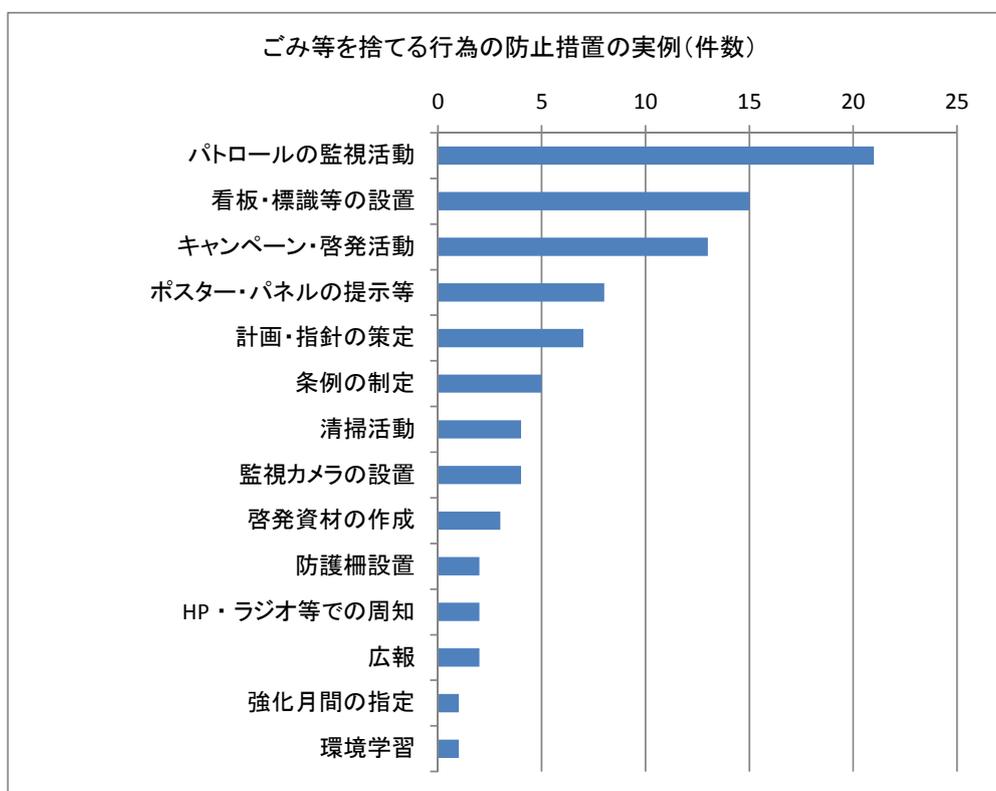


図 6-5 防止措置の主な実例（件数）

## 7 民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の実例（法第 25 条第 1 項及び第 2 項）

各自治体が取り組む民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の実例について以下に示した。なお、都道府県等が行っている事業のうち、グリーンニューディール基金を利用した項目は「(GND)」、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用した項目は「(基金)」、県単事業で実施した項目のうち、H25年度に実施した項目は「(H25)」、それ以外については「分類無」(H24単独等)と記載している。

### ①連携・活動に対する支援の実例

民間団体との連携・活動に体する支援の実例について表7-1-1～表7-1-4、図7-1-1～図7-1-4に示した。

表7-1-1 連携・活動に対する支援の実例(GND)

実例 (GND)	自治体数	自治体名
ボランティア活動との連携、支援	9	青森県、秋田県、山形県、京都府、兵庫県、和歌山県、島根県、山口県、長崎県
協議会の開催	2	富山県、愛知県
海岸クリーンマップキャンペーン	2	福井県、長崎県
その他団体への支援	1	福井県
海辺の漂着物捜索	1	長崎県
普及啓発教材、ポスター等の作成	1	沖縄県
漂着物発生抑制対策ワーキンググループの設置	1	沖縄県

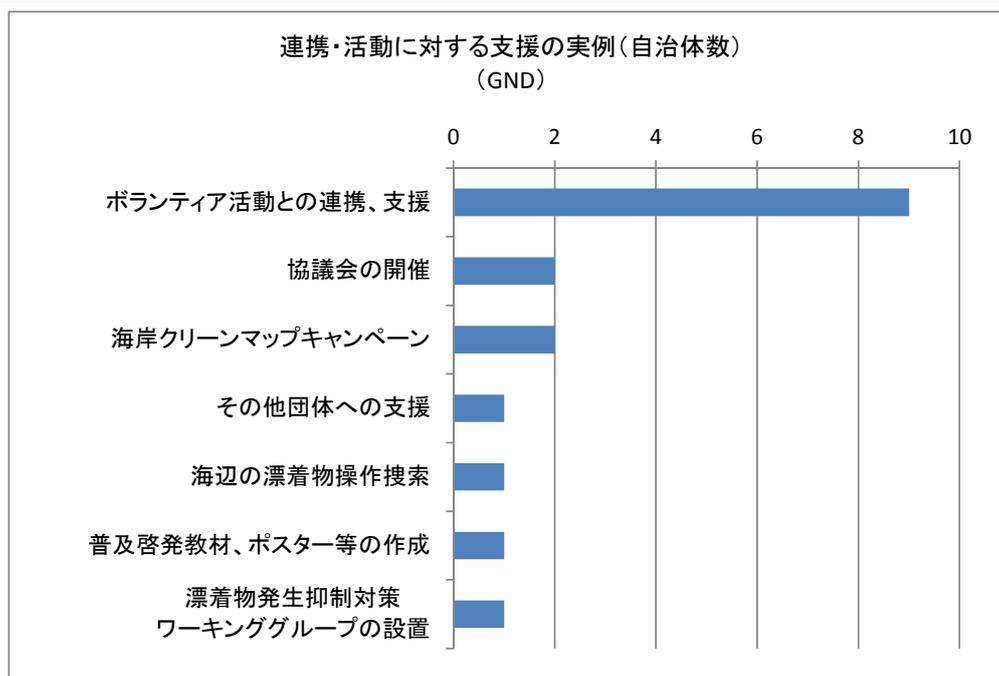


図7-1-1 連携・活動に対する支援の実例(GND)

表7-1-2 連携・活動に対する支援の実例(基金)

実例 (基金)	自治体数	自治体名
ボランティア活動との連携、支援	9	北海道、青森県、秋田県、山形県、三重県、和歌山県、山口県、長崎県、宮崎県
協議会の開催	1	愛知県
漂着ごみ講演会・実態調査の開催	1	三重県
ビーチクリーンアップ	1	長崎県
発生抑制対策ワークショップ等の開催	1	沖縄県
人材育成と普及啓発	1	沖縄県

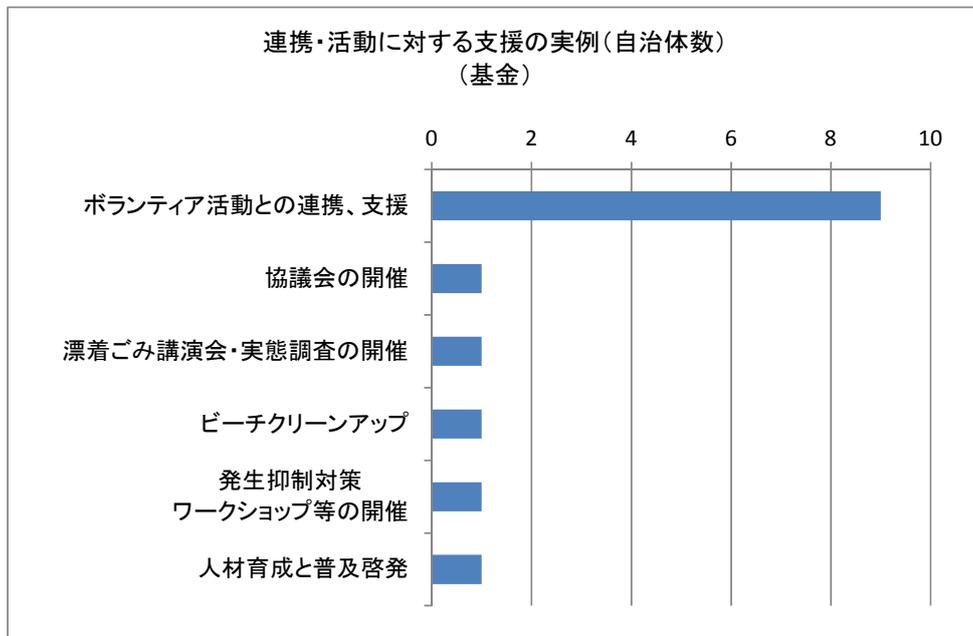


図7-1-2 連携・活動に対する支援の実例(基金)

表 7-1-3 連携・活動に対する支援の実例 (H25)

実例 (H25)	自治体数	自治体名
ボランティア活動との連携、支援	13	宮城県、福井県、富山県、山梨県、愛知県、和歌山県、岡山県、香川県、愛媛県、長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県
その他各種活動の推進	2	熊本県、沖縄県
海浜美化フォーラムへの講師派遣	1	北海道
海辺の漂着物調査	1	石川県
報奨金制度の策定	1	愛知県
漂着ごみ講演会・実態調査の開催	1	三重県
協働によるセミナー開催	1	岡山県
流木等の撤去に対する助成	1	大分県

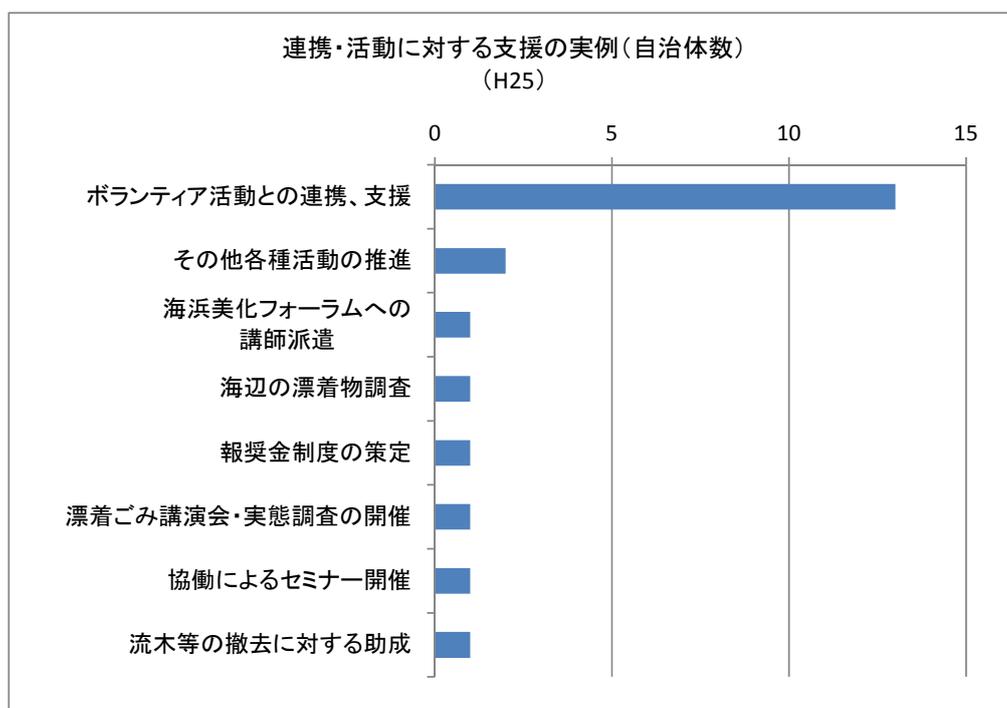


図 7-1-3 連携・活動に対する支援の実例 (H25)

表 7-1-4 連携・活動に対する支援の実例（分類無）

実例（分類無）	自治体数	自治体名
ボランティア活動との連携、支援	7	神奈川県、富山県、三重県、鳥取県、香川県、高知県、長崎県
その他各種活動の推進	2	神奈川県、静岡県
海辺の漂着物調査	2	鳥取県、長崎県
協議会の構成員としての参画	1	北海道
表彰制度による活動の推奨	1	静岡県
協議会やセミナーの開催	1	愛知県
海岸漂着物の回収・処理における支援	1	福岡県

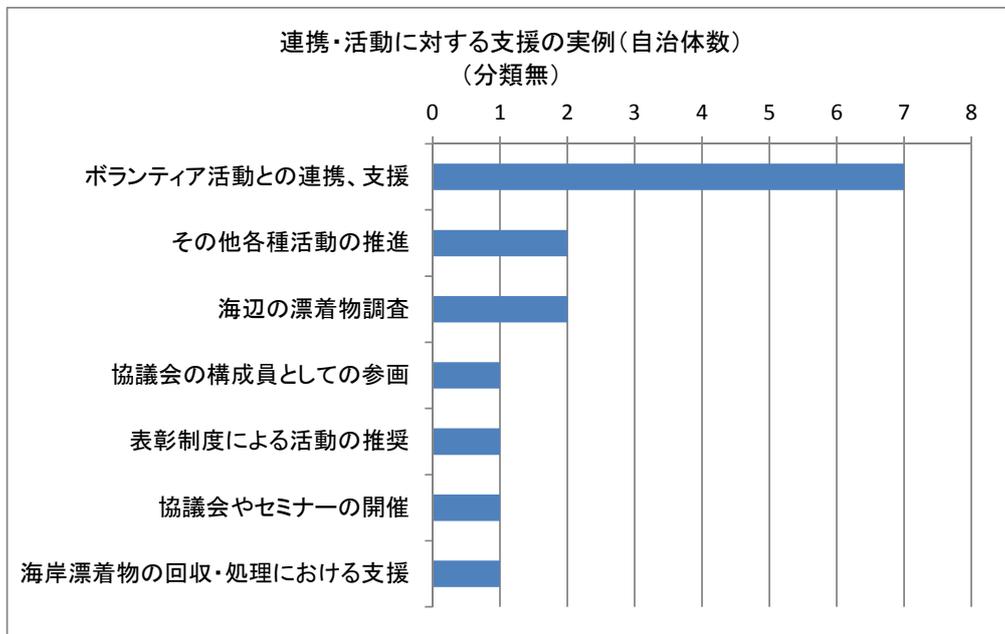


図 7-1-4 連携・活動に対する支援の実例（分類無）

## ②安全配慮の実例

安全配慮の実例について、表7-2、図7-2に示した。

ボランティア活動保険支援に加入している自治体が8と最も多かった。

表7-2 安全配慮の実例

安全配慮の実例	自治体数	自治体名
ボランティア活動保険支援	8	宮城県、山形県、富山県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県、宮崎県
海岸漂着物等の取扱い等に関する指導	3	秋田県、島根県、長崎県
海岸清掃マニュアルの策定・周知	2	愛知県、沖縄県
安全に必要な資材の提供	1	青森県
津波発生時の行動の手引きの作成	1	神奈川県
報奨金制度の策定	1	愛知県
海岸清掃の手引きを作成	1	三重県
リーフレット作成・配布	1	山口県

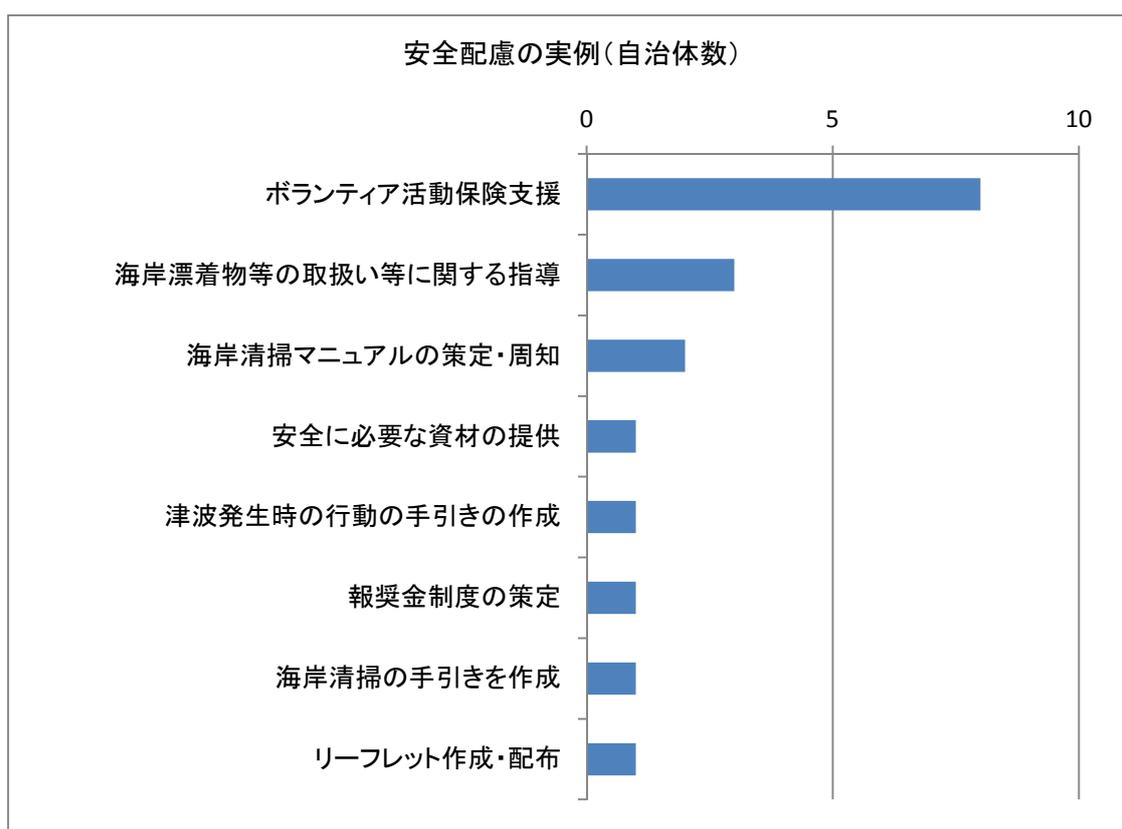


図7-2 安全配慮の実例

③連携している、又は連携が想定される民間団体等

連携している、又は連携が想定される民間団体等について表7-3、図7-3に示した。

表 7-3 連携している、又は連携が想定される民間団体等

連携している、又は連携が想定される民間団体	件数
NPO 団体	13
漁業協同組合	13
ボランティア団体	8
町内会・自治会	7
企業等	3
森林組合	2
商工会	2
観光協会	2
建設業協会	1
その他団体	17

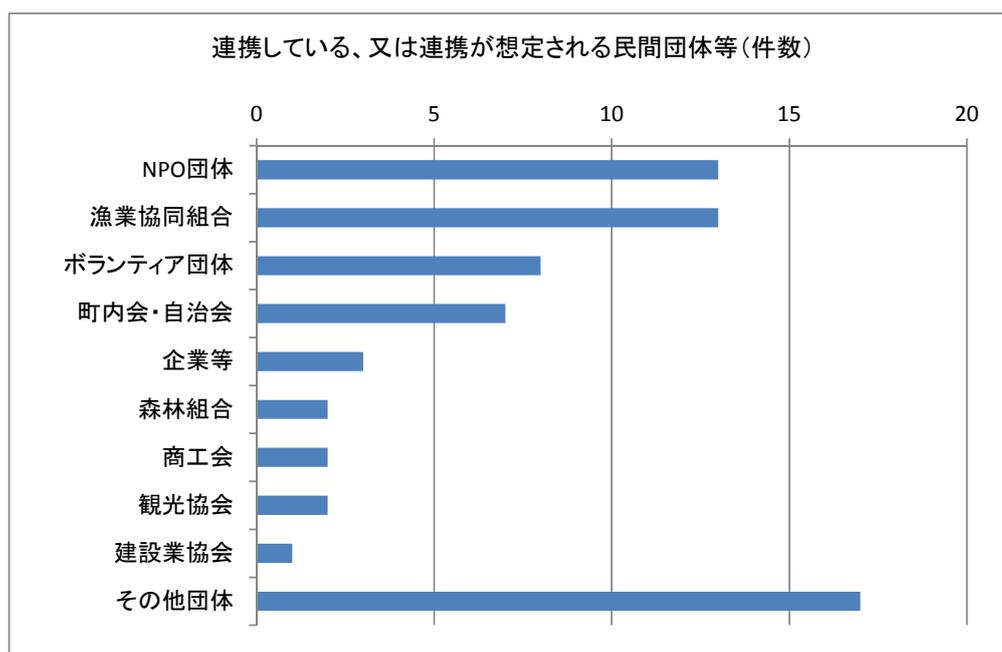


図 7-3 連携している、又は連携が想定される民間団体等

## 8 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第26条、第27条）

各自治体が取り組む環境教育の推進、普及啓発の主な実例について表8-1～表8-5、図8-1～図8-5に示した。なお、都道府県等が行っている事業のうち、グリーンニューディール基金を利用した項目は「(GND)」、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用した項目は「(基金)」、県単事業で実施した項目のうち、H25年度に実施した項目は「(H25)」、それ以外については「分類無」（H24単独等）と記載している。

表8-1 環境教育・普及啓発の実例(GND)

実例 (GND)	自治体数	自治体名
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	9	秋田県、山形県、富山県、石川県、愛知県、兵庫県、山口県、香川県、沖縄県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	9	秋田県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、島根県、徳島県、香川県、長崎県
清掃活動・クリーンアップ活動	8	山形県、神奈川県、富山県、京都府、山口県、徳島県、長崎県、沖縄県
新聞・TV・HP等による啓発活動	4	秋田県、富山県、福井県、愛知県
学校企業における教育の実施	4	山形県、島根県、香川県、長崎県

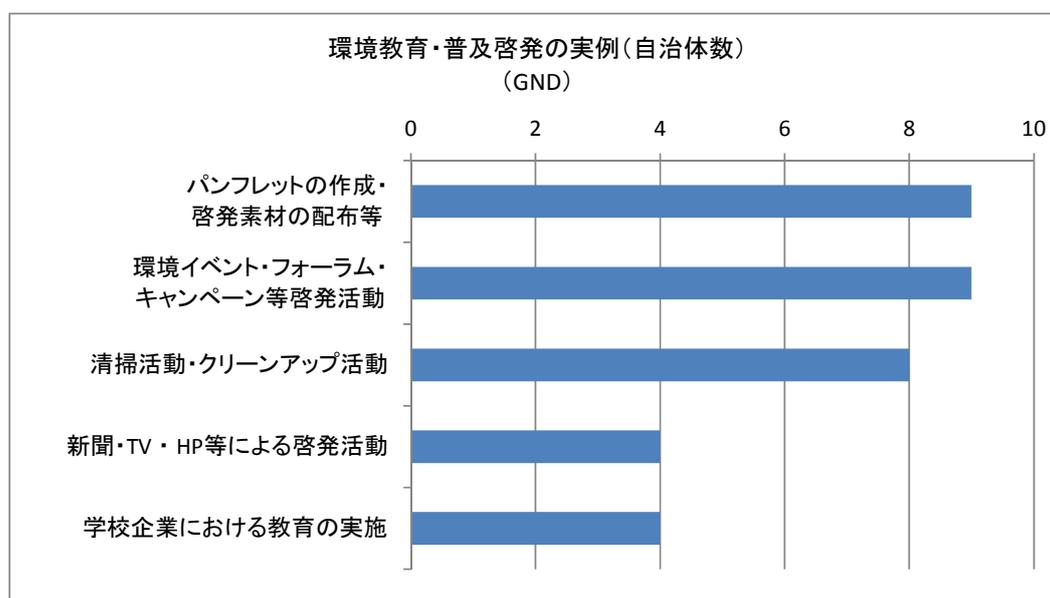


図8-1 環境教育・普及啓発の実例(GND)

表8-2 環境教育・普及啓発の実例(基金)

実例(基金)	自治体数	自治体名
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	12	山形県、茨城県、千葉県、富山県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、大分県、鹿児島県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	11	秋田県、山形県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、京都府、島根県、香川県、長崎県、大分県
清掃活動・クリーンアップ活動	9	山形県、富山県、京都府、和歌山県、愛知県、山口県、徳島県、長崎県、沖縄県
学校企業における教育の実施	7	山形県、愛知県、島根県、徳島県、香川県、長崎県、鹿児島県、
新聞・TV・HP等による啓発活動	4	青森県、愛知県、鳥取県、宮崎県
普及啓発用看板の設置	2	愛媛県、高知県
標語・ポスター図案の募集・表彰・展示	1	愛知県

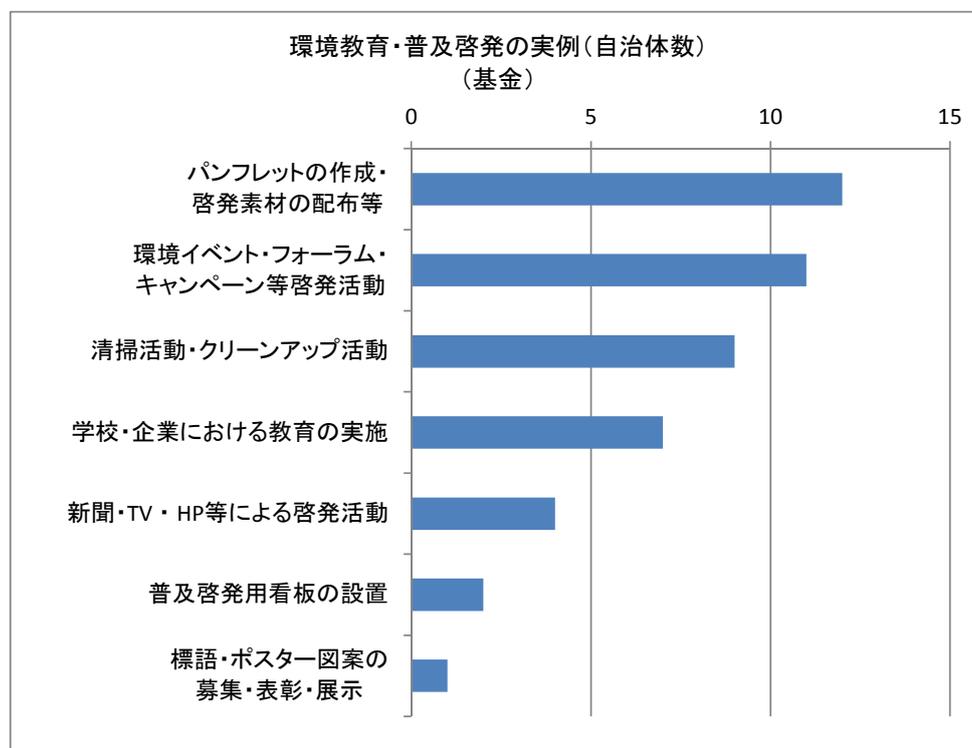


図8-2 環境教育・普及啓発の実例(基金)

表 8-3 環境教育・普及啓発の実例 (H25)

実例 (H25)	自治体数	自治体名
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	5	北海道、青森県、三重県、長崎県、福岡県
ポスター・パネルの展示	4	青森県、三重県、愛知県、沖縄県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	4	山梨県、京都府、長崎県、沖縄県
新聞・TV・HP等による啓発活動	3	青森県、宮崎県、沖縄県
清掃活動・クリーンアップ活動	3	山梨県、富山県、香川県
海浜美化フォーラムへの講師派遣	1	北海道

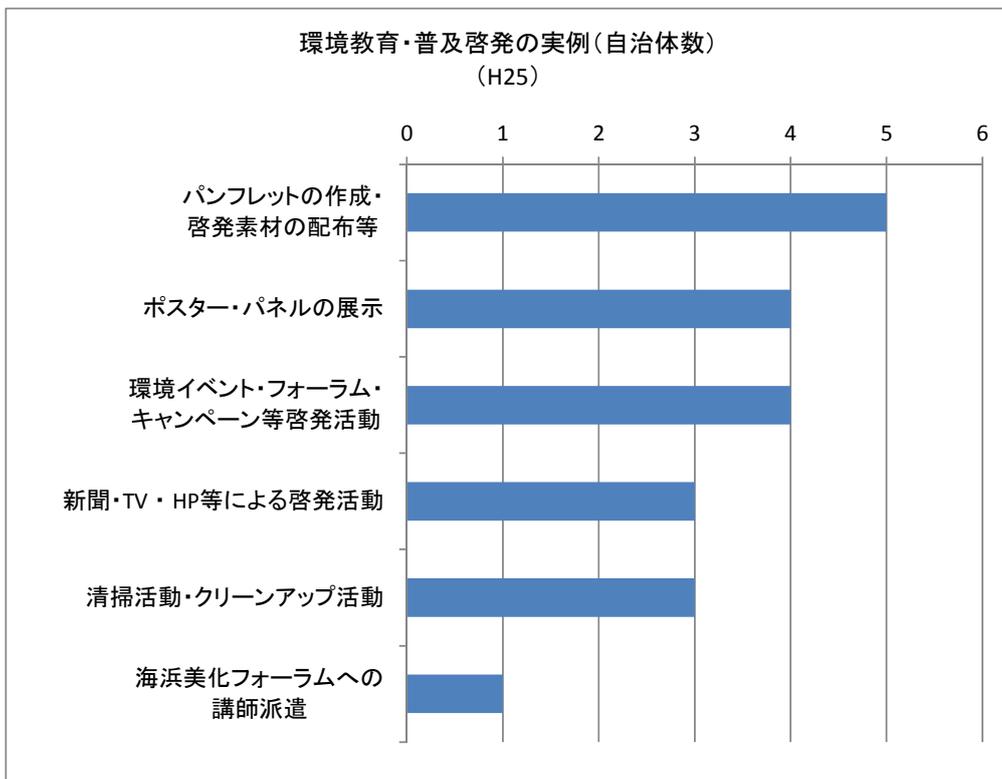


図 8-3 環境教育・普及啓発の実例 (H25)

表 8-4 環境教育・普及啓発の実例（分類無）

実例（分類無）	自治体数	自治体名
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	8	石川県、静岡県、京都府、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、長崎県
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	7	秋田県、山形県、岐阜県、三重県、岡山県、香川県、愛媛県
学校企業における教育の実施	2	山形県、長崎県
新聞・TV・HP等による啓発活動	1	秋田県
ボランティア団体の認定	1	広島県
研修会等の実施	1	山口県
清掃活動・クリーンアップ活動	1	長崎県

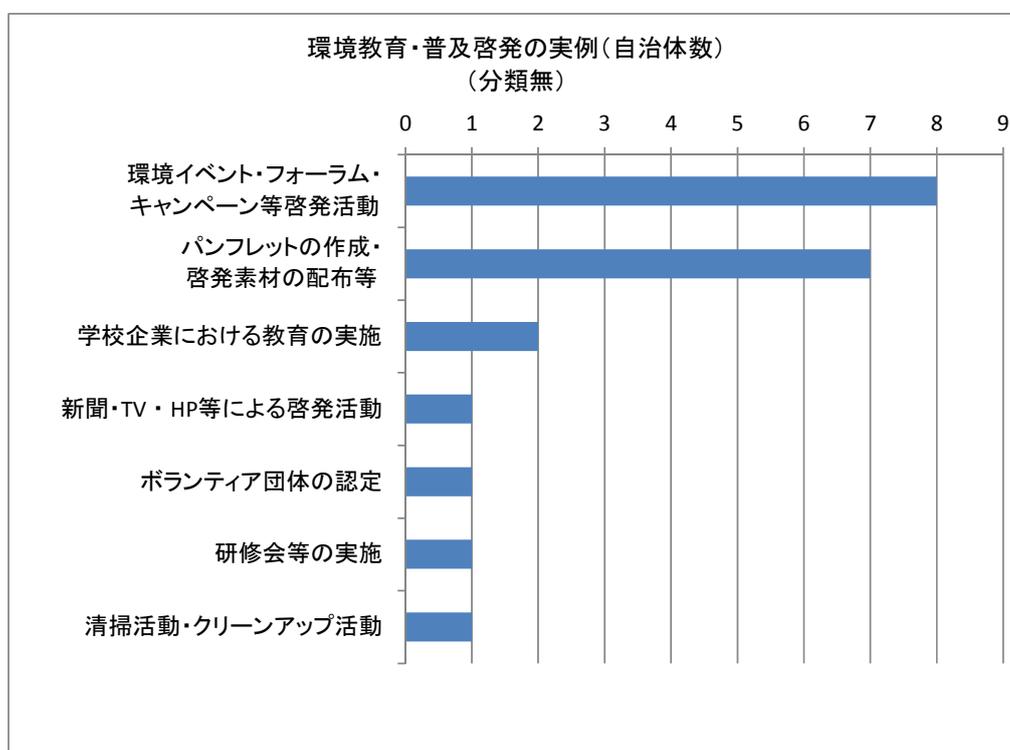


図 8-4 環境教育・普及啓発の実例（分類無）

表 8-5 環境教育・普及啓発の実例（件数）

実例	件数
清掃活動・クリーンアップ活動	135
学校企業における教育の実施	104
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	94
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	40
新聞・TV・HP等による啓発活動	14
普及啓発用看板の設置	5
ポスター・パネルの展示	4
海浜美化フォーラムへの講師派遣	1
ボランティア団体の認定	1
研修会等の実施	1
標語・ポスター図案の募集・表彰・展示	1

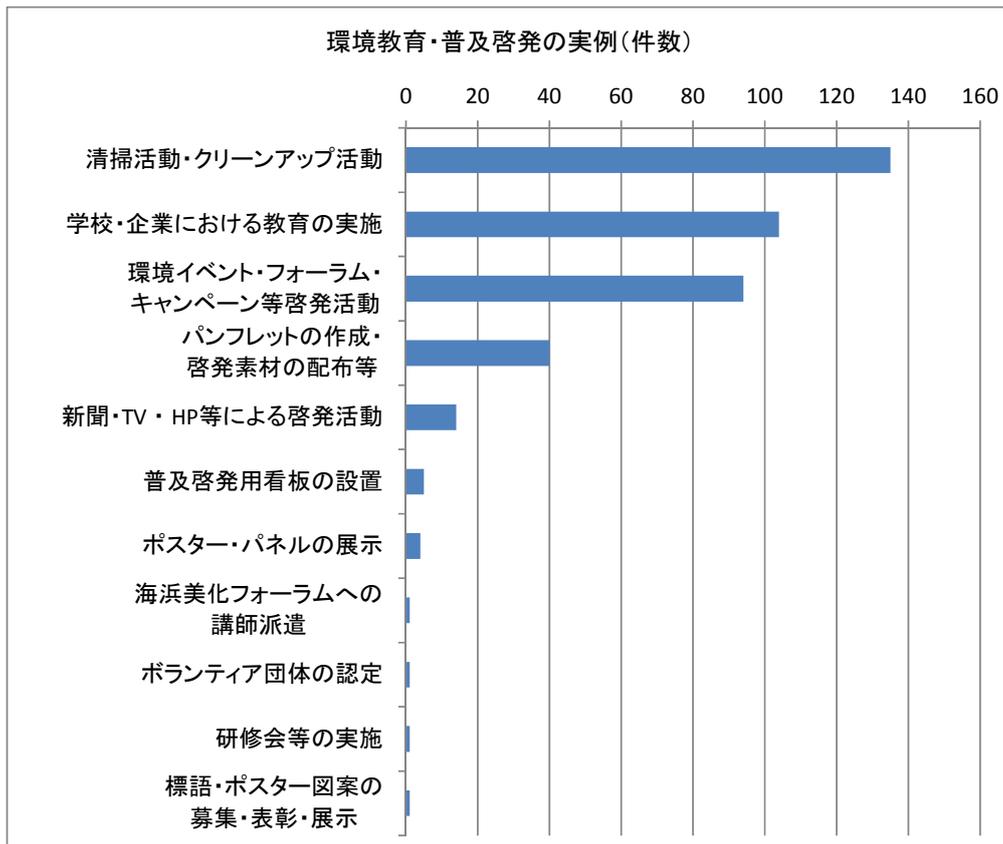


図 8-5 環境教育・普及啓発の実例（件数）

## 9 ごみ等を捨てる行為の防止措置(法第23条、26条、27条)

各自治体が取り組むごみ等を捨てる行為の防止措置の実例について以下に示した。なお、都道府県等が行っている事業のうち、グリーンニューディール基金を利用した項目は「(GND)」、海ごみ基金(海岸漂着物地域対策推進事業)を利用した項目は「(基金)」、県単事業で実施した項目のうち、H25年度に実施した項目は「(H25)」、それ以外については「分類無」(H24単独等)と記載している。

### ①環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例

各自治体が取り組む環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例について表9-1-1～表9-1-5、図9-1-1～図9-1-5に示した。

表9-1-1 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例(GND)

実例 (GND)	自治体数	自治体名
パトロールの実施	1	長崎県
発生源調査	1	愛知県

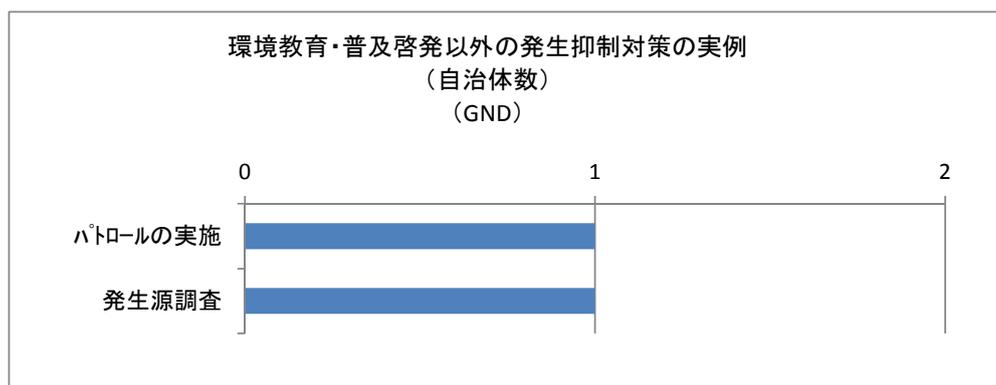


図9-1-1 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例(GND)

表9-1-2 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例(基金)

実例 (基金)	自治体数	自治体名
不法投棄防止等発生抑制看板設置	4	和歌山県、高知県、佐賀県、熊本県
河川におけるごみ調査	1	愛知県

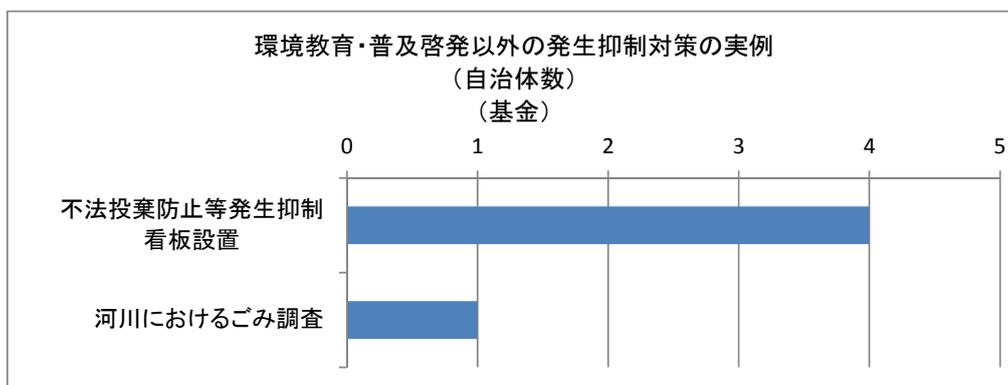


図9-1-2 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例(基金)

表 9-1-3 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例（H25）

実例（H25）	自治体数	自治体名
標語・ポスター図案の募集・表彰・展示	1	北海道
パトロールの実施	1	長崎県
不法投棄ホットラインの設立	1	長崎県
関係自治体が連携した漂着物対策の検討	1	愛知県
海底ごみ処理に関する調査	1	岡山県

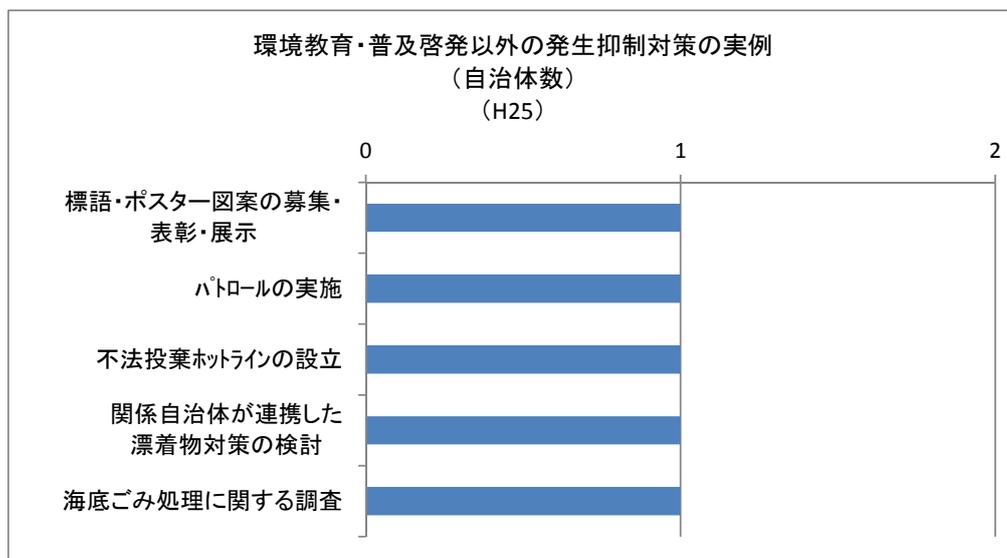


図 9-1-3 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例（H25）

表 9-1-4 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例（分類無）

実例（分類無）	自治体数	自治体名
パトロールの実施	3	宮城県、山口県、長崎県
監視カメラの設置	2	宮城県、和歌山県
スカイパトロールの実施	1	宮城県
協議会による対策の検討	1	山口県

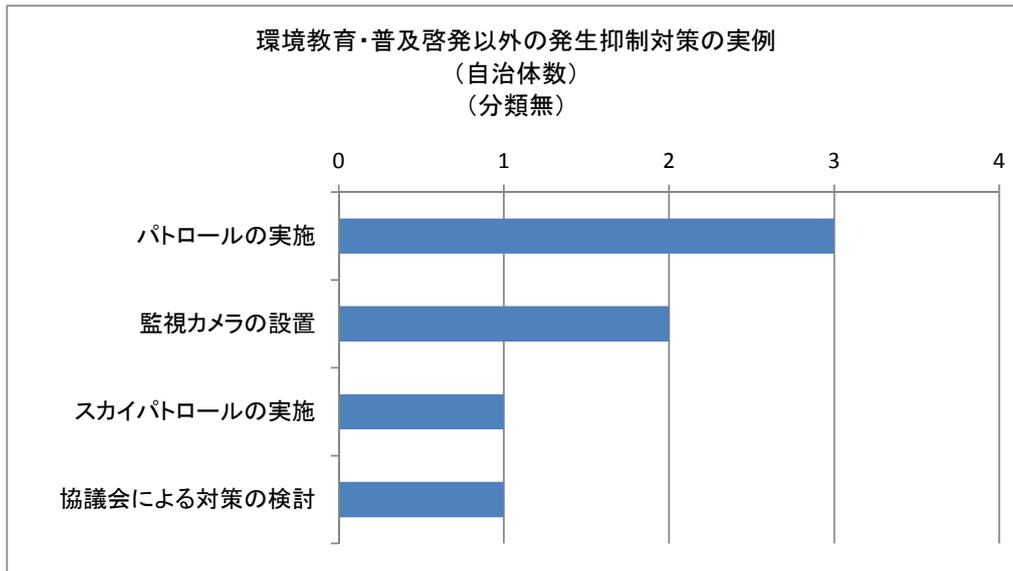


図 9-1-4 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例（分類無）

表9-1-5 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例(件数)

実例	件数
パトロール等の実施	8
不法投棄防止等発生抑制看板設置	4
監視カメラの設置	2
不法投棄ホットラインの設立	1
標語・ポスター図案の募集・表彰・展示	1
漂着物対策の検討	1
河川におけるごみ調査	1
発生源調査	1
海底ごみ処理に関する調査	1
協議会による対策の検討	1

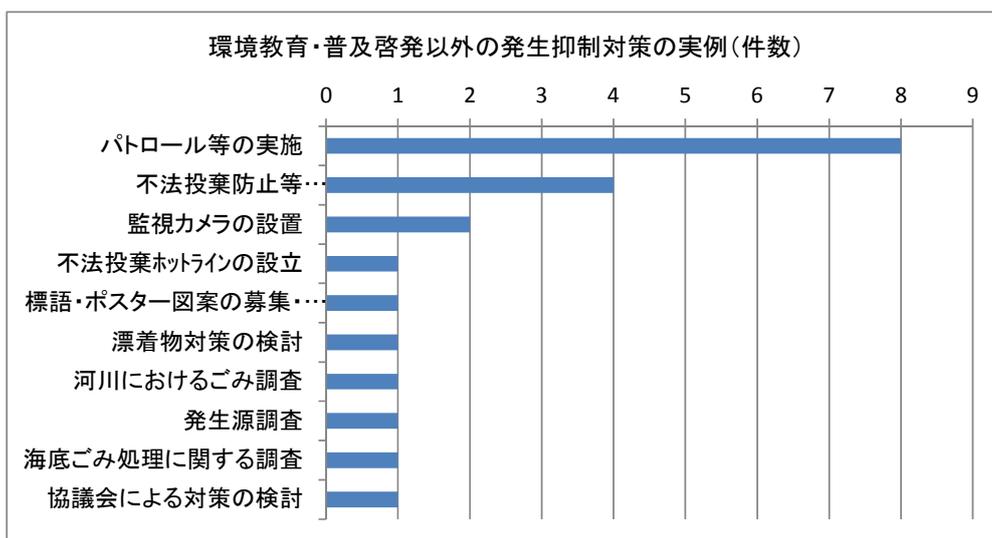


図9-1-5 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例(件数)

②発生抑制対策として波及効果があったと思われる事例

各自治体が取り組む発生抑制対策として波及効果があったと思われる事例について表9-2-1～表9-2-4、図9-2-1～図9-2-4に示した。

表9-2-1 発生抑制対策として波及効果があったと思われる事例(GND)

事例 (GND)	自治体数	自治体名
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	3	秋田県、山口県、沖縄県
清掃活動・クリーンアップ活動	2	山形県、長崎県
学校企業における教育の実施	1	山形県
新聞・TV・HP等による啓発活動	1	福井県

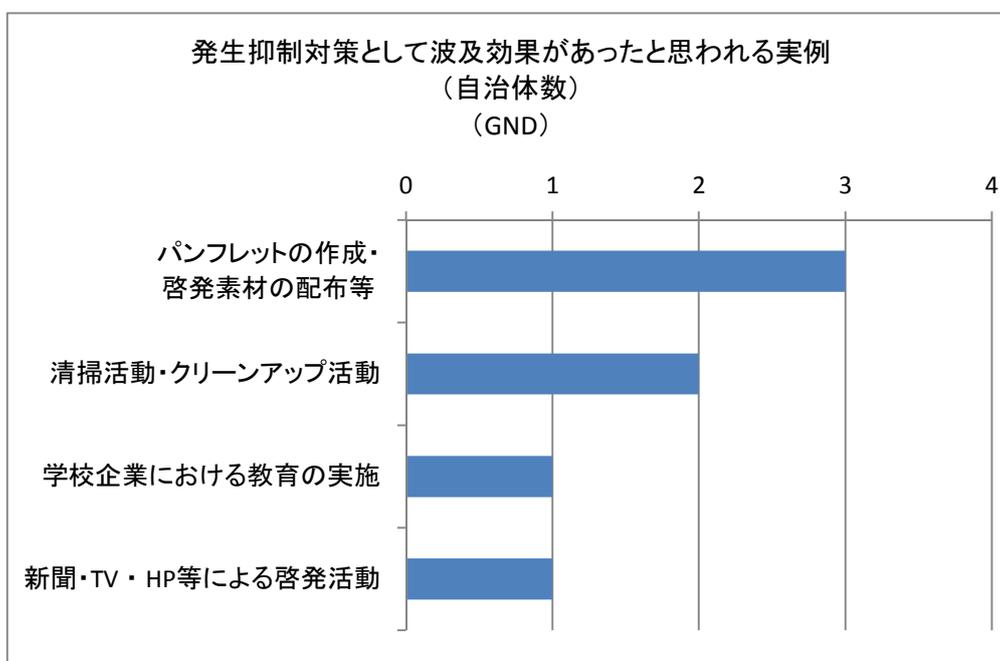


図9-2-1 発生抑制対策として波及効果があったと思われる事例(GND)

表9-2-2 発生抑制対策として波及効果があったと思われる事例(基金)

事例(基金)	自治体数	自治体名
清掃活動・クリーンアップ活動	2	山形県、長崎県
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	2	香川県、宮崎県
学校企業における教育の実施	1	山形県
海岸利用者等へのごみの持ち帰り等の直接のよびかけ	1	神奈川県
上流域の関係団体、住民による海岸の視察、清掃活動	1	富山県
新聞・TV・HP等による啓発活動	1	和歌山県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	1	島根県

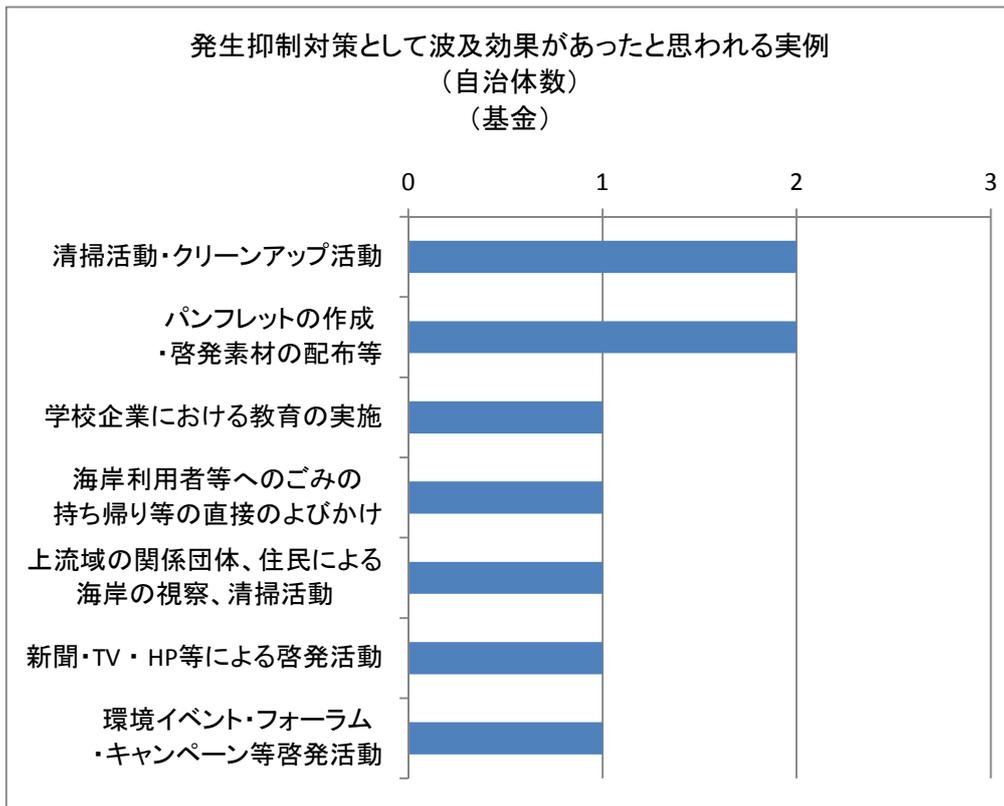


図9-2-2 発生抑制対策として波及効果があったと思われる事例(基金)

表 9-2-3 発生抑制対策として波及効果があったと思われる実例（H25）

実例（H25）	自治体数	自治体名
関係自治体が連携した清掃活動への参加	1	三重県
清掃活動・クリーンアップ活動	1	沖縄県

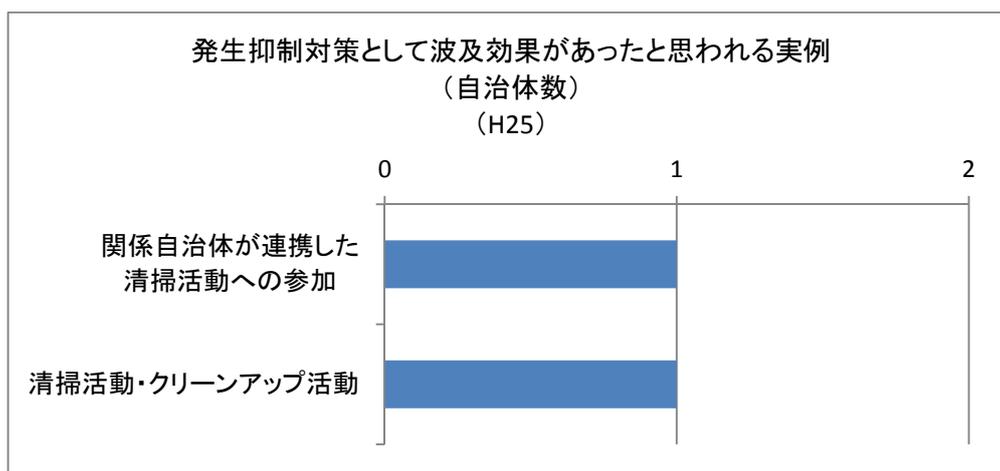


図 9-2-3 発生抑制対策として波及効果があったと思われる実例（H25）

表 9-2-4 発生抑制対策として波及効果があったと思われる事例（分類無）

事例（分類無）	自治体数	自治体名
清掃活動・クリーンアップ活動	2	山形県、長崎県
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	2	秋田県、富山県
学校・企業における教育の実施	1	山形県
移動式監視カメラの設置	1	宮城県
関係自治体が連携した漂着物対策の検討	1	愛知県

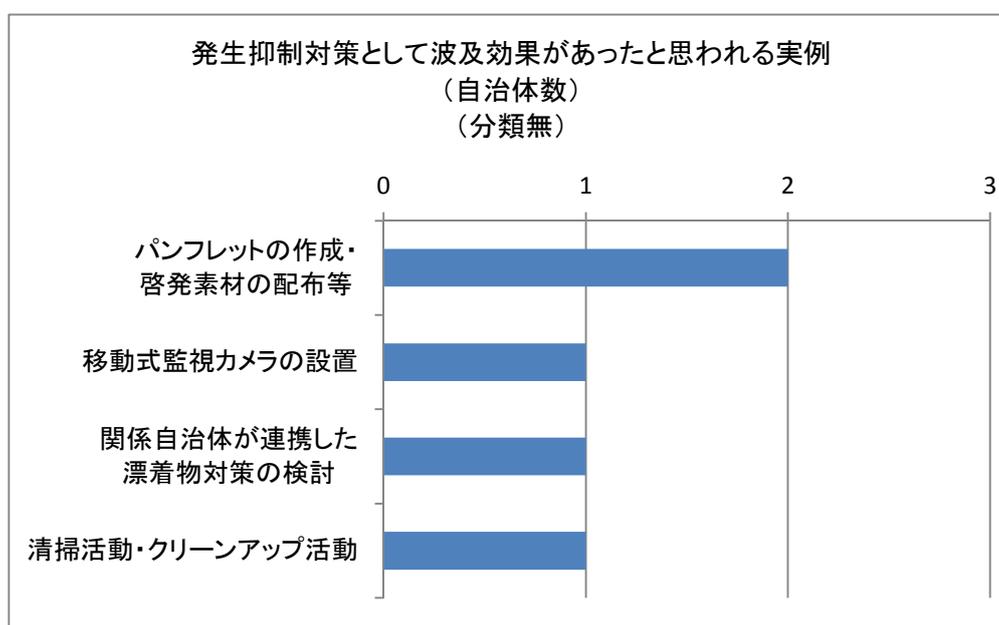


図 9-2-4 発生抑制対策として波及効果があったと思われる事例（分類無）

### ③発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題

各自治体が取り組む発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題について表9-3-1～表9-3-4、図9-3-1～図9-3-4に示した。

表9-3-1 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(GND)

検討課題 (GND)	自治体数	自治体名
イベント参加者の拡大	2	秋田県、島根県
河川ごみが発生原因であることの周知、啓発が必要	1	山形県
沿岸地域以外の地域への意識醸成	1	福井県
TV等による啓発は一時的なものになりがち	1	福井県
広域レベルで取り組む対策の必要性	1	長崎県
離島等における人材育成	1	沖縄県
海外由来ごみの発生抑制対策	1	沖縄県

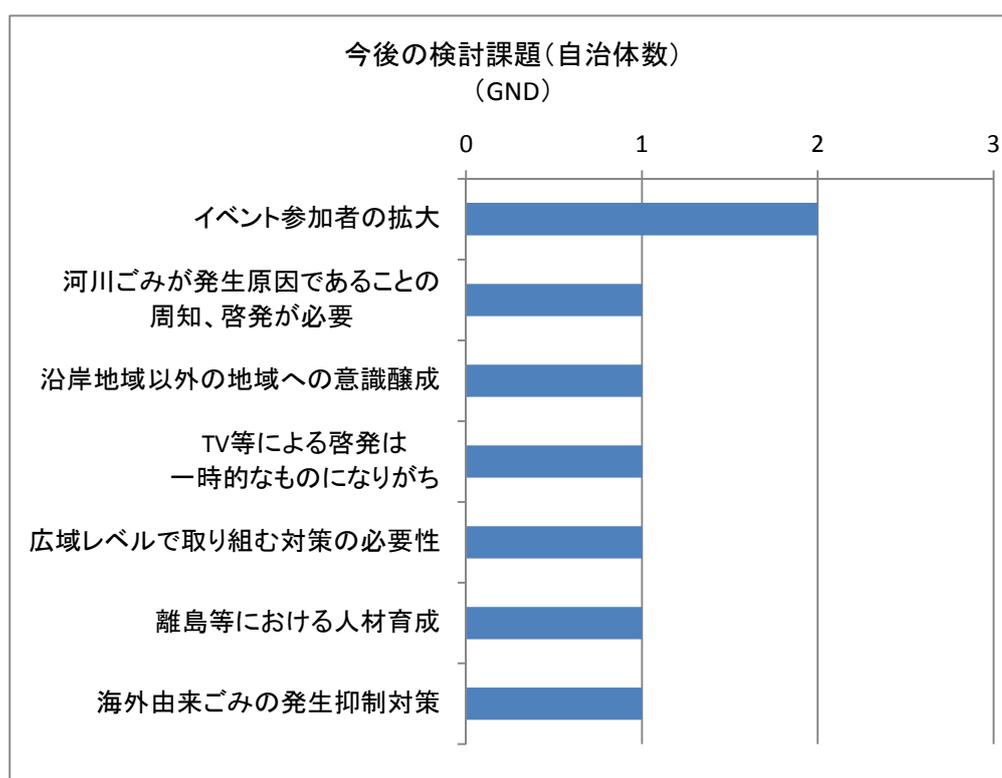


図9-3-1 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(GND)

表9-3-2 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(基金)

検討課題 (基金)	自治体数	自治体名
イベント参加者の拡大	2	秋田県、島根県
河川ごみが発生原因であることの周知、啓発が必要	2	山形県、富山県
内陸部の住民への普及啓発	2	京都府、鳥取県
流木の具体的発生抑制対策	2	三重県、宮崎県
普及啓発の効果的な実施時期や方法の検討	2	茨城県、兵庫県
ごみの持ち帰り等を徹底するための方法	1	神奈川県
河川ごみの発生原因者や発生場所の特定が困難	1	愛知県
広域レベルで取り組む対策の必要性	1	長崎県
離島等における人材育成	1	沖縄県
海外由来ごみの発生抑制対策	1	沖縄県

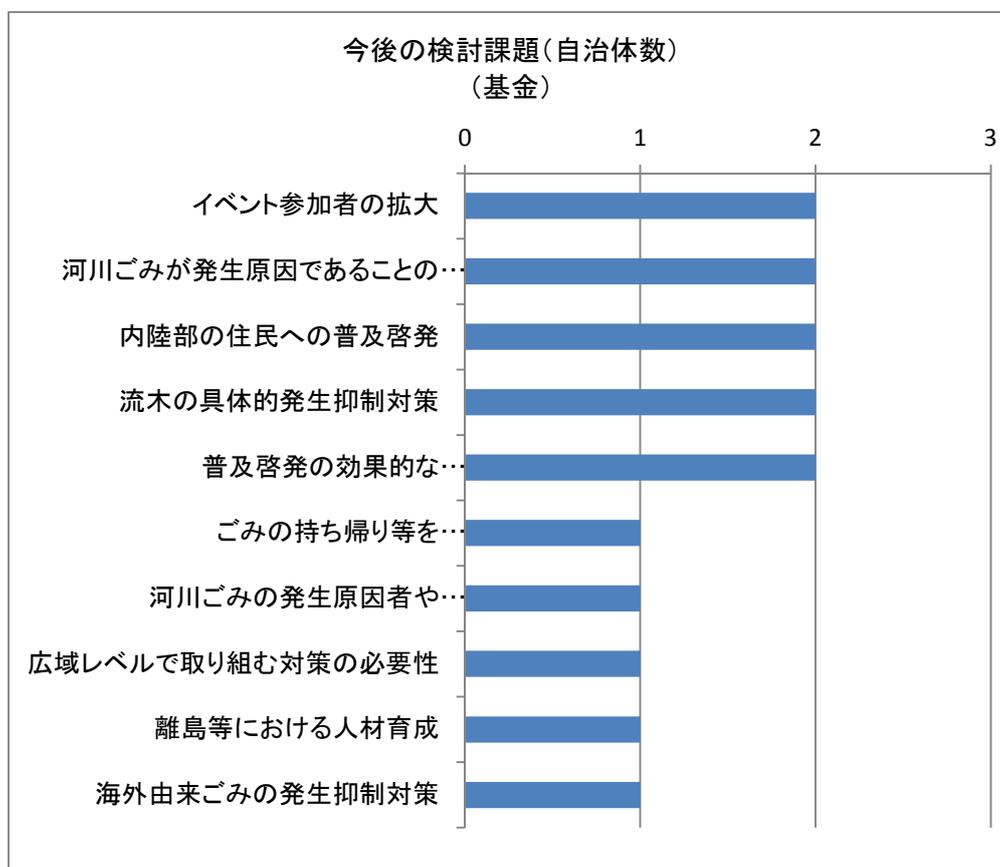


図9-3-2 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(基金)

表 9-3-3 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題（H25）

検討課題（H25）	自治体数	自治体名
ボランティア清掃活動参加者の減少傾向	1	香川県

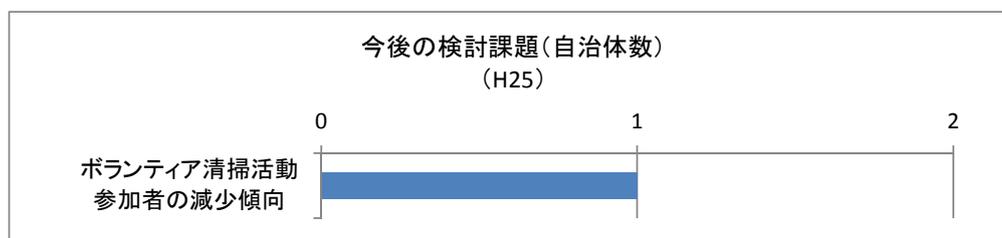


図 9-3-3 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題（H25）

表 9-3-4 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題（分類無）

検討課題（分類無）	自治体数	自治体名
監視の目が及ばない夜間等における抑制対策	1	宮城県
上流地域との連携方法	1	新潟県
海岸清掃に興味がない人をどのように巻き込んでいくか。	1	新潟県
沿岸地域以外の地域への意識醸成	1	福井県
TV等による啓発は一時的なものになりがち	1	福井県
河川ごみの発生原因者や発生場所の特定が困難	1	愛知県
普及啓発の効果的な実施時期や方法の検討	1	茨城県
国際間の連携・協力が必要	1	山口県
長期的な継続が必要	1	徳島県
広域レベルで取り組む対策の必要性	1	長崎県

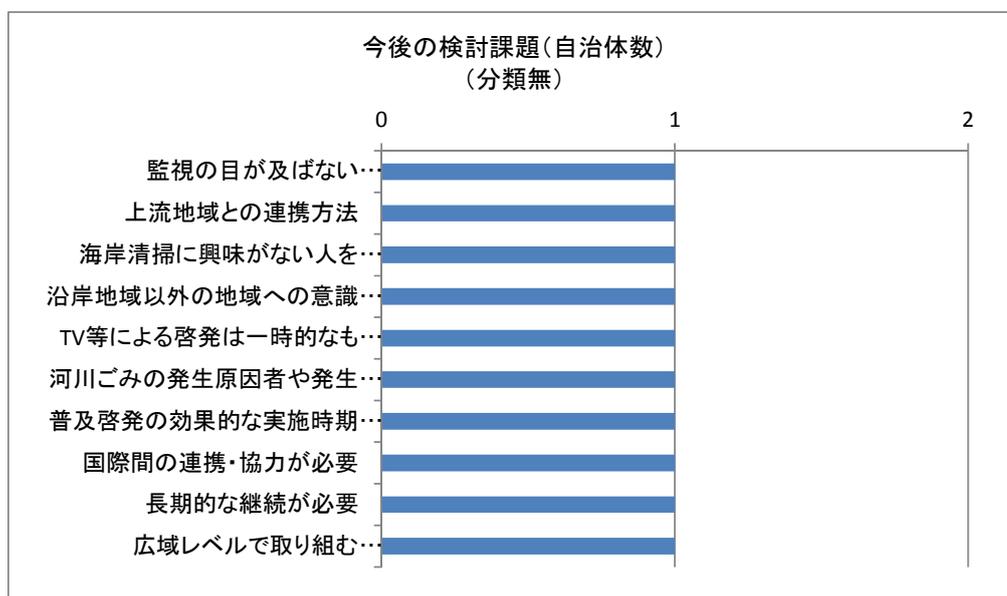


図 9-3-4 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題（分類無）

#### ④発生抑制対策のこれまでの現状及びこれからの予定

各自治体が行き組む発生抑制対策のこれからの予定について表9-4-1～表9-4-2、図9-4-1～図9-4-2に示した。

なおこれまでの現状については「①～③で示した」との回答が多かったため省略した。

表9-4-2発生抑制対策のこれからの予定(基金)

これからの予定(基金)	自治体数	自治体名
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	9	茨城県、東京都、富山県、兵庫県、香川県、愛媛県、佐賀県、熊本県、沖縄県
清掃活動・クリーンアップ活動	5	山形県、愛知県、島根県、山口県、大分県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	3	三重県、京都府、島根県
看板等の設置	2	香川県、愛媛県
海外由来ごみの発生抑制対策	2	福岡県、沖縄県
リサイクルモデルの実証実験	1	北海道、
NPO団体と連携した漂着ごみ回収体験イベントの開催	1	秋田県、
発生源対策	1	東京都
効果的なモニタリング手法	1	東京都
発生抑制に係る普及啓発事業	1	神奈川県
上下流を含めた幅広い地域の関係者が連携した対策	1	富山県
河川ごみの調査	1	愛知県
一般県民を対象とした普及啓発用のパネル展示	1	和歌山県
児童を対象とした環境学習教材の作成	1	和歌山県
海岸漂着物普及啓発員の採用	1	兵庫県
新聞・TV・HP等による啓発活動	1	鳥取県
ワークショップの開催	1	愛媛県
海岸愛護月間と連携したごみ投棄防止の広報	1	宮崎県

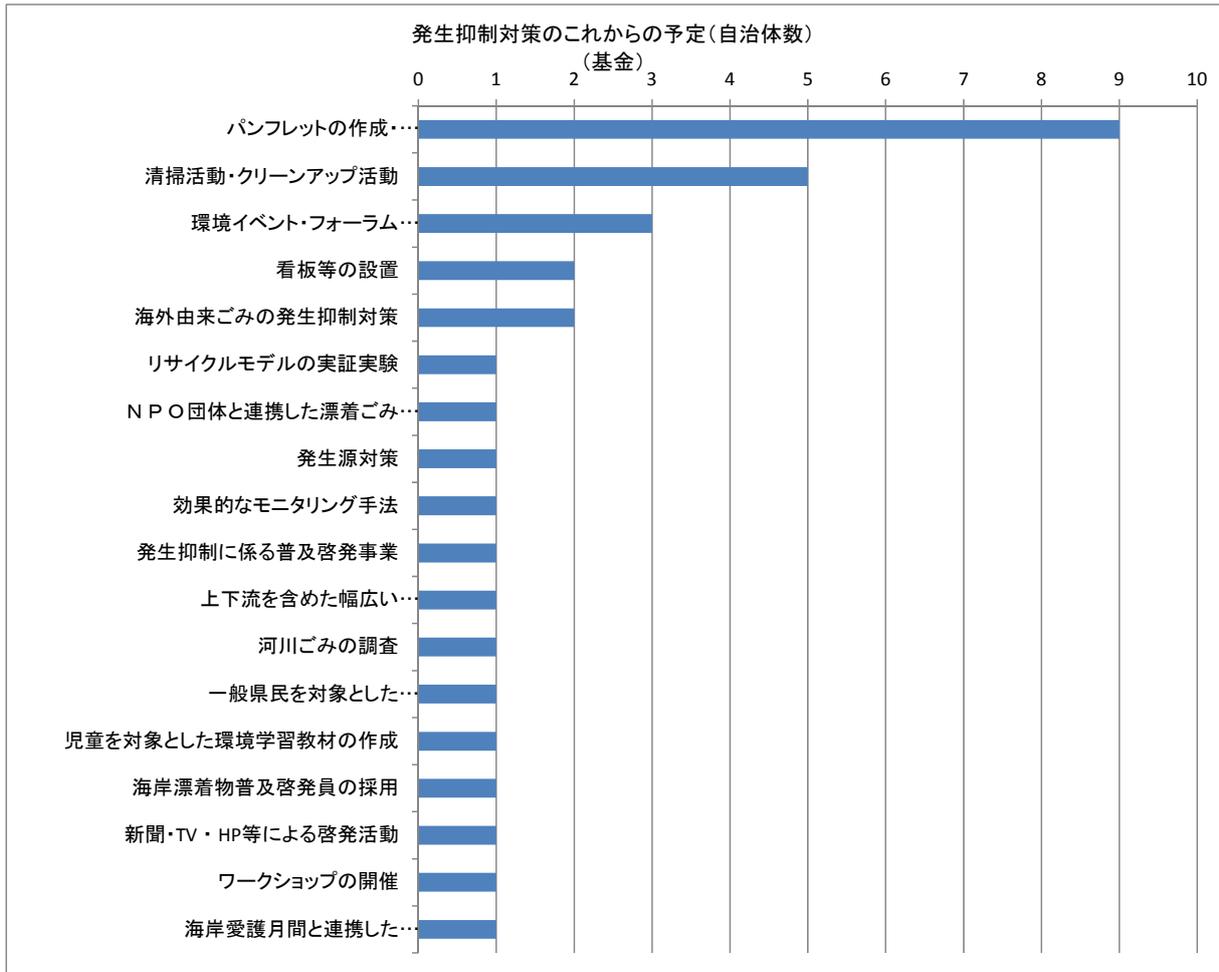


図9-4-1 発生抑制対策のこれからの予定(基金)

表 9-4-2 発生抑制対策のこれからの予定（分類無）

これからの予定（分類無）	自治体数	自治体名
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	4	石川県、山梨県、香川県、愛媛県
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	3	香川県、徳島県、愛媛県
キャンペーン・啓発活動	2	青森県、栃木県
新聞・TV・HP等による啓発活動	2	青森県、岡山県
パトロール・監視活動	2	栃木県、岡山県
警備業者による夜間パトロール等の実施、民間協力団体の拡大等	1	宮城県
地域計画策定	1	新潟県
ボランティア清掃活動への支援	1	香川県

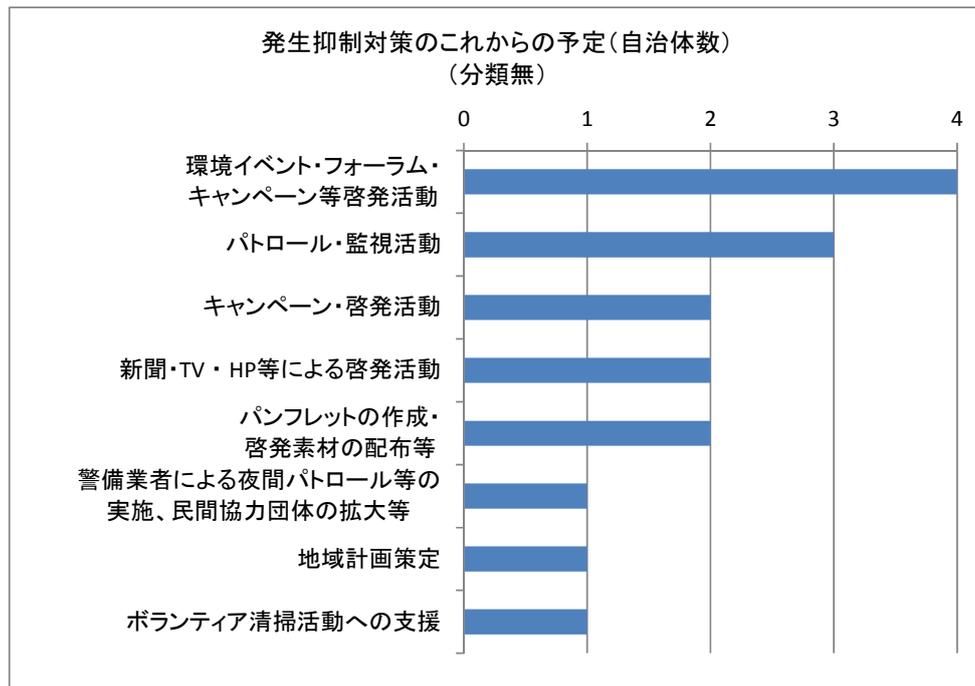


図 9-4-2 発生抑制対策のこれからの予定（分類無）

## 10 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明（法第28条）

### ① 効率的な処理

海岸漂着物等の効率的な処理の実施状況について表10-1、図10-1に示した。

表10-1 海岸漂着物等の効率的な処理の実施状況

実施状況	自治体数	自治体名
行なっている	8	千葉県、神奈川県、和歌山県、島根県、山口県、香川県、長崎県、沖縄県
行なっていない	39	その他の都道府県

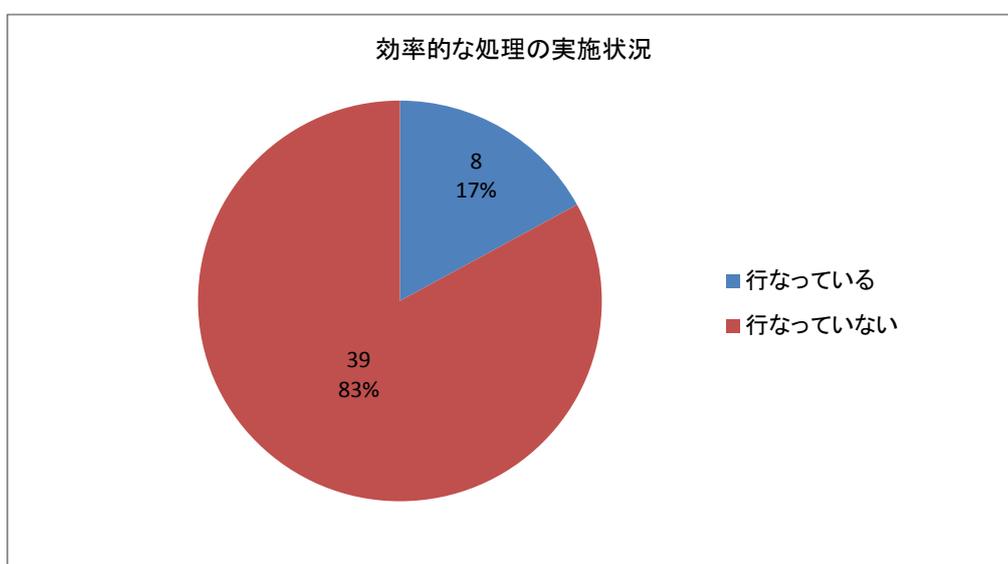


図10-1 海岸漂着物等の効率的な処理の実施状況

## ②再生利用

海岸漂着物等の再生利用の実施状況について表10-2、図10-2に示した。

表10-2 海岸漂着物等の再生利用の実施状況

実施状況	自治体数	自治体名
行なっている	6	北海道、山形県、和歌山県、島根県、長崎県、沖縄県
行なっていない	39	その他の都道府県

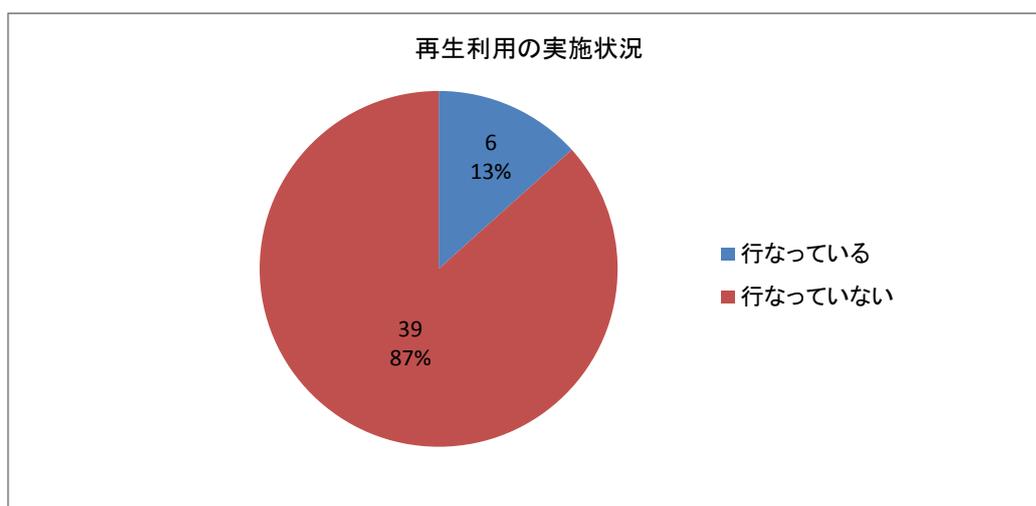


図10-2 海岸漂着物等の再生利用の実施状況

### ③発生の原因の究明等

海岸漂着物等の発生の原因の究明等の実施状況について表10-3、図10-3に示した。

表10-3 海岸漂着物等の原因の究明等の実施状況

実施状況	自治体数	自治体名
行なっている	11	北海道、青森県、神奈川県、富山県、福井県、愛知県、三重県、島根県、香川県、徳島県、長崎県
行なっていない	36	その他の都道府県

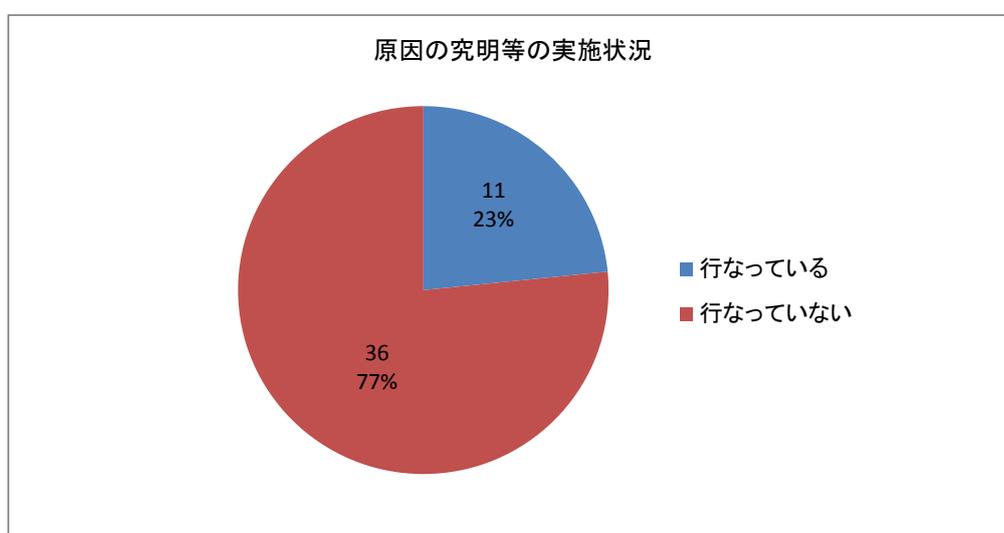


図10-3 海岸漂着物等の原因の究明等の実施状況

#### ④成果の概要

海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等の実施している自治体の成果の概要について表10-4～表10-6に示した。

表10-4 効率的な処理の成果の概要

自治体	効率的な処理の成果の概要
千葉県	処理について、近場の市町村の処分場をできるだけ利用し経費削減に努めている。
神奈川県	・海岸に漂着する多量の海藻処理について、実験や調査を実施。海藻の処理方法を検討。処理方法はコストや環境問題等を考慮した結果、埋却処理が現実的である。
和歌山県	大規模災害時（平成23年台風第12号時）に、漂着物等のうち、利用可能な流木は一般県民に公募で提供し、残った利用可能な部分以外（根など）を処分した。
島根県、	市町村所有処理施設との調整：会議により市町村処理施設で処理する際の留意事項を確認
香川県	海ごみは、陸上生活由来のごみが多数であり、陸域から川を通じて海に流入。動態・量・時期の詳細について調査中。
長崎県	H21のモデル事業を参考に海岸管理者が効率的な処理に取り組むようになった。
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸清掃マニュアル（回収事業編）の作成</li> <li>・関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制作り</li> <li>・小型焼却炉を用いた効率的な処理方法の調査検討</li> </ul>

表10-5 再生利用の成果の概要

自治体	再生利用の成果の概要
北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流木の家畜の敷料としての活用</li> <li>・流木の燃料としての活用</li> </ul>
山形県	・漂着流木を原料とした炭作り
和歌山県	大規模災害時（平成23年台風第12号時）に、直径10cm以上の流木はチップ業者又は薪を利用する一般家庭に無償提供。
島根県	処分業者との再生利用可否に関する意見交換：廃プラの再生利用可否について、業者訪問にて意見交換を実施
長崎県	H21モデル事業を参考にしてリサイクルの推進の意識が醸成されている。
沖縄県	・県内における海岸漂着物の再資源化の可能性に関する調査。

表10-6 発生原因の究明等の成果の概要

自治体	発生原因の究明等の成果の概要
北海道	・気象及び海象データの解析と海岸毎の流木の漂着特性の検討を行い、地域ごとの流木の発生時期や発生要因、今後見込まれる回収・処理量等の推定を行っている。
青森県	平成22年6月、11月に青森県内海岸全域において、ゴミ漂着状況調査（粹取調査＋写真撮影による推計）を行い、調査結果をもとに、地域計画の重点区域を決定した。
神奈川県	・海岸に漂着したごみの組成分析に関する調査を実施し、基礎データを収集。
富山県	・漂着物の多い海岸を対象とした詳細調査を実施し、県内陸部から河川を通じて流出したごみが多く漂着していること、気象の影響により漂着物の量に差が生じることなどを把握。
福井県	・H22.11月の調査により海岸漂着物の状況について、陸域からのごみが7割を占めることが判明。地域計画に盛り込み、対策を講じることとしている。
愛知県	平成25年度から26年度にかけて調査を実施。調査結果の分析は平成26年度に実施することとしている。
三重県	海岸漂着物の構成把握(海岸漂着物モニタリング)
島根県	海辺の漂着物調査による発生国調査：回収した漂着物を種類別・国別に分類し、データを蓄積する。
徳島県	事業実施海岸における海岸漂着物実態調査
香川県	海ごみは、陸上生活由来のごみが多数であり、陸域から川を通じて海に流入。動態・量・時期の詳細について調査中。
長崎県	H21モデル事業、H21～H25海辺の漂着物調査

## 11 海岸漂着物対策事業に係る事業費（法第29条）

### ①事業費合計

海岸漂着物対策事業に係る事業費について、平成21年度から平成25年度（平成26年1月末時点）における各年度の地域GND基金事業費、海ごみ基金事業費（海岸漂着物地域対策推進事業費）、その他の国費による事業費及び県単独の事業費をそれぞれ表11-1、図11-1に示した。平成22年度以降、国費事業費および県単事業費よりもGND事業費および基金事業費の依存度が高いことが分かる。

表11-1 海岸漂着物対策事業に係る事業費（全国合計 単位：千円）

年度	GND事業費	基金事業費	その他国費事業費	県単事業費
平成21年度	230,069	-	102,090	339,570
平成22年度	1,553,103	-	78,673	535,618
平成23年度	3,194,064	-	602,032	921,271
平成24年度	585,076	-	732,820	517,344
平成25年度	-	3,757,923	115,866	314,358

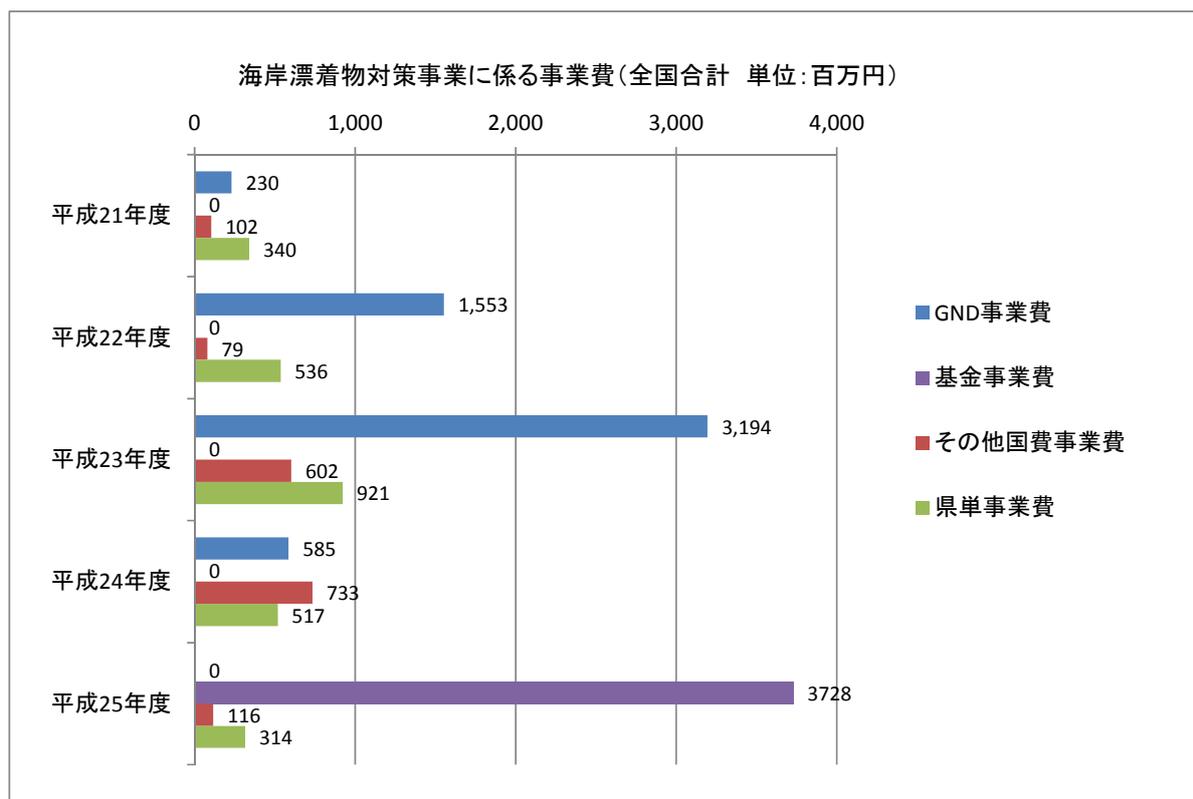


図11-1 海岸漂着物対策事業に係る事業費合計額(経年変化)

## ②独自に予算措置し実施している各施策及びその概要

各自治体が独自に予算措置し実施した、若しくは実施している海岸漂着物等対策に係る各施策及びその概要を表11-2に示した。

表11-2 独自に予算措置した各施策およびその概要

自治体	各施策及びその概要
青森県	・意識啓発ポスター作成・配布 (H25) ・意識啓発パネル作成 (H25)
宮城県	・海岸漂着物の回収・処理 (H21～H25) ・監視指導員によるパトロール (H21～H25) ・スカイパトロール (H21. H22. H24. H25)
秋田県	・海岸漂着物の回収・処理 (H24) ・海岸漂着物発生抑制啓発リーフレットの作成 (H24) ・海岸漂着物発生抑制啓発新聞広告 (H24)
福島県	・海岸漂着物の回収・処理 (H25)
茨城県	・海岸漂着物の回収・処理 (H21～H24)
東京都	・伊豆諸島計画作成業務 (環境局) (H24)
神奈川県	・海岸漂着物の回収・処理 (H21～H25) 横須賀市走水海岸から湯河原町湯河原海岸までの約150kmの自然海岸を清掃する財団へ、県と関係13市町が清掃費用を負担
富山県	・海岸漂着物の回収・処理 (H24)
石川県	・海岸漂着物の回収・処理 (H21～H25)
福井県	・海岸漂着物回収・処理 (H24)
静岡県	・市町が行う海岸漂着物処理事業に対する補助 (H21～H25) ・海岸漂着流木の集積・運搬・処分 (H21～H25)
愛知県	・環境団体等が実施する清掃活動に対して、一人当たり150円を助成 (H21-H25) ・海岸漂着物の回収・処理事業 (H21-H25) ・台風等により海岸に60m <sup>3</sup> 以上の流木、ごみ等が漂着した場合に、市町村が実施した漂着物の処理に対して1/2を県が負担 (H21-H25)
三重県	海岸・港湾における清掃委託費
京都府	・海岸漂着物の回収・処理 (H21～H23、H25) ・市町村によるスポーツGOMI拾い等の普及啓発活動 (H25)
大阪府	・漁港・河川・港湾清掃事業などを実施
兵庫県	・海岸漂着物の回収・処理 (H21～H24)
和歌山県	海岸漂着物等の回収・処理 (H21～H25)
岡山県	・海ごみ (主として海底ごみ) に関する普及啓発事業 (NPO法人等に委託等して実施) (単独H22～24) ※H21は協働事業 ・海底ごみ適正処理体制構築事業フォローアップ調査 (H25)
山口県	・普及啓発ポスター作成 (H22～H25)
鳥取県	・危険物保管バッグ購入 (H22) ・海岸漂着物処理 (台風12号による大量漂着処理対応。なお、一部国庫補助金充当) (H23) ・海岸漂着物処理 (H24) ・発生抑制対策CM製作時のコンペに係る報償費 (H25)
島根県	地域のボランティア等により回収された漂着物を市町村の処理施設で処理する際に必要となる経費のうち2分の1を補助 (実施年度の次年度に交付)
香川県	・清掃を実施する団体への支援 [清掃用具の支給、保険加入] (H21～H25) ・普及啓発ポスター作成 (H24)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会負担金 (H25)</li> <li>・海岸漂着物等の回収・処理 (H21～H25)</li> </ul>
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漂着流木等処理対策関連 (H24～H25) (国庫補助事業の採択基準を適用できないもの)</li> <li>・愛ビーチ・サポーター関連 (H24～H25) (ボランティア支援)</li> <li>・海岸漂着物対策推進普及啓発関連 (H24)</li> </ul>
高知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物の回収・処理 (H21～H25)</li> </ul>
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物の回収・処理 (H21～H25)</li> </ul>
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物巡視回収業務(H21～H25)</li> <li>・佐賀県海岸漂着ごみ緊急対策事業(市町管理の漁港海岸に対する補助 (H22, H24))</li> </ul>
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物の回収・処理 (H21、H24)</li> <li>・海辺の漂着物調査 (H21～H25)</li> </ul>
大分県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物の回収・処理 (H21～H25)</li> </ul>
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸施設の維持管理経費から漂着物処理を実施。</li> <li>・海岸清掃を行う団体に軍手等の資材を提供、あわせて事前に届出を行ったボランティアについて、保険に加入(H18-)</li> </ul>
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸愛護月間を中心に海岸清掃活動を実施する。県が市町村と委託契約を締結し、海浜地の清掃等に要する経費や海浜条例の運用に伴う経費として使用している (H21～H25)。</li> </ul>

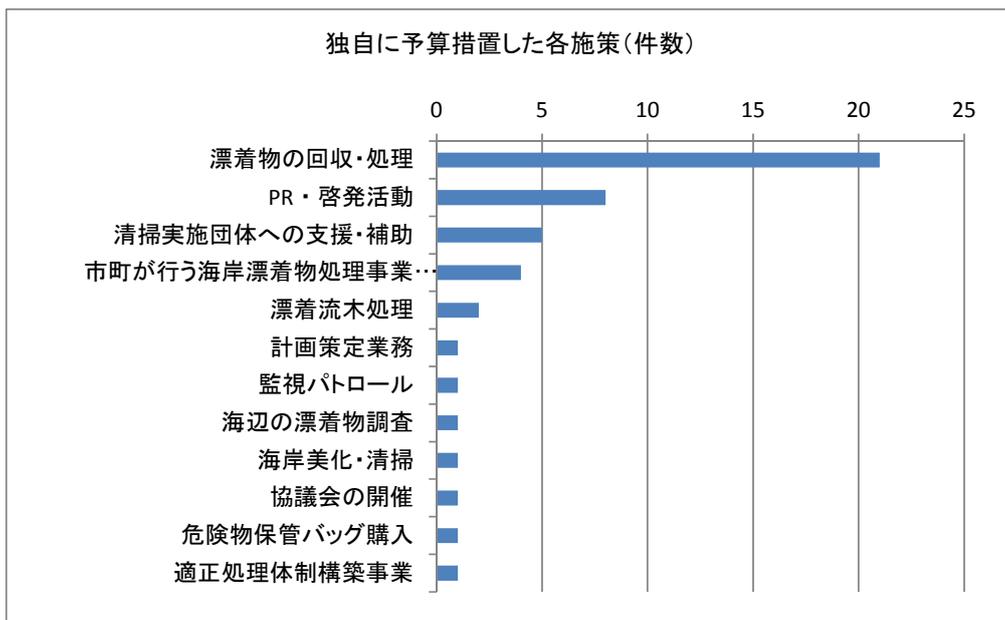


図 11-2 独自に予算措置した各施策

## 12 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題

各都道府県から自由回答で得られた海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題等についてとりまとめた。

### ①課題、提案及び要望（財政以外）

海岸漂着物処理推進法の施行の有無にかかわらず、各都道府県において、海岸漂着物対策の推進にあたり意見が得られた課題、提案及び要望等についてまとめたものを表 12-1に示した。

表 12-1 課題、提案および要望（財政以外）

発生抑制、啓蒙及び情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物のPR（現状周知、発生抑制）は、新聞の全国版又は放送メディアの全国放送により国で行うのが望ましい。地方別で行うと上・下流区域の住民、海岸の住民及び離島の住民などのあいだで被害者、加害者意識が強く芽生える恐れがあるなど、啓発にあたって難しい面がある。</li> <li>・河川流域の上下流に渡る幅広い地域の関係者が連携した発生抑制対策の先進事例の収集・紹介。</li> <li>・アシ、草などの自然物の漂着への対応策の検討、事例の収集、紹介。</li> <li>・TV、新聞等を活用した、全国統一の広報。</li> <li>・海岸漂着物の効果的な発生抑制対策に係る他県の優良事例等の紹介。</li> </ul>
仕組み・連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物対策関連事業及び海岸漂着物処理推進法の運用に当たっては、環境省、国土交通省及び農林水産省の3省がより連携を図る必要があるのではないかと。特に、海岸管理を所管する国土交通省及び農林水産省の関わり方がよく判らない。</li> <li>・海岸漂着物対策担当の全国会議を開催していただきたい。</li> </ul>
漂着物以外のごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物等だけではなく、漂流ごみ・海底堆積ごみについても、景観や環境保全はもとより、これらの回収・処理は重要な課題である。</li> <li>・海岸漂着物だけでなく、漂流物についても処理責任の明確化や財政支援等について検討いただきたい。現状、海上保安庁により拾得された漂流物は、水難救護法に基づき最初に到着した市町村へ引き渡されており、港湾をもつ市町村に過度の負担が生じている。</li> <li>・洋上漂流物対策の制度が未整備</li> <li>・漂流中の物の回収スキームの整備</li> </ul>
法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物処理推進法の見直しが平成25年2月の専門会議から始まったと思いますが、その後の進捗状況等についてホームページでは確認できませんでしたので、情報提供をいただくと助かります。</li> <li>・海岸法等の関係法令について、海岸漂着物処理推進法と連動した海岸漂着物への配慮規定を盛り込んでいただきたい。</li> </ul>
国際問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海沿岸諸国に対し、廃棄物の適正処理、原因の究明とその防止策、監視体制の強化などを国において働きかけること。</li> <li>・国や外国籍の船舶などが漂着物の原因者である場合、処理費用の求償等に関して、国際的に調整する国レベルでの漂着物対策調整機関を設立すること。</li> <li>・漂流・漂着ごみ削減のための国際協力体制の構築及び効果的な発生源対策を実施してもらいたい。</li> <li>・外交上の適切な対応をお願いしたい。</li> <li>・国において、東シナ海対岸諸国に対して発生源対策（特に漁具類）を要請していただくとともに、その外交上の対応方針、状況について、丁</li> </ul>

	寧に説明していただきたい。
海岸漂着物の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物の処理について、量が多い場合には各市町の処理施設では塩分等の影響で対応できない場合があり、処分先を探すのに苦労している。</li> <li>・回収した海岸漂着物等の処理方法について、焼却処分以外に有効な手法を用いている行政機関や民間団体等のノウハウを整理し、周知して頂きたい。また、国による具体的な普及啓発や環境学習などを含めた発生抑制対策が実施されていないと見受けられる。地域では事例や手法に関する情報が少なく、効果的な発生抑制対策を模索しているのが現状であり、国によるリードが重要だと考える。また、流木について、砂を多く含むことから再利用が困難かつ処分費用も高額になるため、経済性や資源の有効活用の観点から、国で効果的な対応策を検討して戴きたい。</li> <li>・流木の野外焼却の可否、方法に関する整理。廃掃法16条の2に規定する野外焼却禁止の例外適用に関する目安の作成（国立環境研究所がH23.4.12に発表した東日本大震災に際して提言で、非常に限定した場合にのみ焼却を行うべきとしている。生活環境上の影響がないレベルの野外焼却の捉え方について、国（国交省を含む）、海岸管理者、県、市町村で差が生じていると感じる。）</li> <li>・塩分を含んだ流木等の処理が進まない。</li> <li>・大型回収船を配備してほしい。</li> <li>・特定漁具等が生態系も含めた海岸環境へ及ぼす影響の度合い、対応方針・指針を示していただきたい。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第17条では「海岸管理者等は、……、その清潔が保たれるよう海岸漂着物の処理のため必要な措置を講じなければならない。」とされ、一方で基本的な方針では、「……海岸漂着物対策の経緯や体制等、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して地域間で適切な役割分担に努めるものとする。」とされ「海岸管理者等」と「市町村」の責務が明確になっていない。法の趣旨を踏まえた基本方針において「海岸管理者等」と「市町村」の役割を明確にしていきたい。</li> <li>・海岸管理者が自らの責務としてどこまで対策を講じるべきなのか、海岸法などの既存の法律の理念との整合を図った上で示してほしい。</li> <li>・市町村の役割を具体的に法律に明記してほしい（市町村による処理受入など）。</li> <li>・市町により漂着ごみへの対応に温度差がある。</li> <li>・補助対象要件の緩和。（発生抑制のため除塵設備等の設置等）</li> <li>・現在実施している発生抑制対策は広報活動やシンポジウムの開催であり、より効果的な対策をご教示いただきたい。</li> <li>・海岸漂着物対策活動推進員の識見や養成方法など、ある程度の基準（マニュアル等）を示していただきたい。</li> </ul>

## ②財政支援に関する要望

海岸漂着物対策に関する国による財政支援に関する要望についてまとめたものを、表 12-2に示した。

表 12-2 財政支援に関する要望

恒久的な措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25～H26 の海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）において、今年度における回収処理事業では、公共工事増大等の関係から入札辞退や発注困難な状況となり、やむを得ず予定どおりの予算執行が行われていないことから、基金事業の 1 年延長をお願いするとともに、今後も円滑な海岸漂着物対策が行われるよう対策等に必要な恒久的な財源を確保していただきたい。</li> <li>・ 海岸漂着物地域対策推進事業費補助金による財政支援が平成 26 年度までとなっており、平成 27 年度以降も引き続き対策を実施するためには、国による財政支援が不可欠である。</li> <li>・ 平成 26 年度で終了する基金事業後の財政措置について、早めに情報提供してほしい。また、国の制度設計の進捗や、基金の執行状況（基金残）によっては、基金の事業期間の延長を検討されたい。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸漂着物対策については、海岸における環境保全や良好な景観維持のため、長期間にわたり継続的な取組が必要であることから、海岸漂着物処理推進法に基づき、処理や発生抑制等に係る財政上の恒久的な措置を要望する。</li> <li>・ 海岸漂着物については、市町の協力のもと地元住民等による自主的回収活動もなされているが、人力では回収できず、地元の負担が大きくなる場合もあり、法で定義されているとおり、引き続き国の財政支援をお願いしたい。</li> <li>・ 海岸漂着物は発生源が広域にわたり、かつ継続的に発生するものであり、対応する地方自治体の財政的・人的負担が大きい状況は従前と変わらない。現基金同様、特定の地域(離島など)や取組みに限定せず、自治体が十分な海岸漂着物対策を実施できるよう、恒常的かつ必要な財政措置を行うべきである。</li> <li>・ 海岸漂着物対策処理推進法第 29 条に基づく財政上の措置を継続すること。</li> <li>・ 回収・処理、発生抑制対策に係る 10 分の 10 の補助率による恒久的な財政支援または交付税措置をお願いしたい。</li> <li>・ 地域 GND 基金、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業費）のような時限的な財政支援ではなく、恒久的な予算措置を要望したい。</li> </ul>
対象地域の限定解除・制度の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成25年 3 月に発行した「海岸漂着物流出防止ガイドライン」に記載された事例は、海岸漂着物の発生抑制に寄与するものと考えますので、このような事業も補助対象としてはいかがでしょうか。また、海ごみ基金においても発生抑制対策事業が補助対象となっていることから、海岸</li> </ul>

	<p>を有する都道府県のみを補助対象とするのではなく、全県を対象としてはいかがでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸漂着物の原因は、漂着した海岸を有する自治体だけによるものではない。国において恒久的かつ、上流県も対象となる融通性のある執行ができる財政支援制度の確立を望む。</li> <li>・ 海岸漂着物の発生抑制対策として、実施する河川ごみや漂流物の回収処理、それらを捕集する設備等を補助対象とするなど、補助事業の対象範囲を拡大していただきたい。</li> <li>・ 海底堆積ごみ、漂流ごみの回収・処理についても、地元自治体等に対する継続的な財政支援を確立していただきたい。</li> <li>・ 漂着物対策に継続して使用できる施設・設備（ビーチクリーナーや減容処理機等）の整備に係る補助をお願いしたい。</li> <li>・ 実績を考慮し十分な額を措置すること</li> <li>・ 柔軟な執行が可能な制度設計とすること。</li> </ul>
連携・制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漂流・漂着物の処理に係る補助事業の採択基準を緩和するなど、実効ある制度とすること</li> <li>・ 漂着の未然防止や漂着物の処理等に要する経費について、法に基づき、十分かつ恒久的な財源措置を講ずること。</li> <li>・ 地方自治体での実情に合わせた事業とともに、汎用的な事業をあらかじめ提示していただきたい。</li> </ul>
災害関連との整合	<p>・ 基金事業と災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（以下、「災害関連」）の整合を図っていただきたい。具体的には、災害関連の対象となる場合でも、重点区域に漂着した漂着物等の回収・処理に基金事業を活用できるようにしていただきたい。 災害関連は災害に起因するものであること、一定以上の漂着規模であること等の採択要件があるため、海岸保全の緊急性・重要度が平常時に比べて高い事例に対して適用される。しかしながら補助率は基金事業の10/10に対し、1/2と低い。緊急性が高い現場について、あえて災害査定を受けて補助率の低い災害関連を活用しなければならないことになるので、調整をお願いしたい。</p>

地域 GND 基金及び海岸漂着  
物地域対策推進事業  
(平成 26 年 1 月末時点) 執  
行状況調査

地域GND基金及び海岸漂着物地域対策推進事業

(平成26年1月末時点) 執行状況調査

目次

1 基金等の使途.....	207
2 事業実施にあたってのメリット・デメリット・改善点.....	210
3 海岸漂着物の回収処理量とその内訳.....	214
4 海岸漂着物等を回収処理した理由・回収処理の主体・及び連携している民間団体	217
5 雇用創出効果についての状況把握.....	223
6 地域GND基金を平成24年度に延長した都道府県の事業内容.....	225

## 1 基金等の使途

### ①地域 GND 基金の使途

平成21～24年度における地域GND基金の使途について、表1-1、図1-1に示した。  
基金の大半が回収・処理にあてられていることがわかる。

表 1-1 平成 21～24 年度 GND 基金使途別事業費

使途	金額（千円）				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
地域計画の策定	65,741	122,696	51,376	2,714	242,527
海岸漂着物等の回収処理	129,601	1,209,991	2,729,238	460,633	4,529,463
海岸漂着物等の発生抑制対策	6,967	66,054	282,472	32,196	387,689
切り分け困難	37,851	149,641	140,422	104,977	432,891
計	240,160	1,548,382	3,203,508	600,520	5,592,570

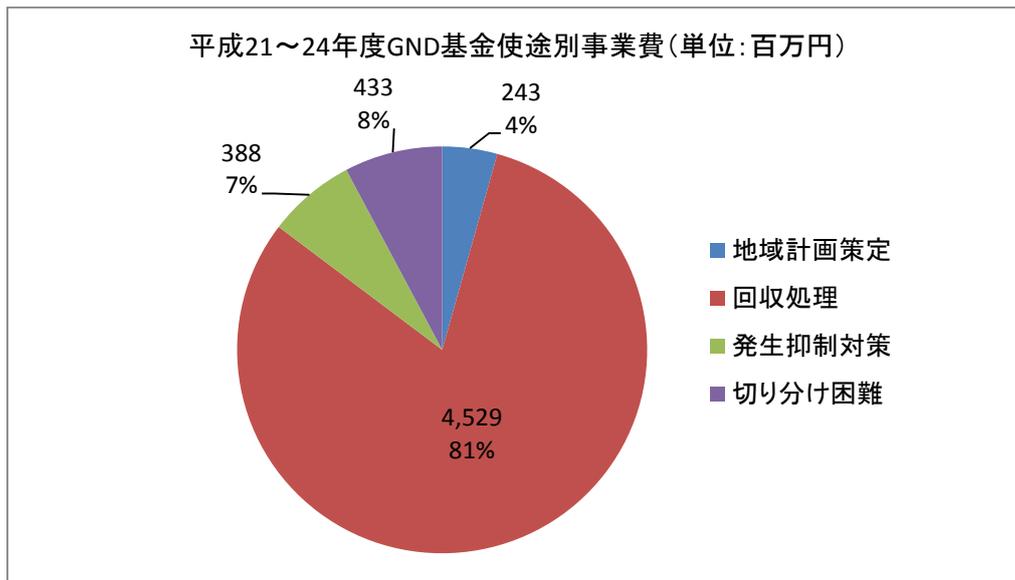


図 1-1 平成 21～24 年度 GND 基金使途別事業費

## ②海ごみ基金の使途

平成25年度（平成26年1月末時点）における海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）の使途について、表1-2、図1-2に示した。

基金の大半が回収・処理にあてられていることがわかる。

表 1-2 平成 25 年度海ごみ基金使途別事業費

使途	金額（千円）
	平成 25 年度
地域計画の策定	1,611
海岸漂着物等の回収処理	3,081,676
海岸漂着物等の発生抑制対策	693,476
切り分け困難	21,266
計	3,798,029

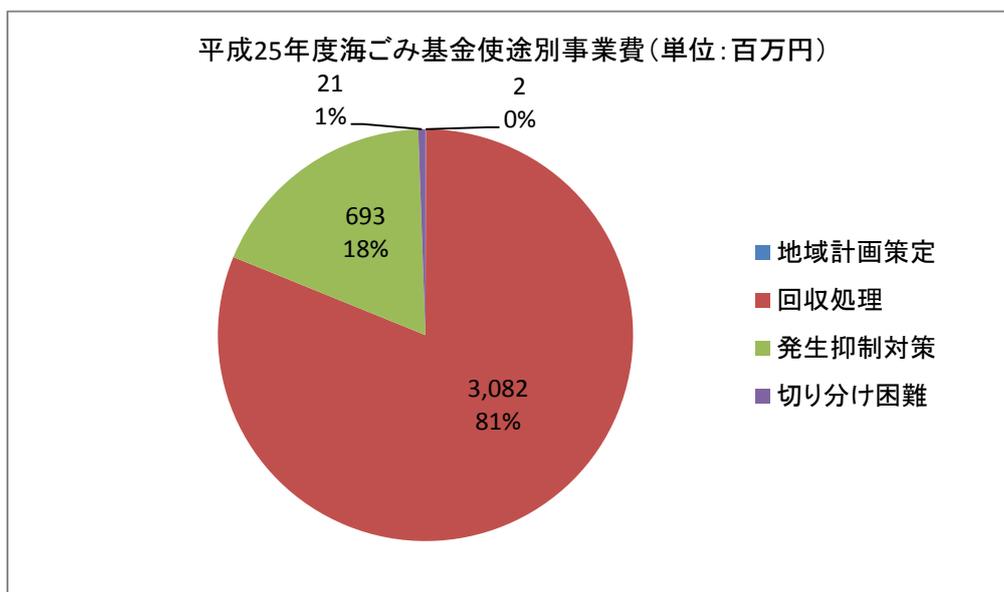


図 1-2 平成 21～24 年度海ごみ基金使途別事業費

### ③ 県単事業の使途

平成21～25年度における海岸漂着物対策に係る県単事業の使途について、表1-3、図1-3に示した。

大半が回収・処理にあてられていることがわかる。

表 1-3 平成 21～25 年度県単事業使途別事業費

使途	金額 (千円)					合計
	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	
地域計画の策定	0	0	0	13,205	0	13,205
海岸漂着物等の回収処理	272,781	480,553	442,479	443,228	200,494	1,839,535
海岸漂着物等の発生抑制対策	1,670	4,991	3,157	13,321	8,061	31,200
切り分け困難	58,368	57,306	56,193	67,160	92,804	331,831
計	332,819	542,850	501,829	536,914	301,359	2,215,771

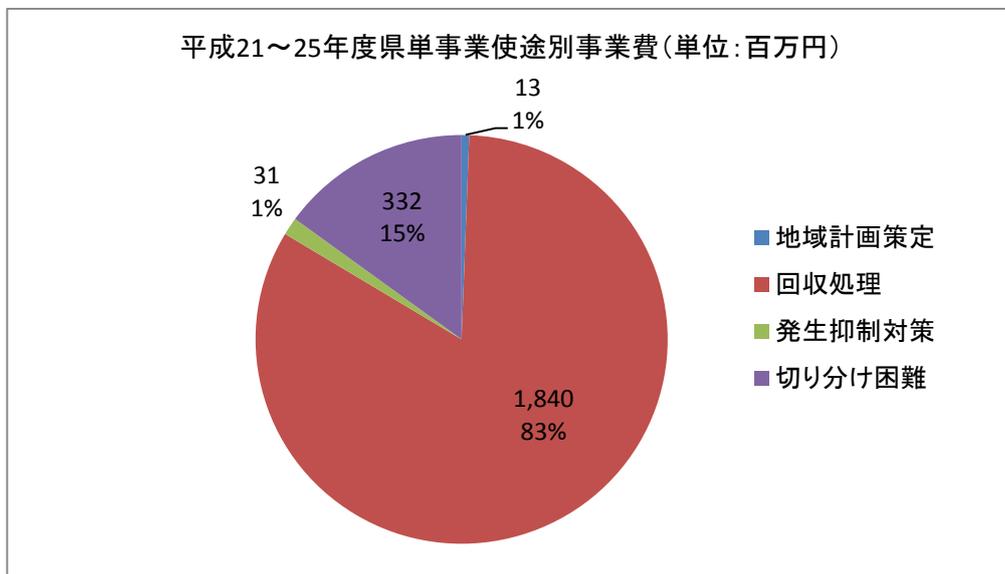


図 1-3 平成 21～25 年度県単事業使途別事業費

## 2 事業実施にあたってのメリット・デメリット・改善点

### ①地域GND基金事業

各都道府県から自由回答で得られた地域GND基金事業実施にあたってのメリット、デメリット及び改善が必要な点についてとりまとめたものを表2-1に示した。

表 2-1 地域GND基金事業実施にあたってのメリット、デメリット

メリ ット	<u>実施効果</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収要望があっても実施できなかったような海岸においても国費を充当して事業実施できたことや地域計画策定により回収・処理事業における海岸管理部局と環境部局との連携が生まれたこと。</li> <li>・地域 GND 基金事業の実施により、県内の海岸漂着物の回収・処理が格段に進んだ。</li> <li>・定期的な清掃活動が行えることで日常的に適正な海岸環境の維持が行える。</li> <li>・災害とならない、中程度までの漂着物処理に対して短期間で対応出来る。例（海ガメの産卵場所の早期復旧に対応できる）</li> <li>・海岸漂着物の回収、運搬、処理以外にも、発生抑制対策・環境教育等の事業に幅広く活用できた。</li> <li>・県単予算では実施が難しい現況把握調査、普及啓発、全県的な回収・処理等の漂着物対策を総合的に実施することができた。</li> </ul>
	<u>適用性・自由度</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基金形態であるため、国庫補助事業と異なり年度末の補助金額変更の手続きが不用で、事務負担が軽減される。</li> <li>・使用に際し自由度が高い。</li> </ul>
	<u>補助率</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率が 10/10 であったこと。</li> </ul>
	<u>その他</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸管理者等の責任が明確になったこと。</li> <li>・海岸管理者の財政負担が軽減された。</li> </ul>
デ メ リ ット	<u>時限的</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰り返し漂着する性質でありながら実施期間が限定されていたこと。</li> </ul>
	<u>予算の流用 および適用範囲</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象者が都道府県又は市町村とされており、一部事務組合等は補助金が活用できなかったこと。</li> <li>・補助対象の事業実施主体が海岸管理者であったため、市町村の観光などの事情により、県管理海岸において市町村が海岸漂着物の回収・処理をしたいときに、市町村が実施主体としての補助ができなかったこと。</li> <li>・活用が海岸管理者に限定され、活用の幅が狭かった。</li> <li>・漂流ごみ、海底堆積ごみの回収・処理についても対象にしていきたい。</li> </ul>
	<u>その他</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基金設立には条例の制定が必要であるため、新設や（基金による）事業期間の変更が発生した場合には、改正手続きが煩雑である。</li> <li>・漂着物等と規定されているため、海上漂流物にかかる取り扱いが明確となっておらず、災害時の対応に管理者等が苦慮していたこと。</li> </ul>

改善点	<u>補助対象</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO等の自主的な清掃活動を行っている環境団体等への直接支援</li> </ul>
要望	<u>継続した財政支援</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物対策継続的に実施するためには、国による財政支援の継続・拡充が不可欠である。</li> </ul>
	<u>基金の運用・適用範囲</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政上の措置は、地域の実態に即した事業内容や対象経費を制度化することが必要。</li> <li>・台風等の災害時での緊急性を要する状況に対し即時対応が可能となる基金の運用等の支援を求める。</li> <li>・グリーンニューディール基金に代わる海岸漂着物処理事業費補助金事業は、海岸漂着物処理推進法に基づき各都道府県の選定した重点区域のうち、離島振興法における離島振興地域が補助対象となっており、離島以外の海岸には適用できない。このため、全海岸を対象とした事業への改善を要望する。</li> </ul>
	<u>その他</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度環境省概算要求「(新)海岸漂着物処理事業費補助金」について、補助対象事業の範囲を重点区域全域にするとともに、地元自治体負担について、特別交付税措置による負担軽減を図ること。</li> <li>・台風等により海岸に漂着した流木等処理するための既存事業の採択要件の緩和と申請手続簡素化が必要。</li> <li>・柔軟かつ機動的な執行が可能な制度の創設を望む。</li> </ul>

## ②海岸漂着物地域対策推進事業

各都道府県から自由回答で得られた海岸漂着物地域対策推進事業実施にあたってのメリット、デメリット及び改善が必要な点についてとりまとめたものを表2-2に示した。

表 2-2 海岸漂着物地域対策推進事業実施にあたってのメリット、デメリット

メリ ット	<u>実施効果</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物地域対策推進事業の実施により、県内の海岸漂着物の回収・処理が格段に進んだ。また、発生抑制対策も実施するようになった。</li> <li>・定期的な清掃活動が行えることで日常的に適正な海岸環境の維持が行える。</li> <li>・災害とならない、中程度までの漂着物処理に対して短期間で対応出来る。</li> <li>・地域 GND 基金事業で実施した回収事業や調査研究、普及啓発等を継続的に実施することで、地域計画に基づいた計画的な海岸漂着物対策を進めることができた。</li> </ul>
	<u>適用性・自由度</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GND基金事業により培った連携を生かし、例えば市町村が自身の管理海岸だけでなく県が管理する海岸も組み込んで事業を実施することが可能となったこと。</li> <li>・普及啓発について広く対象とできるため、取組を実施しやすい。</li> <li>・以前の地域 GND 基金と異なり、海岸管理者以外が海岸清掃を行っても補助対象となった点はメリットであると考え。地域の事情により、市町村が観光資源として海岸を利活用したい事例があり、海岸管理者以外が早急に回収・処理に取り組みたい事例も少なくないため(例：海水浴場を一定期間市町村が占有している場合など)</li> <li>・海岸管理者以外のものも海岸清掃が出来るようになったこと。</li> <li>・基金形態であるため、国庫補助事業と異なり年度末の補助金額変更の手続きが不用で、事務負担が軽減される。</li> </ul>
	<u>補助率</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率が 10/10 であったこと。</li> </ul>
デ メ リ ット	<u>時限的</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施期間が 2 年間と短く、計画的にするには 5 年間程度の事業とする必要がある。</li> <li>・医療系漂着物など危険な漂着物は依然として多く、事業に対する地域の要望も高まりつつあるが、実施期間が限定されていることで、財政力の低い当県としては単独費のみでの対応は困難であり、先行きが不安であること。</li> </ul>
	<u>予算の流用 および適用範囲</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省庁を跨いだ課題などもあるため、河川におけるごみの回収や河川からのごみの流出防止策など、海岸漂着物の発生抑制に関連する施策の一部が補助対象とはなっていないこと。</li> <li>・漂流ごみ、海底堆積ごみの回収・処理についても対象にしていきたい。</li> <li>・漂着されると思われる漂流ゴミについて対応できない。</li> <li>・後背地が相当広いなど、基金事業対象外が混在するため、全ての事業を海岸漂着物対策として実施できない。</li> </ul>
	<u>その他</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基金設立には条例の制定が必要であるため、新設や(基金による)事業期間の変更が発生した場合には、改正手続きが煩雑である。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村事業への国費投入には、補助制度を新設する必要があり、事務負担が大きい。</li> <li>・環境部門は、海岸管理者ではないため、海岸清掃にあたって、業務調整が必要。</li> </ul>
改善点	補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO等の自主的な清掃活動を行っている環境団体等への直接支援</li> <li>・補助対象として、備品費があるものの、制約が厳しく使いにくい。</li> <li>・河川等におけるごみの回収・処理又はアシの刈り取り等は発生抑制対策に含まれず、単独で行うことはできないとされているが、河川等におけるごみの回収は海岸漂着物の発生抑制につながるとされており、事業の対象として認めていただきたい。</li> <li>・補助対象経費に工事請負費も含めてほしい。</li> <li>・環境省からの補助制度に代えて、海岸管理者（河川・港湾等）の所管省庁からの補助制度とすること。</li> </ul>
要望	継続した財政支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状では、平成26年度までの事業となっており、平成27以降についても円滑な海岸漂着物対策が行われるよう従前と同様の補助制度を継続していただきたい。</li> <li>・継続的な対策が必要な漂着物対策には、時限的な基金ではなく恒久的な財政支援が必要。</li> <li>・平成26年度で終了する基金事業後の財政措置について、早めに情報提供してほしい。</li> </ul>
	災害関連との整合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基金事業と災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（以下、「災害関連」）の整合を図っていただきたい。具体的には、災害関連の対象となる場合でも、重点区域に漂着した漂着物等の回収・処理に基金事業を活用できるようにしていただきたい。災害関連は災害に起因するものであること、一定以上の漂着規模であること等の採択要件があるため、海岸保全の緊急性・重要度が平常時に比べて高い事例に対して適用される。しかしながら補助率は基金事業の10/10に対し、1/2と低い。緊急性が高い現場について、あえて災害査定を受けて補助率の低い災害関連を活用しなければならないことになるので、調整をお願いしたい。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漂流物・海底ごみについては規定がなく、海岸管理者が対応に困っていることから港湾・漁港等の周辺に漂流・沈下しているものは景観上や海上交通の経済的な影響、また生態系等に悪影響を及ぼすことが懸念されるため所管省庁を決定していただき回収・処理等が容易に出来るようにしていただきたい。</li> </ul>

### 3 海岸漂着物の回収処理量とその内訳

#### ①地域 GND 基金事業

平成21～24年度における地域GND基金事業による海岸漂着物等の回収・処理に係る事項について、海岸漂着物等の回収処理量とその内訳を表3-1、図3-1に示した。

回収物の大半は流木・木材が大半であり、ついでプラスチック類・可燃物が多くなっている。

表3-1 海岸漂着物等の回収処理量 (GND)

分類	回収処理量：重量(t)				
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合計
流木・木材	10,256	6,357	17,868	2,488	36,968
プラスチック類	26	368	1,316	275	1,985
木くず・葦・海藻	37	142	1,199	75	1,453
缶	0	4	26	0	30
可燃物	6	193	2,023	0	2,222
ガラス・ビン類	0	0	16	0	17
不燃物	17	148	270	46	481
発泡スチロール類	0	0	10	0	10
金属類	1	7	99	10	116
漁網・漁具	0	19	117	1	138
その他	230	410	1,106	1,966	3,712
切り分け困難	1,187	9,937	19,008	1,756	31,887
合計	11,760	17,584	43,058	6,617	79,019

注：容量で把握されている回収量は、かさ比重0.17t/m<sup>3</sup>で重量に換算した。

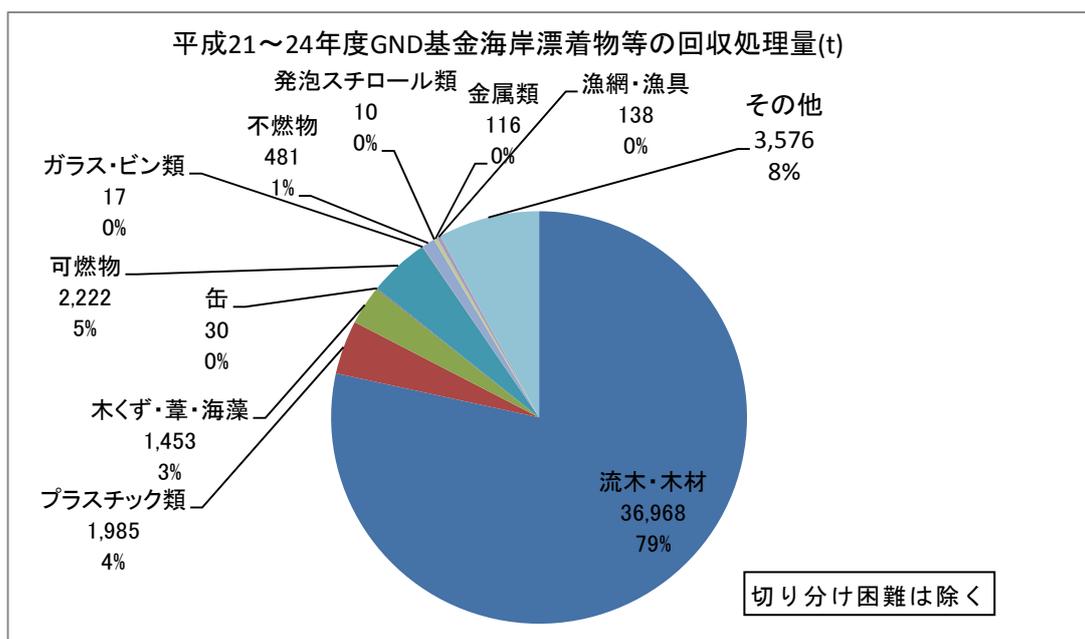


図 3-1 海岸漂着物等の回収処理量 (t)とその内訳 (GND)

## ②海岸漂着物地域対策推進事業

平成25年度（平成26年1月末時点）における海岸漂着物地域対策推進事業による海岸漂着物等の回収・処理に係る事項について、海岸漂着物等の回収処理量とその内訳を表3-2、図3-2に示した。

回収物の大半は流木・木材が大半であり、ついでプラスチック類・可燃物が多くなっている。

表 3-2 海岸漂着物等の回収処理量（基金）

分類	回収処理量：重量 (t)
流木・木材	1,344
プラスチック類	308
木くず・葦・海藻	832
缶	17
可燃物	541
ガラス・ビン類	9
不燃物	218
発泡スチロール類	27
金属類	7
漁網・漁具	84
その他	1,054
切り分け困難	8,255
合計	12,896

注：容量で把握されている回収量は、かさ比重0.17t/m<sup>3</sup>で重量に換算した。

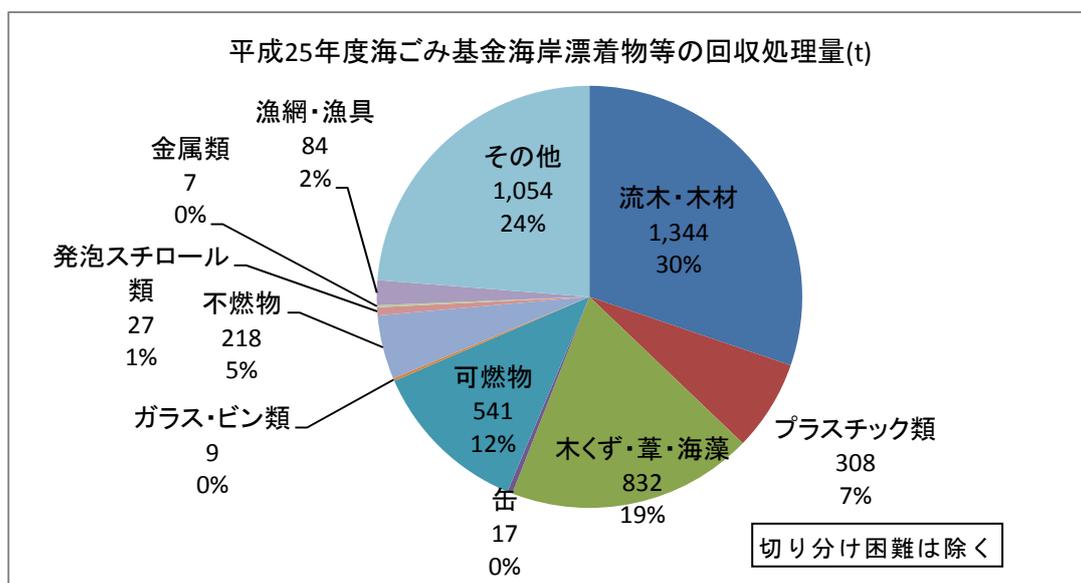


図 3-2 海岸漂着物等の回収処理量(t)とその内訳（基金）

### ③海岸漂着物対策に係る県単事業

平成21年度～25年度における海岸漂着物対策に係る県単事業による海岸漂着物等の回収・処理に係る事項について、海岸漂着物等の回収処理量とその内訳を表3-3、図3-3に示した。

回収物の大半は木くず・葦・海藻であり、ついでプラ可燃物が多くなっている。

表 3-3 海岸漂着物等の回収処理量（県単）

分類	回収処理量：重量(t)					
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合計
流木・木材	4	250	1,791	1,499	0	3,544
プラスチック類	0	14	3	25	0	43
木くず・葦・海藻	4,039	2,947	4,215	4,361	0	15,562
缶	0	0	0	0	0	0
可燃物	1,810	2,134	1,832	2,151	111	8,038
ガラス・ビン類	0	0	0	0	0	0
不燃物	651	616	643	681	36	2,626
発泡スチロール類	0	0	0	0	0	0
金属類	0	0	0	0	0	0
漁網・漁具	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	13	0	13
切り分け困難	562	302	562	2,238	158	3,822
合計	7,065	6,263	9,047	10,968	305	33,648

注：容量で把握されている回収量は、かさ比重0.17t/m<sup>3</sup>で重量に換算した。

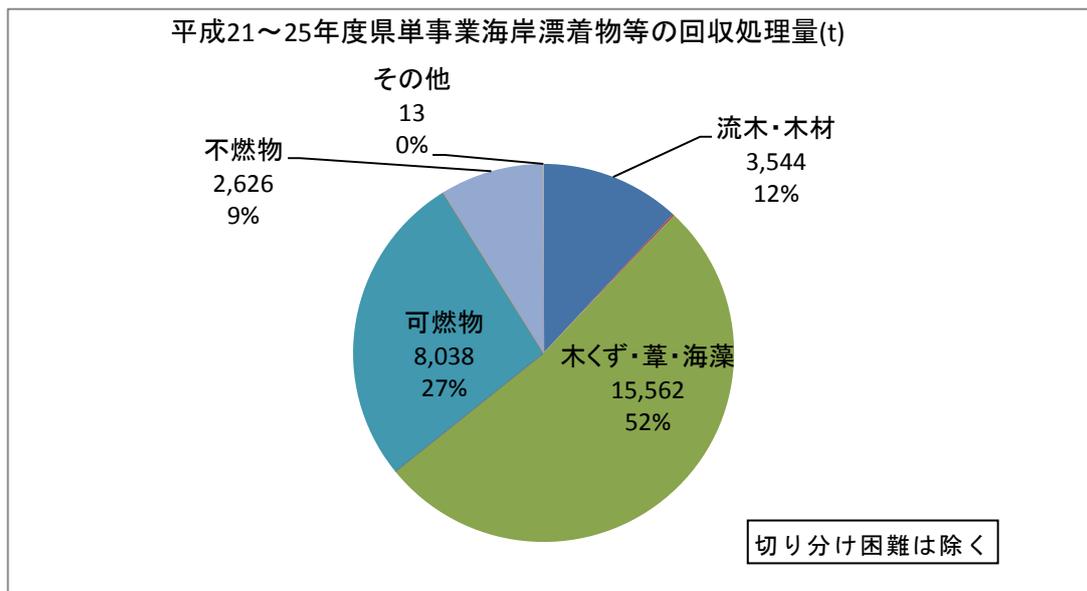


図 3-3 海岸漂着物等の回収処理量(t)とその内訳（県単）

#### 4 海岸漂着物等を回収処理した理由・回収処理の主体・及び連携している民間団体

##### ①地域 GND 基金事業

平成 21～24 年度における地域 GND 基金事業による海岸漂着物等を回収処理した理由についてまとめたものを表 4-1-1、図 4-1-1 に示した。景観上の理由が最も多く、ついで環境保全であった。

表 4-1-1 海岸漂着物を回収処理した理由 (GND)

回収処理した理由	自治体数	自治体名
景観上	29	北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、和歌山県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
生活環境等の環境保全	20	北海道、青森県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、三重県、大阪府、兵庫県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
海水浴・観光等の海岸利用	12	新潟県、富山県、福井県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、熊本県、宮崎県、沖縄県
海洋生物影響(漁業含む)	7	山形県、千葉県、愛知県、和歌山県、高知県、長崎県、宮崎県
安全推進・危険防止	3	神奈川県、鳥取県、宮崎県
海岸機能低下防止	2	山形県、香川県
漁具被害の防止	1	北海道
悪臭発生等の公害影響	1	北海道
地元住民の要望	1	石川県
法および対策推進	1	京都府

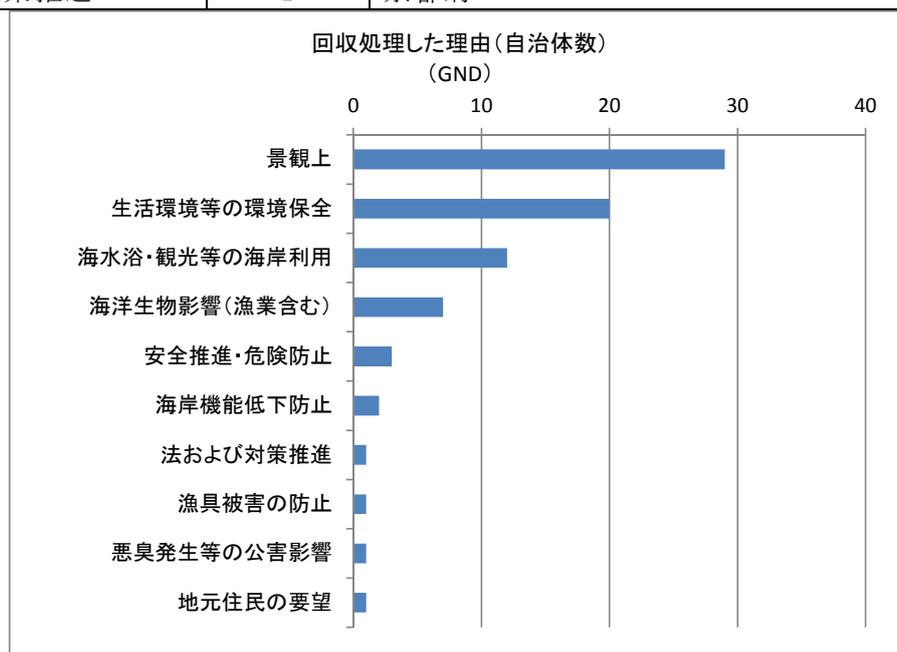


図 4-1-1 海岸漂着物を回収処理した理由 (GND)

平成21～24年度における地域GND基金事業による海岸漂着物等の回収処理の主体についてまとめたものを表4-1-2、図4-1-2に示した。

都道府県が回収処理の主体になっている自治体が最も多かった。

表 4-1-2 海岸漂着物等の回収処理の主体（GND）

回収処理の主体	自治体数	自治体名
都道府県	24	北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、富山県、愛知県、和歌山県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県
市町村	14	北海道、青森県、秋田県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、高知県、長崎県、熊本県、鹿児島県
NGO等その他企業・ 団体・地元住民	6	山形県、神奈川県、新潟県、福岡県、宮崎県、沖縄県

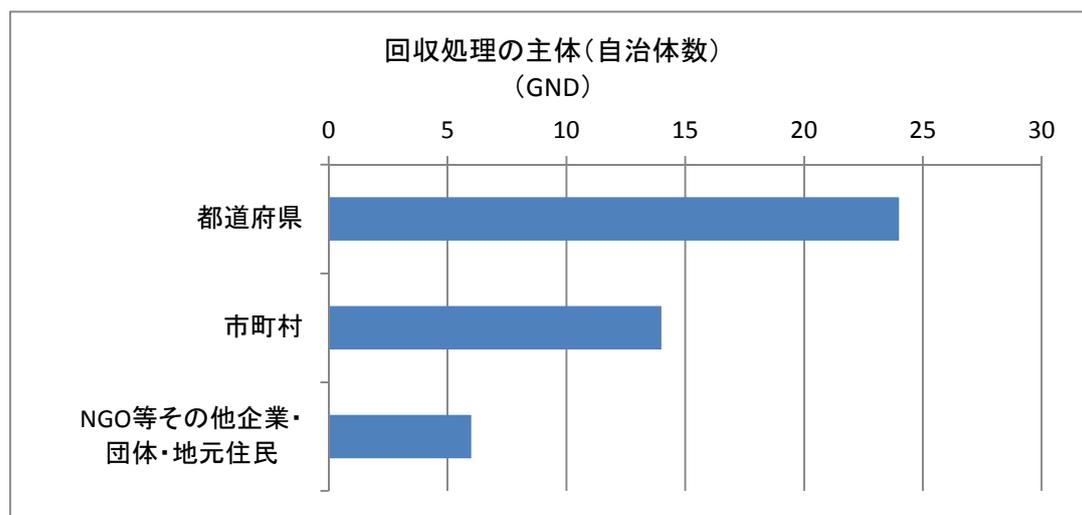


図 4-1-2 海岸漂着物等の回収処理の主体（GND）

平成21～24年度における地域GND基金事業による海岸漂着物等の回収処理において連携している民間団体等についてまとめたものを表4-1-3、図4-1-3に示した。

町内会・自治会との連携が最も多かった。

表 4-1-3 連携している民間団体等（GND）

民間団体等	自治体数	自治体名
町内会・自治会	8	北海道、青森県、山形県、富山県、和歌山県、鳥取県、宮崎県、沖縄県
NPO団体	7	青森県、秋田県、山形県、愛知県、和歌山県、長崎県、熊本県
ボランティア団体	6	北海道、富山県、福井県、鳥取県、熊本県、沖縄県
漁業協同組合	5	青森県、富山県、福岡県、佐賀県、熊本県
観光協会	3	福井県、愛知県、宮崎県
建設業協会	1	宮崎県
その他団体	8	北海道、富山県、愛知県、大阪府、和歌山県、島根県、長崎県、宮崎県

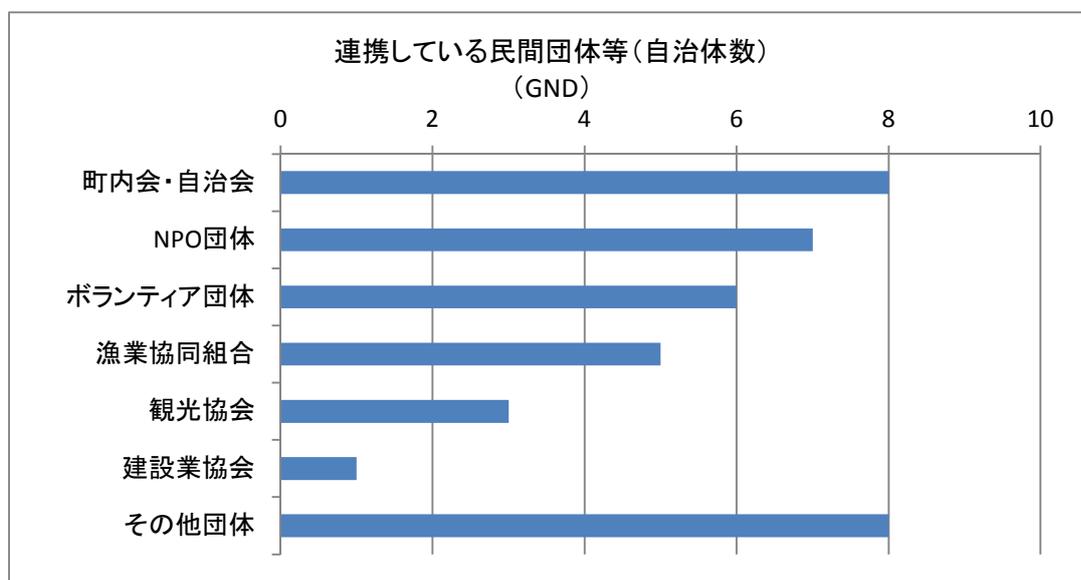


図 4-1-3

連携している民間団体等（GND）

## ②海岸漂着物地域対策推進事業

平成 25 年度（平成 26 年 1 月末時点）における海岸漂着物地域対策推進事業による海岸漂着物等を回収処理した理由についてまとめたものを表 4-2-1、図 4-2-1 に示した。景観上の理由が最も多く、ついで環境保全であった。

表 4-2-1 海岸漂着物を回収処理した理由（基金）

回収処理した理由	自治体数	自治体名
景観上	25	北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、和歌山県、三重県、兵庫県、鳥取県、島根県、香川県、徳島県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
生活環境等の環境保全	18	北海道、青森県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、福井県、和歌山県、兵庫県、徳島県、香川県、佐賀県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
海水浴・観光等の海岸利用	10	新潟県、富山県、福井県、愛知県、三重県、兵庫県、鳥取県、島根県、宮崎県、沖縄県
海洋生物影響（漁業含む）	8	山形県、千葉県、愛知県、和歌山県、高知県、長崎県、大分県、宮崎県
安全推進・危険防止	3	神奈川県、鳥取県、宮崎県
海岸機能低下防止	2	山形県、香川県
漁具被害の防止	1	北海道
悪臭発生等の公害影響	1	北海道
地元住民の要望	1	石川県
法および対策推進	1	京都府
船舶の事故防止	1	和歌山県

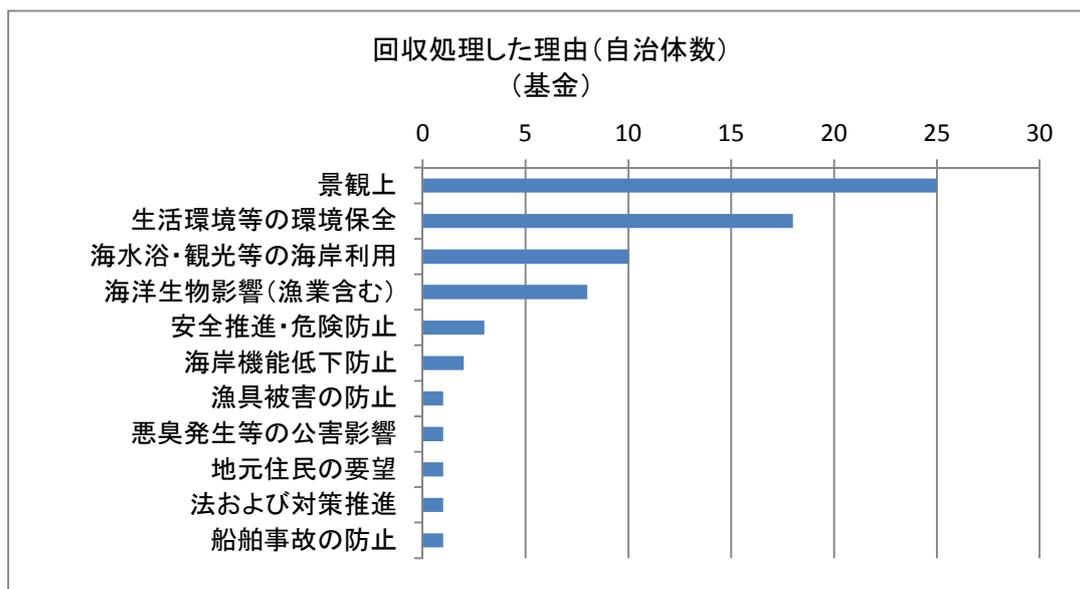


図 4-2-1 海岸漂着物を回収処理した理由（基金）

平成25年度（平成26年1月末時点）における海岸漂着物地域対策推進事業による海岸漂着物等の回収処理の主体についてまとめたものを表4-2-2、図4-2-2に示した。

都道府県が回収処理の主体になっている自治体が最も多かった。

表 4-2-2 海岸漂着物等の回収処理の主体（基金）

回収処理の主体	自治体数	自治体名
都道府県	19	北海道、秋田県、山形県、千葉県、富山県、石川県、愛知県、和歌山県、三重県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、香川県、徳島県、高知県、佐賀県、長崎県、鹿児島県
市町村	16	北海道、青森県、秋田県、富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、高知県、長崎県、大分県、鹿児島県
NGO等その他企業・団体・地元住民	7	青森県、新潟県、山形県、神奈川県、福岡県、宮崎県、沖縄県
事務組合	1	北海道、

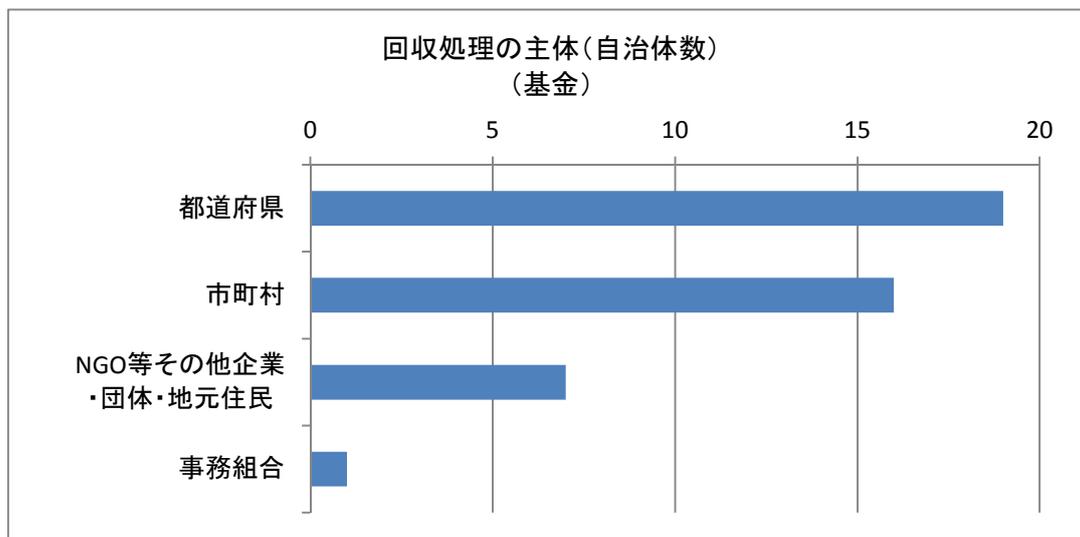


図 4-2-2 海岸漂着物等の回収処理の主体（基金）

平成25年度（平成26年1月末時点）における海岸漂着物地域対策推進事業による海岸漂着物等の回収処理において連携している民間団体等についてまとめたものを表4-2-3、図4-2-3に示した。

町内会・自治会との連携が最も多かった。

表 4-2-3 連携している民間団体等（基金）

民間団体等	自治体数	自治体名
町内会・自治会	9	北海道、青森県、山形県、富山県、愛知県、和歌山県、鳥取県、宮崎県、沖縄県
NPO団体	6	北海道、青森県、秋田県、山形県、和歌山県、長崎県
ボランティア団体	5	北海道、富山県、福井県、鳥取県、沖縄県
漁業協同組合	5	青森県、富山県、和歌山県、福岡県、佐賀県
観光協会	3	福井県、愛知県、宮崎県
建設業協会	1	宮崎県
その他団体	6	北海道、富山県、愛知県、和歌山県、島根県、長崎県、

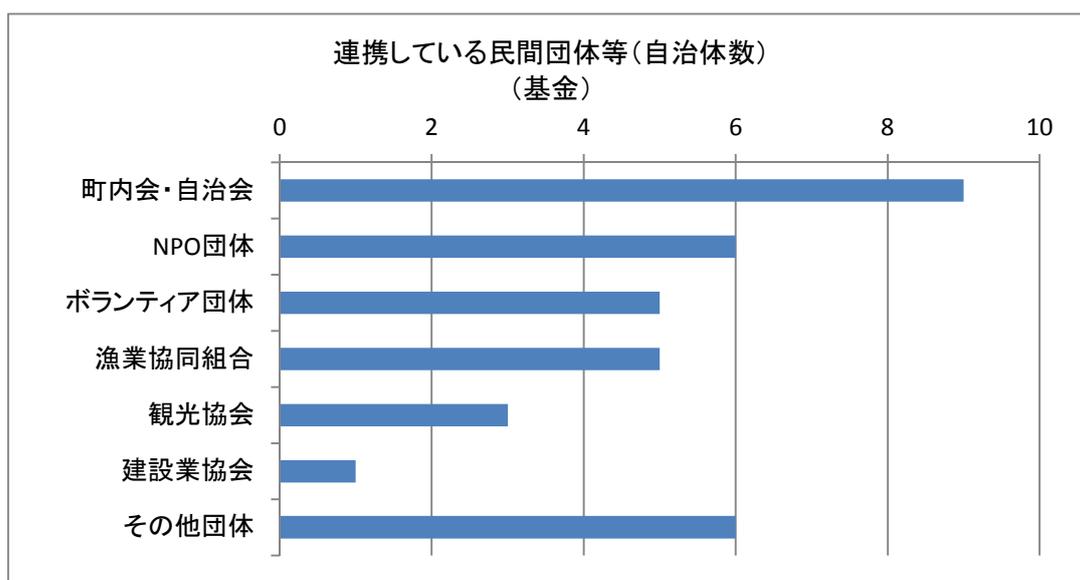


図 4-2-3 連携している民間団体等（基金）

## 5 雇用創出効果についての状況把握

### ①地域 GND 基金事業

地域 GND 基金事業による雇用創出効果の把握状況について表 5-1-1、図 5-1-1 に示した。また把握している自治体について雇用数の年平均人数を表 5-1-2 に示した。

表 5-1-1 雇用創出効果の把握状況 (GND)

創出効果の把握状況	自治体数	自治体名
把握している	22	北海道、青森県、山形県、神奈川県、福井県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
していない	15	岩手県、宮城県、秋田県、茨城県、新潟県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、富山県、奈良県、和歌山県、岡山県、鳥取県、大分県

表 5-1-2 雇用数の延べ人数 (GND)

北海道	19	山口	503
青森	13,750	徳島	13
山形	16	香川	4
神奈川	4	愛媛	34
福井	2,482	高知	5.3
愛知	36	佐賀	159
京都	30	長崎	153
大阪	0.4	熊本	377
三重	181	宮崎	6
兵庫	6,080	鹿児島	76
島根	3,725	沖縄	11,199
		計 22	

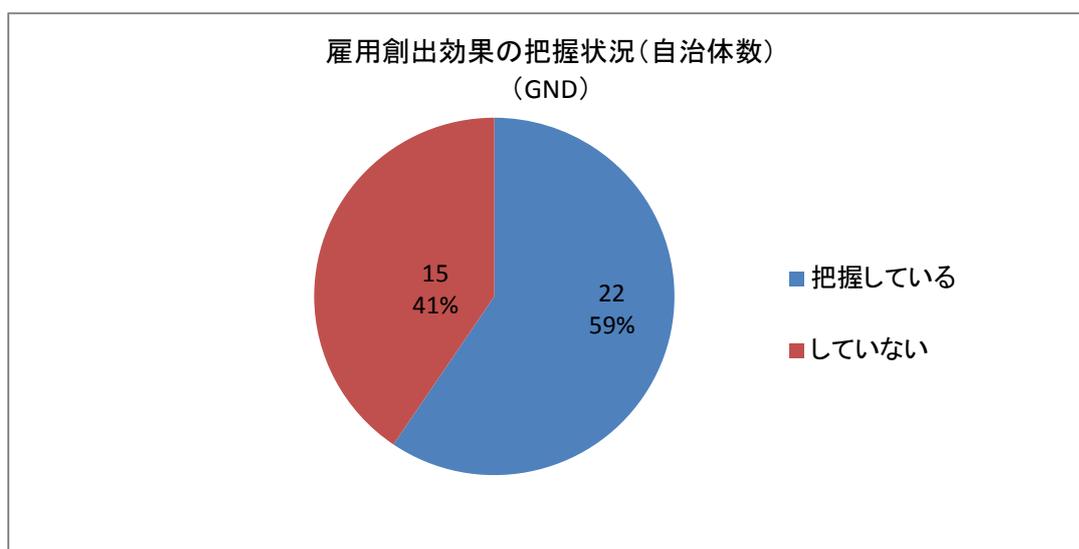


図 5-1-1 雇用創出効果の把握状況 (GND)

## ②海岸漂着物地域対策推進事業

海岸漂着物地域対策推進事業による雇用創出効果の把握状況について表 5-2-1、図 5-2-1 に示した。また把握している自治体について雇用数の年平均人数を表 5-2-2 に示した。

表 5-2-1 雇用創出効果の把握状況（基金）

創出効果の把握状況	自治体数	自治体名
把握している	15	青森県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、愛知県、島根県、山口県、徳島県、香川県、長崎県、宮崎県、鹿児島県
していない	21	北海道、岩手県、宮城県、秋田県、茨城県、東京都、富山県、大阪府、京都府、奈良県、兵庫県、和歌山県、三重県、鳥取県、岡山県、愛媛県、佐賀県、高知県、熊本県、大分県、沖縄県

表 5-2-2 雇用数の延べ人数（基金）

青森	13,886	島根	1,901
山形	74	山口	576
千葉県	638	徳島	23
神奈川	28	香川	15
新潟県	集計中	長崎	109
石川県	1,540	宮崎	67
福井	571	鹿児島	55
愛知	集計中	計 15	

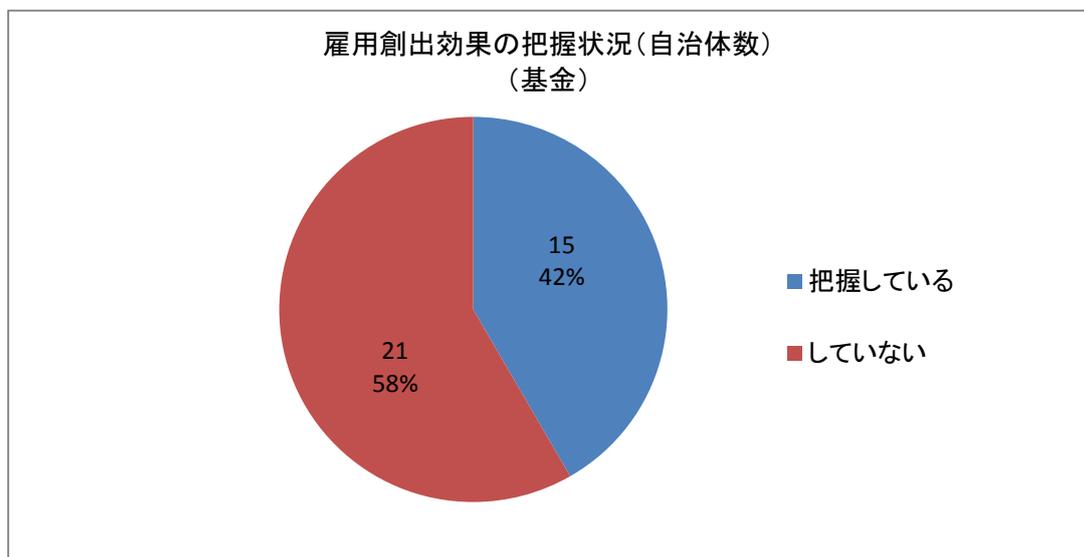


図 5-2-1 雇用創出効果の把握状況（基金）

## 6 地域 GND 基金を平成 24 年度に延長した都道府県の事業内容

地域GND基金を平成24年度に延長した都道府県の事業内容について表6-1に示した。  
延長した自治体数は9であった。

表 6-1 平成 24 年度の事業内容

自治体	事業区分	事業名	事業内容
北海道	発生抑制	海岸漂着物対策協議会の開催	・海岸漂着物の回収・処理計画の検討 ・発生抑制対策に関する検討 ・地域計画修正の協議
	回収・処理	海岸漂着物等の回収・処理事業の実施	・海岸管理者による回収・処理事業の実施
山形	計画策定	海岸漂着物対策推進協議会運営事業	海岸漂着物対策推進協議会の運営、会議の開催
	回収	海岸漂着物地域対策推進事業	建設海岸での漂着物回収及び処理
	回収	港湾漂着物撤去処理事業	港湾海岸での漂着物回収及び処理
	発生抑制	美しいやまがたの海推進事業	ボランティア海岸清掃支援、飛島クリーンアップ作成普及啓発、海岸漂着物問題普及啓発手法検討会の開催
	回収	漁港漂着物撤去処理事業	漁港海岸での漂着物回収及び処理
新潟	回収・処理	海岸漂着物対策推進事業	県管理海岸における海岸漂着物の回収・処理
石川	回収・処理	地球温暖化対策等推進事業費	海岸漂着物の回収・処理
島根	回収・処理	島根県重点区域海岸漂着物対策推進事業	海岸管理者による漂着物の回収・処理事業
	発生抑制		韓国中高生による県内海岸の漂着物回収を通じた環境教育
山口	回収・処理	漂流・漂着ゴミ対策重点地域一掃事業	重点地域における海岸漂着ごみの回収・処理
	回収・処理	日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃事業	「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」に係る海岸清掃活動等の支援を行う。
長崎	回収・処理	海岸漂着物地域対策推進事業	県管理海岸における海岸漂着物の回収・処理
鹿児島	回収・処理	鹿児島県海岸漂着物地域対策推進事業	東日本大震災に係る廃棄物が漂着した場合、随時、回収・処理を実施する。
沖縄	回収・処理	災害起因海岸漂着物調査等業務	震災起因海岸漂着物の漂着状況把握調査（モニタリング調査）、震災漂流物の影響検討
	回収・処理	災害起因海岸漂着物対策検討等業務	災害起因海岸漂着物の回収処理体制、適正処理、再資源化に係る調査検討
	回収・処理	災害起因海岸漂着物調査等業務	震災起因海岸漂着物の漂着状況把握調査（概況調査）、漂着量推計方法の検証
	回収・処理	海岸漂着物等回収処理業務	通常漂着物、災害起因漂着物を一体的に回収処理
	発生抑制	市町村海岸漂着物対策事業（補助）	2町村による環境教育・普及啓発事業

## 7.2 議事録及び論点

### 7.2.1 議事録

#### 海岸漂着物対策専門家会議（第8回）

平成26年2月28日（金） 15:05～16:33

環境省第1会議室

#### 議 事 次 第

##### 【議 題】

1. 漂流・漂着ごみ対策関連予算について
2. 海岸漂着物処理推進法についての検討
  - (1) 漂流・漂着ごみに関する現状
  - (2) これまでの議論の内容
3. その他

##### 【資料一覧】

資料1 海岸漂着物対策専門家会議委員名簿

資料2 漂流・漂着ごみ対策関連予算とりまとめ

資料3 漂流・漂着ごみに関する現状

資料4 これまでの議論の内容

参考1 海岸漂着物処理推進法

参考2 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

参考3 関係省庁漂流・漂着ごみ対策関連予算概要

参考4 海岸漂着物処理推進法施行状況調査

参考5 地域 GND 基金及び海岸漂着物地域対策推進事業執行状況調査

参考6 海岸漂着物対策専門家会議（第7回）議事録

午後 3 時 0 5 分 開会

- 多田海洋環境室長補佐 それでは、第 8 回海岸漂着物対策専門家会議を開催させていただきます。私は事務局の環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室で室長補佐をしております多田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、環日本海環境協力センターの川崎委員からご欠席のご連絡をいただいております。そのほかは 9 名の委員の先生方にご出席いただくことになっております。また、本年 4 月より鳥取環境大学の水野委員のご後任として、同じく鳥取環境大学の小林委員がメンバーとして加わりました。どうぞよろしくお願いいたします。

- 小林委員 どうぞよろしくお願いいたします。

- 多田海洋環境室長補佐 それではお手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。議事次第の下に配付資料一覧がございますけれども、資料 1 が委員の名簿になっております。資料 2 が予算の総括の 1 枚とその後に別紙ということで 3 枚の資料がございます。資料 3 が漂流・漂着ごみに関する現状。資料 4 がこれまでの議論の内容。その後に参考資料といたしまして、法律です。参考資料 2 が基本的な方針です。参考資料 3 が各省庁の予算の資料になります。参考資料 4 が海岸漂着物処理水深法施行状況調査でございます。参考資料 5 が地域 GND 基金及び海岸漂着物地域対策推進事業執行状況調査でございます。参考資料 6 が第 7 回の専門家会議の議事録になります。

以上になりますけれども、資料に不備がございましたら事務局にお申しつけくださいませ。よろしいでしょうか。

また、本日の会議、海外漂着物対策専門家会議設置要綱に基づき、公開とさせていただきます。

それでは、これよりの議事進行につきましては、座長である兼廣先生にお願いいたします。

- 兼廣座長 皆様、本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。専門家会議の座長を務めさせていただきます兼廣と申します。

昨年 2 月に開催されてましてから 1 年、1 年に 1 度の専門家会議ですので、今日はぜひ活発なご意見、議論をいただければと思います。

それではよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが専門家会議の本題に入らせていただきたいと思います。最初に、漂流・漂着ごみ対策の関連予算についてまずご報告いただき、次に、海岸漂着物処理推進法について、委員の皆様方からご意見、ご議論いただきたいと思います。

まず、議題 1 の漂流・漂着ごみ対策関連予算について、事務局よりご説明をお願いいたします。

- 坂本海洋環境室長 海洋環境室長の坂本でございます。よろしくお願いいたします。昨年の 4 月からこの任にございます。前任の森同様、お引き立てのほどよろしくお願いいたします。

それでは、今、座長からお話のございました、漂流・漂着ごみ対策関連予算についてご説明申し上げます。

資料 2 をご覧ください。平成 26 年度漂流・漂着ごみ対策関連予算（総括）となっております。各関係省庁さんの予算につきまして、取りまとめたものでございます。ご覧いただきますと、上から海上保安庁、そして最後に国土交通省・農林水産省の順になっております。

まず、海上保安庁さんですが、平成 26 年度漂流・漂着ごみ対策関連予算としては、予算措置はなさっておられない。ただ、事業は行っておられるということでございます。補正予算も 25 年度は予算措置なしという形になっております。

続いて環境省でございます。環境省につきましては、平成 26 年度の関連予算といたしましては、7 億 9,300 万円＋その他の事業も含まれておりますけれども、379 億 4,200 万円の内数として事業を行っております。補正予算としては 23 億 7,600 万円＋内数といたしまして 630 億 2,000 万円の内数で事業を行っているというところでございます。

そして、次に気象庁さんでございますが、予算措置は 26 年度、そして 25 年補正もございませんが、実行で事業を行っていらっしゃる形です。

続いて経済産業省さんですが、3 億 3,500 万円の事業予算の内数として取り組んでおられるということで、25 年度補正はなしということですよ。

続きまして、国土交通省さんですが、8,047 億 600 万円の内数で平成 26 年度計上なさっておられるということで、25 年度補正はなしということですよ。

農林水産省さんは、152 億 7,100 万円と 661 億 1,100 万円の内数で 26 年度予算を組み立ておられると。そして 25 年度補正につきましては、16 億 5,100 万円と 184 億 2,900 万円の内数として補正を組まれておられると。

最後に、国土交通省・農林水産省と共同のものでございますが、災害関連事業の内数ということで災害が発生したときに両省で協力して対応をなさるという形になっております。

以上が総括表のご説明でございます。ご質問でございますでしょうか。よろしいですか。

続いて、関係省庁の個別の予算についても別紙に基づき、関係省庁からご説明をしていただきます。参考資料の 3 につきましても参照していただければと思います。

それでは、最初に海上保安庁さんからお願いいたします。

○海上保安庁 海上保安庁の環境防災課専門官室の白石です。よろしく申し上げます。

海上保安庁は、先ほど話がありましたように、予算措置なしであります。業務として二つの業務を海岸漂着ごみ関連で行っております。一つ目は、一般市民への環境保全思想の普及啓発ということで、一般市民への漂着ごみの分類調査、これに協力をしております。

もう一方ですが、もう一方については、大量に漂着物が認められた場合、これを事件・事故の両面から調査をしております。また、関係する情報を関係自治体等へ情報提供等を実施しております。

以上です。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。それでは環境省からご説明を申し上げます。番号で 3 番でございます。海岸漂着物地域対策推進事業ということで、予算措置はゼロとなっておりますが、これは備考をご覧くださいますと、平成 24 年度補正予算にて 99 億 9,900 万円を措置し、平成 25 年度、26 年度にこの金を使って事業を実施するというものでございます。

続いて、廃ポリタンク等の漂着状況調査です。これは予算措置はございません。内容につきましては、廃ポリタンク、医療系廃棄物及び特定漁具等に関しまして、関係地方公共団体などと連携して漂着状況の把握をするということで、予算措置はございませんが、関係都道府県にご協力いただきまして、数字を集計しているところでございます。

続きまして、漂着ごみ総合対策事業でございます。平成 25 年度予算が 5,300 万円でしたが、

平成 26 年度は 3,100 万円ということで、2,200 万円の減となっております。内容は、漂着ごみの全国的・経年的な漂着状況の把握、効果的な発生源対策の検討、そして漂着ごみ等の生態系への影響を踏まえた適切な対策の検討等を実施するというものです。

続いて、漂流海底ごみ対策総合検討事業ということで、これにつきましては平成 25 年度、2,600 万円でしたが、平成 26 年度予算につきましては 5,200 万円ということで、2,600 万円の増となっております。先ほどの漂着ごみからこちらに少しお金をシフトしているということでございます。内容につきましては、漂流海底ごみの全国的・経年的な状況の把握を実施するものでございます。ページをおめくりください。

続いて番号 7 のところですが、被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査というのがございます。平成 25 年度予算、3 億 5,900 万円でしたが、26 年度につきましては、3 億 4,600 万円をお願いしています。対前年比では 1,300 万円の減となります。内容は東日本大震災により生じた津波起源の被災地からの有害物質や海底ごみの調査、震災起因洋上漂流物に係る海洋環境等に関する環境影響調査等を実施するものであります。

続いてNo.8 ですが、国立・国定公園海域公園地区指定調査事業及び国立・国定公園の海域適正管理強化事業でございます。25 年度予算 8,000 万円、26 年度予算につきましては、1 億 5,900 万ということで 7,900 万円の増となっております。施策の概要ですが、海域の国立公園の保全管理を強化するとともに、海域公園地区の指定を進める事業を実施するものです。その中で国立公園等の自然海岸等において、ウミガメや海鳥の繁殖地等保全のために海岸漂着ごみの回収を含む清掃事業も実施しております。

続いて、環境省の廃棄物・リサイクル対策部からご説明申し上げます。

○環境省 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課の黒木と申します。

引き続き、予算の内容をご説明させていただきますが、9 番、10 番には廃棄物を市町村が処理する際の支援として実際に漂着したごみの処理を行うのに、通常廃棄物処理に加え、漂着ごみにも使えるものとして挙げております。一つは、災害等廃棄物処理事業費補助金というものがございます。25 年度予算額 2 億円、26 年度予算は 2 億 500 万円ということになっております。これは災害廃棄物の処理に対して、海岸に実際に漂着したごみとかになりますけれども、それらを市町村が処理する際の費用について 2 分の 1 を補助するというものになっております。これは災害由来だけでなく、通常漂着した廃棄物につきましても、一定の要件はありますが対象にすることができます。

もう一つは、循環型社会形成推進交付金というものがございます。こちらは 25 年度予算額が 309 億 6,200 万円、26 年度予算が 379 億 4,200 万円ということになっております。こちらは、先ほどの漂着したごみを処理する際の施設を整備する際の費用についての支援を行うということになっております。漂着物につきましては、通常、一般の市町村の施設で一緒に処理されることもございますが、22 年度からはそのメニューに海外漂着物を処理するための施設としての除塩施設でありますとか、破碎切断施設等にも支援できるようになっております。

以上です。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。続いて、気象庁さんお願いいたします。

○気象庁 気象庁の地球環境業務課の松本と申します。参考資料 3 の 6 ページを用いて説明させていただきます。

気象庁では、気象庁が所有します 2 隻の海洋気象観測船で日本周辺海域、また北太平洋に観測定線というものを設けまして海洋観測を行っております。海洋観測は主に気候変動の監視を目的に実施しています。この観測の一環で、昭和 52 年から発泡スチロールを初めといたします浮遊プラスチック等の海上漂流物を目視で観測を行っております。観測した浮遊プラスチック等の漂流物は、その分布、種類、浮遊数の経年変化等を気象庁のホームページで随時公表を行っております。平成 26 年度におきましても、この観測とホームページでの公表を引き続き行っていきます。

以上でございます。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。次は、経済産業省さん、お願いいたします。

○経済産業省 経産省環境指導室の高砂でございます。よろしく申し上げます。

経産省でございますけれども、容り法を適切に執行するというところで、この海岸漂着物対策にも資するというところでやらせていただいております。具体的に予算を使ってやっているところでございますけれども、政策立案のための調査をメインにしてございます。26 年度におきましては、二つぐらい内容を予定しておりますが、入札の結果、少し変わるかもしれませんけれども、ご紹介をさせていただきますと、資料はないのですが、海外における容器包装を中心とした再生材市場の動向に関する調査というのをやらせていただこうと思っております。内容としては 5 カ国程度をピックアップしまして、その市場環境ですとか、市場拡大を支える取り組みをしっかりと調査をいたしまして、政策立案に活かしていこうと思っております。また、国内における容器包装のリサイクルマテリアルフローですとか、再生材市場拡大策に関する調査をやらせていただきたいと思っております。結果が出ましたら報告書等が出るとお思いますので、そのときにご紹介させていただくことになると思っております。

よろしく申し上げます。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。続いて、国土交通省さん、お願いいたします。

○国土交通省 国土交通省の港湾局でございます。お手元資料 3 の 3 ページの 13 番に予算措置を書いてございますが、参考といたしまして参考資料 3 の 8 ページをあわせてお開きいただくと説明の内容がわかりやすくなるかと思っております。

国土交通省港湾局におきましては、全国の閉鎖性水域、東京湾ですとか伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海、有明海、こういったところにご覧の写真のような直轄の作業船を有しております、これをもちまして海洋における漂流ごみや油の回収を行っておりますところでございます。平成 26 年度の予算額といたしましては、1,784 億 5,900 万という予算の中の内数で計上しております。

施策の概要といたしましては、今ほど申し上げたとおり、閉鎖性水域に特化してございますが、こちらにおける船舶航行の安全を確保して、また海域環境の保全を図るために海域に浮遊する流木ですとか、あるいは船舶等が流出した油の回収、これらを行っておりますところでございます。

以上でございます。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。続いて、国交省水管理・国土保全局さん、よろしく申し上げます。

○国土交通省 同じく国土交通省河川環境課でございます。河川における取り組みとしましては、

参考資料 3 の 9 ページ目でございますが、河川管理者といたしまして、この資料でございますように、河川の巡視等における早期発見や対応、連携した監視、また河川やダム等に貯留しました流木やゴミ等の処理、流域の住民との連携による清掃活動の実施、ゴミマップの作成、看板設置等による普及活動等を行っているところでございまして、あわせまして、体制の強化ということで、関係機関との合同パトロール等の取り組み、ゴミマップ等の活用による普及促進、看板設置、監視カメラの設置等の取り組みを行っておるところでございます。

以上でございます。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。続いて農林水産省さん、まずは林野庁さん、お願いいたします。

○林野庁 林野庁でございます。15 番、災害に強い森づくりの推進、治山事業ということでございますが、豪雨ですとか、そういったときに、山崩れが起きたときに流木が出るということがあるんですけれども、そういったことにならないように、いわゆる治山施設の設置ですとか、機能の低下した森林の防ぎをすると、そういった取り組みによって流木の発生の軽減なんかに役立てようということで取り組んでいるところでございまして、26 年度予算としては、661 億円ということになっております。

以上でございます。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。それでは、続いて水産庁さん、お願いいたします。

○水産庁 水産庁でございます。私からは番号 16、17 番、これについて説明をさせていただきます。

まず、漁場漂流・漂着物対策促進事業でございます。25 年度予算 4,400 万円でございますが、概要につきましては二つあります。発泡スチロールといった漁業系資材のリサイクル技術の開発を行うということと、あと漁場に漂流物等が漂流していますので、そういったものの漂流物の回収・処理にかかる漁業者への支援を行っております。

それから、17 番の漁場復旧対策支援事業でございます。これは 25 年度、27 億円となっておりますが、概要としましては、これは東日本大震災で相当量の瓦礫が漁場に流入したということで、その回収・処理を専門業者と沖合底曳き網漁船を使ってそういったものを処理しているわけですが、そういった回収・処理に係る費用を支援しているというものでございます。また、そうした被災漁場において、沿岸漁業、養殖業を円滑に行うための漁具改良などが漁場機能回復技術といった技術開発等を行っておるものでございます。

以上です。

○水産庁 同じく水産庁防災漁村課でございます。お手元の参考資料 3 の 13 ページ、一番後ろから 2 ページ目でございます。ここに水産環境整備事業、番号で 18 番というのがございます。これをご覧いただきながらお話聞いていただければわかりやすいと思います。

水産環境整備事業というのがございまして、そのうちの水域の環境保全対策といたしまして、漁場整備と端的に堆積物の除去等を行うというものでございます。これにつきまして、一般枠、これは通常枠の中で 110 億 7,100 万。それから被災向けに特に 8 億 500 万、今計上してございます。よろしくお願いいたします。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。そして最後の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業です。国交省さんをお願いしてよろしいですか。

○国土交通省 国土交通省港湾局の井村と申します。よろしく申し上げます。

私から最後の 19 番のところですが、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業について説明します。この事業は、洪水とか台風の災害によって生じた海岸に漂着した流木やゴミにつきまして、海岸管理者が緊急的に実施する処理費のための支援を行うものでございます。

26 年度予算につきましては、具体的な数字ではありませんけれども、災害関連事業の内数ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。それでは座長、よろしく申し上げます。

○兼廣座長 どうもありがとうございました。ただいま漂流・漂着ごみ対策に関連する予算、各省庁の予算の内容、それから施策の概要についてご紹介いただきました、かなりいろんな面から検討いただく予定にはなっております。この内容についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 今のお話聞かせていただきますと、漂流・漂着ごみ対策関連で多くの調査や処理対策が行われているというのがよくわかりました。鳥取環境大学も出ささせていただいておりますけれども、環境省の研究総合推進費というものをいただいて 5 年間のびのびのいろいろな問題の調査をやらせていただきました。今日の報告ではそういうものは踏まえていないということで、同様に文科部省などでも教育とか研究とか、そういう面で海ごみの関連したものもいろいろあるのではないかなと思っていますので、これのみ、これがごく一部がほとんどだと思いますけれども、気になったのは、研究の面から見ても非常に貴重な調査をやっているなというのがよくわかります。ごみの分類調査、1 番目とか、いろいろ把握をするための調査など、調査ものが随分あると。それから、発生抑制絡みと普及啓発ですね。それから処理、促進というようなそういうものがあるので、特に調査とか、そういうものを一元的に何か情報の共有の仕組みができれば、重複を避けられるかなというのでどこかに、それぞれはどうなっているかもホームページで全部公表されていますよというのか。

それから、それらを 1 年に 1 回は情報交換なり、議論するような場があって、全体として戦略的に漂流・漂着ごみの対策が講じられるような仕組みが必要かなという気はいたしました。

以上です。

○兼廣座長 ありがとうございます。事務局からご意見ございますか。

○坂本海洋環境室長 田中先生、ありがとうございます。おっしゃるところはごもつともでございます。今まで努力が足らなかったというところもあろうかと思いますが、文科省の研究費も含めて研究費で行った調査・研究につきましては、今回、正直取りまとめていません。ただ、今後、こういった専門家会議等においてご議論いただくときには、そういったものもあわせてご報告できるように努めさせていただきます。

それから、あと関係省庁、いろいろ調査を行ったり、研究を行ったりしていると、その成果、一括してというお話でございます。それにつきましても、この会議以降、今日ご提言いただきましたので、また関係省庁さんともご相談しながら、何らかの形で取りまとめたものをこの専門家会議の場、もしくは一般にお示しできるようになればと思っておりますので、少しお時間を頂戴できればと思っております。

以上です。

○兼廣座長 ありがとうございます。これだけ多面的な政策をとっていただくのですから、全体の総括的な内容もご報告いただければと思います。

ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題 2 の海岸漂着物処理推進法についての検討ですけれども、最初に事務局から資料 3 の漂流・漂着ごみに関する現状と、それから資料 4 ですが、これまでの議論の内容についてご説明お願いいたします。

○坂本海洋環境室長 それでは私、坂本からご説明させていただきます。資料 3、4 につきましては、参考資料 4、5 のものを取りまとめたようなものもごございますので、ご参考にしていただければと思います。

それでは、パワーポイントもごございますが、いずれかご覧いただきながらお話を聞いてやってください。

まず資料 3 をめくっていただきますと、回収量と漂着量の関係を出させていただきます。回収・処理のところでございますが、平成 21 年から平成 24 年までお示ししております。ただ、平成 24 年につきましては、集計できていないものもごございます。数量につきましては、平成 21 年が 2 万トン回収ということになっております。平成 23 年は 6 万 2,800 トンまでいっておりますが、平成 24 年につきましては、ぐっと下がります、1 万 6,000 トン余という形になっております。そして海岸の延長というか、清掃した海岸の距離でございますが、平成 21 年には 3,048 キロということで、全国の海岸の 9% 余りを清掃したという形になっております。平成 23 年は最大でございます、6,900 キロ余ということで、全体の 2 割程度の海岸を清掃させていただいております。

そして、最後の一番下の推計現存量でございますが、これは計算の仕方によって上下するわけですけれども、ここに出しておりますのは、平成 21 年で 7 万トン近くあったであろうと。そして平成 23 年につきましても 7 万 6,000 トンぐらいあったであろうと推計しております、それなりに各省庁、都道府県等努力いたしまして、かなりの量のごみを回収しているというのがご覧いただけようかと思っております。

それから、清掃前の状態に戻るまでに要するおおよその期間ということで、今年度、都道府県に、正確ではなくてもいいので、清掃した各海浜毎に今までの経験則からどの程度で元に戻ってしまうんでしょうかということで問い合わせをさせていただいております。それを取りまとめたのがこの表でございます、北海道・東北地方につきましては、おおよそ平均して 9 カ月ぐらいで元に戻ってしまうであろうということ。そして、関東地方であれば 5 カ月、中部で 7 カ月と。近畿、中国地方は 4 カ月ぐらいと短くなっています。四国と九州・沖縄は半年、6 カ月ぐらいで元に戻ってしまいます。

ただ、これは台風とか大雨による突発的な大量発生とか、大量漂着は除いておりますので、それらが発生すれば、当然、期間は短くなるということでございます。

次のページをご覧くださいませ。これはもう既に何度もご覧いただいたことがあろうかと思いますが、漂着物の種類別のランキングということで、個数によるランキングと重量によるランキングをここに出しております。平成 21 年、22 年度の調査のものでございます。個数によるランキングをご覧くださいますと、やはりプラスチック系のものが圧倒的に多くなっている

ということで、個数というのが果たして妥当なのかということとはございますけれども、圧倒的にプラスチック系が多くを占めているというところをご覧いただけようかと思えます。

重量によるランキングですと、流木、灌木が全体の 7 割程度を占めているということで、これは一つ一つが非常に重いと、比重があるということで、このようになっております。その他、人工系の発泡スチロール・プラスチック等については 2 割ぐらいという形になるわけですが、今後におきましては、この重量、個数だけではなくて、容積によるものも整理していければと考えております。やはり浜辺に出て、ぱっと目につくのは比重がどうのこうの、重量どうのこうのという前に、やはり容積として目につくわけですし、それなりの障害になるのも、やはり容積の部分で出てくるだろうと、効いてくるだろうと思っておりますので、今後については容積についても数字をとっていきたいと考えております。

続きまして、ペットボトルの国別の割合でございまして、これもご覧になったことがあろうかと思えます。国外の多い地域と国内が多い地域がございまして、また、国外が多い地域でも、韓国から来るものが多いところと、そして中国から来るものが多いということで、南西諸島、沖縄も含めたところはやはり中国からのものが多いということになっております。それから、対馬とか山口、下関あたりですと、やはり韓国のものが半分程度、それ以上を占めるということで多くなっておりまして、日本海側では島根県とか福井県に行ってもそれなりのものが外国から来ております。

一方、国内が多い地域というのは太平洋側に集まっておりまして、ただ、和歌山県串本につきましては、これは多分、黒潮の関係だと思えますけれども、一番やはり黒潮が接岸しているところですので、ここにつきましては、日本のものが半分は占めておりますけれども、中国とかその他のところのものもまじっているというところをご覧いただけようかと思えます。

次、ご覧くださいませ。漂流・漂着ごみに関する国際協力の推進としております。ご承知のとおり、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）における取組のご紹介です。日本海及び黄海の海洋環境保全を目的とするというのがこの NOWPAP の目的でございまして、1994 年より日本、韓国、中国、ロシア、4 カ国で構成し、活動を行ってきております。

プロジェクトについては、2006 年より開始しております。2006 年に海洋ごみに関する行動計画を開始しております。そして、翌年 2007 年から現在に至るまで地域行動計画に基づいて次の三つの活動を行っているということになっております。

一つが、各国政府による漂着ごみに関するモニタリングでございまして、二つ目が一般市民も参加したワークショップの開催。そして三つ目が、海岸清掃キャンペーンの実施ということでございまして、2013 年におきましては沖縄の恩納村でワークショップを行わせていただき、そして引き続いて海岸清掃も行ったということになっております。

続いて、日中韓三カ国環境大臣会合等における取組ですが、平成 22 年 5 月の第 12 回の TEMM で決定されました「環境協力に係る日中韓 3 ヶ国の共同行動計画」の中で、海洋ごみに関する協力の強化が盛り込まれております。同じ月に開催されました日中韓サミットにおいてもこれを推進していこうということになっております。

続いて、法 14 条に基づく地域計画の策定条件でございまして、策定済については 33 都道府県ございまして、赤字のところは本年度策定していただいたところとございまして、策定中のところが 2 県ございまして、岩手県と大阪府さんとなっております。未策定は 12 県ございまして

す。このうち、海のある県としては福島県、静岡県、岡山県、広島県と、4県が現在未策定という形になっております。

その下でございますが、法施行後、全国で地域計画の策定は進んでいるかというところで表をつくっております。22年度には16都道府県でつくっていただきましたが、徐々に増えてまいりまして、25年度においては33都道府県にまで増えているというのをご覧いただけるかと思っております。

続いて、海岸漂着物対策に係る事業費でございます。これについては関係各省庁さんとか、あと都道府県の単独事業なんかも入れておりますけれども、表をご覧いただくと一目瞭然のとおり、やはり法施行後、予算としては増えてきております。ただ、平成24年度はご承知のとおり、グリーンニューディールの後継が担保されなかったというところで、ここは少なくなっております。

続いて、発生抑制対策の取組でございます。事例としてはここをご覧いただくとおり、パンフレットの作成とか、そして学校・企業等における教育の実施、表彰、それからパトロールなどを実施しているということになっております。

それから発生抑制対策の取組が増加していると書いておりますが、これは基金事業を例として挙げております。平成21年度においては基金事業に占める発生抑制対策の割合というのは2.9%でございました。その後、私どももできる限り発生抑制対策に取り組んでいただきたいということを都道府県にもお願いしてまいりました。その結果といたしまして、波はございますけれども、増えてまいりまして、平成25年度につきましては、18.3%ということで、かなりの割合までできております。

今後においては、発生抑制対策の効果の把握が大きな課題となってこようかと考えます。

次でございます。地方公共団体の意見ということで、意見を頂戴しております。

まず一つが、法施行・財政措置後の変化があったかというものです。ここに六つほど並べております。まず海岸管理者等の責任が明確になりましたというのが挙がっております。二つ目として、回収要望があっても実施出来なかった海岸において回収活動が可能となったと。三つ目で、海岸漂着物を通して関係部局との連携が生まれたと。四つ目は同じですが、海岸漂着物の回収・処理が進んだ。五つ目が、災害ではない中程度の海岸漂着物の回収・処理に機動的に対応出来るようになったと。最後に、海岸漂着物の回収・処理以外の発生抑制対策にも取り組めるようになったということです。

一方、解決されていない課題としては、整理しましたところ六つが挙がっております。一つが、海岸漂着物の効率的な処理方法や発生抑制対策の先進優良事例の情報が必要ということで、私どもにしっかりやれということです。二つ目が、中央政府レベルで関係省庁の連携、関係省庁の予算の整合性を取ることが必要ということで、先ほど田中先生がおっしゃったところはここだと思っております。三つ目が、国による沿岸諸国への発生源対策の呼びかけが必要ということで、今までもやってきておりますが、さらに積極的にというお話だと思っております。それから恒久的な財源措置が必要ということで、21年以降、予算はついているわけですが、24年度つかなかったということで、ご迷惑をおかけし、また都道府県、市町村、不安になっている部分もおありになるということで、しっかりと予算をつけるというお話です。そして全国レベルで海岸漂着物の普及・啓発が必要ということで、やはり複数の県をまたがって、もしかす

ると全国レベルで国としても普及啓発に取り組んでくれというお話だと思っております。それから、現在、漂流・海底ごみ対策については、調査しかやっていないというところがございますので、漂流・海底ごみ対策が必要という話になっております。

以上で、資料3のご説明でございます。

引き続き、資料4にまいります。これまでの議論の内容でございます。

発生抑制対策ですが、法5条から27条、方針の2(2)から(5)①までが該当いたします。1～7まで列挙しております。一つが、発生抑制について更なる有効な方法を検討すべき。これは先生方から頂戴したものです、この資料4については。二つ目が、河川環境保全や3RのNPO、NGOも議論に加えるべきだと。三つ目が、廃棄物の不法投棄をなくし、適正な処理レベルを向上させる必要があると。四つ目が、モラルの向上のために、清掃活動への参加等、長期的な対策が必要である。五つ目が、河口域での重点的で定期的なごみ回収により、海洋にごみが流出することを防ぐべきである。六つ目が、自治体、NPO、NGO、地域の住民が連携し、普及、啓発等を行うべき。最後は、好事例・失敗事例を調査して、これは皆で共有すべきではないかというお話だと思っております。

続いて、財政措置、法の29条に該当いたしますが、1から5まででございます。財政措置は必要であるが、効果的・効率的な使い方をする必要がある。効果をしっかり把握しろということでございます。二つ目が、事業内容に応じて、例えば発生抑制対策ですが、重点的に予算配分すべき。三つ目、漂流ごみ、漂着ごみで予算が省庁間で分かれていて使い勝手が悪い。四つ目が、地域グリーンニューディール基金の事業の効果を検証すべき。最後五つ目ですが、海岸林や海岸段丘上の漂着物の回収・処理が補助の対象外であることが問題。これにつきましては、今年度措置いたしまして、こういったものについても可能な範囲で事業の対象となるようにさせていただきます。

続きまして3ページです。漂流・海底ごみで、国会の附帯決議でございます。一つが、漂流・海底ごみについても対策が必要である。二つ目で、海域及び海洋中で発生する漁業用のごみの原因を究明すべきということで、これは例えば牡蠣養殖のパイプなどが、その牡蠣養殖の現場で捨てられているというようなお話に関連するものと理解をしております。

最後、4ページでございます。その他ということで、法の9条から24条、方針2とかのところですが、1から5まで列記をされております。一つが、国は、基本方針だけではなく、国とし取り組むべき事項と行程表を盛り込んだ基本計画を策定すべきではないか。二つ目が、県域を越える広域的な対応が希薄である。三つ目が、ごみの発生源である自治体が海岸漂着物対策に積極的に取り組むための措置や指導が必要。四つ目が、国は、都道府県に対する説明会や意見交換会を開くべき。最後、川のごみは、河川及び河川敷への不法投棄のみではなく、市街地の道路、植栽、橋からまたは風雨による散乱ごみも多いと。実態把握により、国土管理全体で散乱ごみ対策を位置づける必要があると。

以上でございます。では座長、よろしく願いいたします。

○兼廣座長 はい、どうもありがとうございました。詳しい説明していただきました。漂着物の処理推進法が制定されてから、もう4、5年たちます。現在、いろんな検討がさらにやられているわけですが、資料3と4について、資料3では関係者の委員会等で検討されている漂着ごみのいろんな調査内容について、漂着量、あるいはその質、量、内容的なもの、そういうご

説明もいただきました。それから、漂流・漂着ごみに関する国際協力の現状とか、そういうことについてもご報告いただきました。それと法施行に伴って、財政措置がきちんととられるようになりましたので、そういう効果面、メリット、デメリットというのはいろいろあるんですが、そこら辺も実際に各地方自治体からいろんな意見が出てきているという、そういうご説明もいただきました。

資料 4 では、この委員会、専門家会議等の委員の先生方から今後どう改善していくべきかというような内容についてご意見いただいたものを整理させていただきました。この内容につきまして、少し時間をとってご意見、ご質問いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

藤枝委員。

○藤枝委員 藤枝です。今回の新しい基金から発生抑制について特に重点的に事業をするようにということで、鹿児島でもいろいろ対応を考えてきたんですけども、この法律、今回法律についてもう少しよく見ますと、発生抑制のところ、22 条から 24 条までですけども、22 条は調査費ですが、23 条ではごみの発生する行為の防止というのがあります。ここでまず海上での投棄といいますか、発生ということが欠けているので、これまでの議論の内容にも入ってますように、海上での発生についても、今後この法での対応について考えていただきたい。

それから、二つ目の土地での適切な管理、これは第 24 条ですけども、これはこの資料 4 の議論の内容の中では、その他の中に含まれているようですけども、これは発生抑制の項目ですので、しっかりと発生抑制の対策の中に入れていただきたいということです。それから、この発生抑制の中に含まれてないものがあと三つほどありますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

まず一つ目は、これまでの議論の内容と、資料 4 の中にも書いてあるんですけども、河川を通して海に行って流れてますので、河川の管理ということをしかりこの法律の中でも書いていただきたいということ。これが三つ目です。

四つ目は、海上で、特にプラスチックは破片化をしていきます。昨年、一昨年から北大西洋、西海岸等でずっと震災\_\_\_\_図の調査をさせていただいているんですけども、その中で見る光景というのは、小さな破片になって太平洋を漂流している微小なプラスチックなんです。放っておくと粉々になってしまう。要するにもとの量は一緒なんだけども数が増えていって、さらに広がって回収できなくなってしまうということで、こういうものも発生抑制の課題の一つの中に入れていただきたいということです。回収できなくなる、要するに破片になる前に回収するということも発生抑制策の一つですし、また破片にならないような資材の使用の仕方、特にこれは発泡スチロールのフロートですけども、こういうふうな適正な利用についても発生抑制の一つの項目、これが四つ目です。

それと、先ほど言いました海上での発生についても、この発生抑制の取組の中に明記をして、また都道府県の資料を見ますと、なかなかそこまで到達せずに教育ですとか、普及啓発活動というところに重点を置かれているようですので、そのあたりについてもしかりやってくださいというふうな内容にさせていただきたいと思います。

以上です。

○兼廣座長 ありがとうございます。藤枝委員から幾つかご意見とかご質問的なもの出ましたが、

事務局、いかがでしょう。法律の条文とのかかわりもあるのかなと思うんですが。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。今のお話というのは、具体的なお話でございますので、法律については例示として幾つか挙げた中で「等」という形で整理していると。その法律の規定を踏まえて具体的にどうやっていくかについては、私ども行政の中で整理をしていけばいいのかなと思っておりますし、藤枝先生がおっしゃっていることについては、ごもっともなお話だと思いますが、ただ、都道府県の中には、発生抑制対策については一つ一つ順を踏んでやっていくんだということもございますので、全てを一気にはできないという実態もあるかと思っております。

ですから、今後やるべきこととして掲げながら、一つ一つ潰していく、もしくはあるものは先取りしていくというようなことが必要だと思っておりますし、そこについては私ども、藤枝先生とも連携しながら一つ一つ実現していくように、時間はかかると思えますけれども、頑張っていければと思っております。

以上です。

○兼廣座長 はい、ありがとうございます。船上からの投棄というのは、本来、してはいけないことにはなっておりますよね。

○坂本海洋環境室長 船上から投棄については物により、また海岸からの距離によりますけれども、海防法では原則は禁止でございます。海防法では投棄するものを列挙しているという形でございますので。ただ、多分藤枝先生がおっしゃっているものについては、基本はやっちゃいかんというものが多いただろうと思っております。

○兼廣座長 はい、ありがとうございます。ほかに、田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。資料 3 の 4 ページで、国際協力について意見言わせていただきたいと思えます。

一つ、昨年 10 月にアメリカ、ハワイでウミガメに関する国際会議がありました。それに出席しましたがけれども、ほとんどアメリカ人と日本人ばかりでしたが、その中でいろいろアメリカが心配されている課題の一つは、津波ごみがアメリカに大量にやって来るというような心配をされていて、その廃棄物が放射能が非常に高いというような市民の不安があると、このようなご指摘がありましたので、海ごみに関する可能な限り、正しい情報を発信していくということが大事かなという気がします。その辺の業務をどこかがやるのかなというのが、ニーズとしてはあるかなという気がしました。アメリカの人たちも日本で国際会議をやるなりして、日本の調査や研究の成果も発表して、間違った誤解を解くような努力も必要かなと思えます。

そのときに、東京大学では津波ごみの追跡調査をやっているんですけども、その一つの例が追跡している模擬ごみがオレゴン州の海岸に漂着しているということがわかっているんですけども、その発見に協力しますということで、アメリカのその関連の団体が呼びかけて、日本の調査の模擬ごみの発見に皆さん協力してくださいという、こういう呼びかけをして、これからもお互いに情報交換しましょうとかいうようなことが、メールではやりとりしております。

それから室長、坂本さんにも来ていただいたんですけども、鳥取で国際シンポジウムをやりました。11 月の末ですけども。そのときにアメリカの人が、やっぱりプラスチックの汚

染の問題、プラスチック・ポリューションというのを海外では大きな問題になっているという  
ことで、その辺、今日のデータも漂着ごみのほとんどの割合はプラスチックだということで、  
早い時期に粉々になる状況以前に、気がついたら海の漂流ごみの段階で回収できるものはプラ  
スチックはすればいいかなという、戦略的にはプラスチックが最大の問題かなという気がしま  
す。プラスチックの製造、あるいは販売のことまで海外では指摘があつて、できるだけプラ  
スチックは使わないようにしましょうというところまで議論がありましたけれども。

それから、資料の 4 のところの 1 ページ目にありますが、発生抑制の対策に不法投棄をな  
くし、適正な処理レベルを向上させる必要があるという指摘は私もしたと思うんですけれど、  
これに関してはどちらかというとやはり海外から来るものがまだまだ処理レベルが非常に低  
いので、不法投棄という意識がなくて、適正な処理がされていないので、ごみ処理は川にし  
ていたりとか、橋から投棄するのが普通の処理方法だというようなことで、国際協力機関が、JICA  
が廃棄物の分野で協力しているんですけれども、海ごみ対策という視点は全くまだないので、  
国際協力で破棄物の適正な処理を推進する上においても、日本の海ごみの対策にもなるので、  
海外の廃棄物の処理の協力にはこういう視点も入れるように情報発信したらいいかなと思  
います。

とりあえず以上です。

○兼廣座長 ありがとうございます。田中委員から国際的な観点からの取組等について幾つかご  
意見があつたんですが、何かありますでしょうか。

○坂本海洋環境室長 田中先生、ありがとうございます。また 7 月と 11 月にはお世話になりま  
して、鳥取で。ありがとうございました。

まず、震災漂流物の件でございますが、私どもの取組としてはご承知のとおり、3 年間、今  
年度入れまして、平成 23、24、25 と漂流ごみのシミュレーションをやつて、いつどこに流れ  
ていくかなというようなものを示しております、これは NOAA とも協力しながら、ほぼお  
互いに納得のできるようなシミュレーションになっているだろうと思っております。また、田  
中先生も研究推進費でやっていただいておりますし、幾つかの類似の研究もございます。今後、  
これをきちんと系統立てて整理していくことが必要だろうと思っております。

それから、震災漂流物につきましては、来年度から実はもうアメリカにもハワイを含めて到  
達した。またこれから少しずつ到達をしていくと、さらにとりょうな話もございますので、  
これについては到達したものがどういった悪さをするのか。特に昨年いろいろと話題になつた  
のが、日本から流れていった漂流物に生物がついてると。それがアメリカ西岸の生態系に何  
らかの悪さをするのではないかとということで懸念をされているということもございませ  
す。ですから、私どもといたしましては、シミュレーションについては今年度限りと考えては  
おりますけれども、その後継といたしまして、北太平洋海洋科学機関 PICES に拠出をいた  
しまして、その拠出に基づいてアメリカ、カナダ、そして日本の科学者が連携に協力をし  
ながら、先ほどお話したような北米西岸に流れ着いた震災漂流物がどのような状況にあ  
るか、どのような悪さをしているのか。特に日本から行った生物がどのような影響を今  
後与えていくのかということについて、3 年間にわたり 3 カ国の科学者が共同による調  
査、研究を行っていただくかと思っております。特に、アメリカ、カナダの科学者には  
ご活躍をいただいて、ご自分たちの納得いくような整理をしていただければと思  
っております、事実は事実としてしっかりと公表

していけばいいというように思っております。

それから、プラスチックごみの件でございます。プラスチックごみについては私どもも実は大変な関心を最近持ち始めております。多分、藤枝先生の感化があらうかと思っておりますけれども、これについて、やはりプラスチックというのはある意味、物すごく便利なもので、人類が発明した中でもやっぱり優秀なものだろうと思っておりますが、頑丈過ぎてなかなか分解していかないということも一方であらうかと思っております。特に最近、私もいろいろ文献読ませていただきますけれども、藤枝先生ご指摘のとおり、分解し、小さくなったマイクロプラスチックの件については、あちらこちらでいろんな指摘が出てきております。これについては、私ども来年度予算といたしまして、このプラスチックごみについての文献調査、もしくはフィールドでの調査を行っていくためのささやかなお金ではありますけれども、初めて計上させていただきました。

また、座長である兼廣先生などのご指導もいただきながら、今後、研究推進費も含めてそういった分野でのお金もとっていければと考えておまして、これについては今後、プラスチック業界の方々も含めて、使うなという話にはならないので、できる限り使って行きながらも、環境への負荷が少なくなるような方策についてご相談させていただければと思っておりますし、ここは協力していくのが大事だろうというように考えております。

あと最後、国際連携の話でございます。日中韓の中でこの黄海、日本海、そして西太平洋でございますか。そういったところについては我が国は基本的に韓国、中国からごみを頂戴するというような立場になっているのは事実でございます。ただ、我が国からのごみもやはり太平洋をまたいでほかのところに行っているという事実もあらうかと思っておりますので、私どもとしては川上、川下でいい人、悪い人ではなくて、お互いにそういった問題を抱えていると。当然、日本でも海ごみについて大きな社会問題ですけれども、韓国、中国でも同様な問題が起きていると思っておりますので、むしろ私どもとしては彼らと連携し、いろいろな情報を交換しながら、もしくはいろんなノウハウも交換しながら、結果として例えば中国、韓国でも海岸ごみが減れば、我が国に来るものも減るんだというような観点から、今後の協力をしていければと思っておりますので、これについてはしっかり取り組む必要があると考えていますので、今後きちんと知恵を絞っていきたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○兼廣座長 はい、ありがとうございます。今、田中先生のご質問等に答えていただいて、よろしいでしょうか。化学汚染物質等のかかわりについては、今ご説明あったように、国際的にも非常に注目を浴びている問題ですので、日本でも今年度、委員会立ち上げて生態系への影響がどのくらいあるんだろうとか、あるいは汚染水の問題を詳しく検討される予定になっております。

小島委員、どうぞ。

○小島委員 今までのお話とも関連するんですけれども、全体としてやはり事業者とか企業、業界の方のかかわりというのが文言上、まだ書かれ方が希薄で、行政とか民間団体というような、あと地方公共団体というのでは出てくるんですけれども、例えば発生抑制対策のところには、専門の業界の方の関与というのは不可欠だと思いますし、普及啓発、広報等についても、今企業の社会貢献活動等で海岸清掃への参加等も活発になってきていますので、そういったところ

も改めて強調したいと思います。

それと、質問になるんですけども、これまでの議論の内容のところでは幾つかについては坂本室長から意見が出ていて、この答えに関してはこういう対応をしていますというご説明があったんですけども、2点ほど、進捗があったかどうかをお聞きしたいことがございます。その他のところで、4番の国が都道府県に対しての説明会や意見交換の会を開くべきという意見について、今後のご予定等がありましたら対応の予定をお聞かせいただきたいということと、それから3番の発生源である自治体が海岸漂着物対策に積極的に乗り出すための措置が必要だと。これ、過去の会議で私も意見として申し上げたんですけども、四つの県が海岸に面しているながら地域計画等の策定をされていない。それが今後予定があるのかとか、例えば全くその対応が見られない県について、その理由が何であるのかといったヒアリングなどを国でなさっているのか。そういったところについて現状をお聞きしたいと思います。

- 坂本海洋環境室長 まず1点目の国が都道府県に対する説明会の話でございます。24年度補正で計上した100億円の基金、このときは説明会は開いておりますが、いわゆる毎年毎年、都道府県もしくは市町村の方々を一堂に会していただいて情報交換なりの会合、そういったものを行っているかという、今行っていません。ただ、正直申し上げて、非常に大事なことだと思っておりますし、ここで空手形を打つんじゃないかと言われるかもしれませんが、来年度からきちんとやっていきたいと思っておりますし、むしろ正直都道府県の方々からも望まれております、そのことは。そこは私どもの今後の対応について注目していただければと思っております。

それから、あまり取組を積極的にされていない県への聞き取りとか、対応状況についてですが、しております。しておりますが、何県がどうのこうのと言いつらいところがありますが、ある県からのお話は、いわゆる海岸漂着物の件については、さほど今大きな問題ではないのだと。むしろ、海底ごみ、漂流ごみ、そちらについては県としては関心が高いと。今回、基金事業についてそのようなメニューがないということであるので、地域計画の策定は着手していないのだというようなご意見はありました。

- 兼廣座長 はい、ありがとうございました。補足しますと、多分もう地域計画を立てているのが33府県で、海なし県を除きますと9割近いんです。4県か5県はまだ地域計画立ててないです。今おっしゃったように重要性を、瀬戸内海であるとか、海底ごみに非常に注目している県などは、実は漂着ごみはそんなに意識されてない県もありますので、そういう意味ではかなりの県では、もう普及しているようだとは思っております。
- 小島委員 数字上は確かにおっしゃるとおりで、いろいろ取り組みが進んできたのは嬉しいと思っておりますけれども、カキの養殖パイプの発生源である県について、海外でも問題視されているにもかかわらず、状況が、なぜなのかなというのがわからないので、ここで特定の地名を挙げるのはやめておきますけれども、これはないんじゃないかなと、現場を知る者としては思います。補足の意見でした。

それとさっき、もう一つ意見がありました。この海岸漂着物処理推進法の中にあえて盛り込むほどのことではないのかもしれませんが、海岸ごみに困っている現場に行きますと、野焼き問題というのが現在もございます。特に対応が厳しいごみが多くて、人手がないようなところは、集めたものを回収に出さずに燃やしてしまうとか、対応し切れずに焼いてしまう

ということがいまだに横行しております。これは法律上、してはならんとなっていることですので、なかなか具体的に文言にしづらい部分だと思えますけれども、やはりプラスチックごみの問題の一つとして、いまだ海岸で進行する野焼き問題ということがありますので、それをどのように課題として共有していくかというのが重要だと感じています。

○兼廣座長 いかがでしょうか。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。野焼き問題について、確かにあろうと思っております。ただ、これについては法律で禁止だということでやめていただかなきゃいかんわけで、パトロールはしっかりやっていかなきゃいかんというのが1点あろうかと思えます。

それから、やはり野焼きの問題というのは、一方で財政措置がしっかりしていて、それなりの費用が負担できるのであれば、それを適正に処理することも可能になってくるだろうと思っておりますので、そういった面では私ども関係省庁も含めて必要な予算を担保していくということが大事だろうと思っておりますので、ただ単にパトロールだけではなくて、二つ目にお話ししたような、財政の面でもご支援しながら、そういったものがなくなるようにしていければと思っております。

○兼廣座長 よろしいでしょうか。私から1点だけ。漂着ごみについてはかなり法律も制定されて、財政的な措置取られましたので、非常に評価できる部分は多いかなと思うんですが、海ごみの中でやはり無視できないのは海底のごみの問題があって、これがどうしても法律にはひっかからないということで、放置されっ放しになっているというんでしょうか。これについてはどう対応できるものか、教えていただければと思うんです。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。私どもも大きな関心を持っております。海底ごみにつきましては、法律には入っておりませんが、平成21年に法律つくっていただいたときに、国会の附帯決議できちんと漂着ごみと同じように取り扱うようにということを決議していただいております。そういった面からすると、今まで私どもは実態調査という形で実態を明らかにしていくということをやってきましたが、今後についてどうしていくかという話になってまいりますと、いつまでも実態調査という話だけではすまないだろうと思っております。

ただ一方で、法律にこれを盛り込むという話になる、もしくは別の法律をつくるのか知りませんが、なかなか難しい面がございます。海岸漂着物については、基本的に海岸という部分について、いわゆる陸域でございますので、それぞれの都道府県の範囲も明確でございます。市町村の範囲も明確でございますし、そこには海岸管理者もおいでになります。海岸管理者の守備範囲というのは、その海岸プラス低潮時海岸線までということで、潮の引くところまでと、最大でもそこまでということになっておりますので、そこから沖合となってくると、なかなかそれに責任を持つところがない。もしくは、なかなか県境とか市町村境とか、もしくはそういったものはそもそも沖合に存在しないのではないかというような意見もある中で、じゃあどう法律を組み立てていくのかということについては、現状ではまだまだ勉強が足りないと思っております。

ただ、一方でいつまで調査を行っているんだというような話もございますので、私どもとしては、実際、漁師さん、もしくはその他の活動なさっている方が、海底からごみをお揚げになって、それを陸に持っていらっしゃる、もしくは持ってくると迷惑だということで、逆に怒られ

てしまうというような話も聞いておりますので、むしろそういう形で持ってきていただいたもの、もしくはそれぞれの地方公共団体等がきちんと地先の海をきれいにしていこうということで海底清掃などを行う場合については、しっかりと財政的な面でも支援していく必要が今後あるかと思っておりますので、この点については法律に入れるかどうかは別として、予算的な部分については、今後早急に検討して措置できるものは措置していかなきやいかんというように思っております。

以上です。

○兼廣座長 ありがとうございます。海岸以上に海底とか漁場というのは生物資源にとっては非常に重要な場ですので、ぜひそちらにも清掃とか、環境美化か行き届くように取り組んでいただければと思います。

○西島委員 今、室長がなかなか境界が難しいというお話をされましたが、それに関連して一言話したいと思います。

実は私、今年伊勢湾の答志島の漂流ごみの調査をさせていただきました。昨年平成25年は、久しぶりに漂流ごみの、また漂着ごみの多い年でございました。この漂着ごみにつきましては、三重県、鳥羽市、横尾、そしてボランティアの方々々が協力して答志島周辺の海岸の漂着ごみの処理をされておりました。いろんな方々にお話をお伺いすると、今漂着ごみの回収を難しくしているのは、漂着ごみと漂流ごみの線引きが難しいと。できるだけ漂着する前にとりたいたいのだけれども、現在の制度の中では（漂流しているときに回収するのは難しい）漂着した後しか回収できないということで、県なり、市なり、皆様方の対応が何らかの形で制約されているということをお話をお伺いしました。そのときにあわせてぜひ私めに、いろんな会議があつたら、そうした線引きを少しやわらかく柔軟に対応できるような措置を講じていただけないかというお願いをしてほしいというお話がございました。私は全く同感でございますので、ぜひ漂流、漂着、今、海底の話もございましたけれども、線引きを緩くして総合的に漂流、漂着、海底ごみが回収できるような取組を今後続けていただければと思っております。

とりあえずご意見というよりは、今年経験したこと及び要望されたことをこの場で申し上げてみたいと思います。

○兼廣座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○坂本海洋環境室長 西島先生ありがとうございます。実は私も鳥羽市市議員の方々、5、6人の方々にそのようなお話を、特に答志島ご出身の議員さんだったということで、お話、昨年の秋に伺っております。実は私どもといたしましては、そのようなお話を多方面から頂戴しておりまして、次のような見解を今年度示しております。海岸漂着ごみというのは必ずしも海岸に打ち上げられたものが海岸漂着ごみではないと。例えば垂直護岸や崖海岸であれば、ゴミが海岸に上がるわけがないので、そういった場所については、汀線に接したゴミ、もしくはその近くを浮遊しているゴミについては、既にそれは海岸漂着ごみであるというような整理をさせていただいて、そのようなものは、この基金事業で回収していただいて構いませんというお話をさせていただいております。

また、さらに海岸清掃を行っているときに、例えば目の前で浮かんでいるごみ、少し沖合であったとしても、30メートル、50メートル沖合であったとしても、そういったごみが存在する、もしくは水の中に沈んでいるごみが存在する、そういったごみは、例えば翌日もしくは数

日後には海岸に打ち上げられる可能性が高いというようなことであれば、もうそれはむしろ回収しないと二度手間になってしまうので、そのときに一緒に回収してくださいと。それに要する費用は基金事業の経費として見ていただいて構いませんというお話をさせていただいております。

既に三重県さんにもこの点はお話をさせていただいています。また、その他では海岸の後ろにある林なんかにも、海岸に漂着したものが風で飛ばされて、特に発泡スチロールなんかで真っ白になっているところもございます。そういったゴミも海岸漂着物の一環として処理・回収していただいて構いませんというお話もさせていただいておりますので、これまでよりは少し柔軟な運用になっているのではと考えております。

○西島委員 ありがとうございます。三重県の方、そして鳥羽市の方々も来年以降、漂着ごみ対策が進むので、大変喜ぶだろうと思っております。どうもありがとうございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。意見も尽きないんですが、もう時間も 4 時半までを予定しておりますので、最後なんです、これまでの法律制定後、グリーンニューディール基金と財政措置等含めて、さらに見直しというか、現状の課題を含めて、今後改善していくべき点について事務局で一部何かお話とか、資料……。

○坂本海洋環境室長 今、お配りしたいと思います。

○兼廣座長 そうしたらご説明願えればと思います。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。平成 21 年 7 月にこの法律が制定され、そして平成 24 年 7 月で 3 年が経過したという形になっております。それを受けて、ご承知のとおり、法律の規定とかその他のことについて、3 年目処に検討するよというふうな附則もございますので、昨年度 2 回、先生方にご検討いただいた経緯がございます。そして、今回もいろいろとご意見を頂戴しながら進めてきたわけでございますが、私どもといたしましては、この件については一旦整理をさせていただく。べつにこれで終わりということではなくて、将来必要になればさらに検討なりすればいいわけですけれども、一つ区切りをつけさせていただければと思ひまして、この専門家会議でお取りまとめをいただきたいという趣旨でございます。私どもとして案を用意させていただいておりますので、これに基づいて整理をしていただければと思っております。

まず、私どもでご用意させていただいた案を読み上げさせていただきます。

まず整理として、2 ページ目の横の紙を見てください。別紙でございますが。都道府県並びに先生方から従来いただいているご意見等踏まえまして、大きく三つに今後やっていくべきことについて整理をさせていただきました。当然、この背景には先ほどお話しさせていただいた資料 4 とか、資料 3 の中にあった都道府県の意見があるわけでございますが、それを大まかに分けさせていただけると、課題が三つぐらい挙がってくるだろうと思っております。

まず課題 1 でございますが、発生抑制対策については更なる推進が必要であると先生方は考えておられるだろうと思っております。具体的には、長期的な視点に立って、関係省庁及び地方公共団体との連携・協力を努めろというご意見だろうと思っております。

課題 2 につきましては、必要な予算の確保と、しっかりと事業効果を把握するよということがあるかと思ひます。具体的に書きますと、各種調査も含め引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、海岸漂着物に係る各種施策の効果を把握することが必要であると。

三つ目が、漂流・海底ごみの対策でございます。海岸漂着物と異なり、現段階では、地方公共団体等回収・処理の責任者をすぐに特定することは困難であるということをご理解賜れるかと思えます。今後どうなっていくかわかりませんが、現段階では整理については非常に時間がかかるということでございます。ただ、一方、回収・処理に係る取組を早期に開始する必要性は高いということが先生方の一致したご意見だと理解しております。

このような三つの課題、もしくは方向性につきまして、最後のところでございますが、上記の整理を踏まえ、海岸漂着物については、現行の法及び基本方針を踏まえて、引き続き各種対策に取り組むと。現行の法律は各条文とも非常によくできていると私も思っています。ただ、その各条文の規定を行政として具体的に執行していくに当たって、不足する部分とか、藤枝先生おっしゃっていたように幾つか新しい具体的な方向性を追加していくことが必要な場合も出てくるだろうと思っております。ですから、現行の法律なり個別の条文をしっかりと運用していく。もしくは現行の法律の趣旨を私どもとして実現するために更なる努力をする。そのようなことを常に念頭におきながら、引き続き各種対策に取り組むということが先生方のご指示だと理解しております。

また、漂流・海底ごみにつきましては、回収処理に係る取組みが可能となるよう、必要な支援措置について検討すべきであるということで、既存の法律の改正云々ではなくて、早く実行しろということを先生方からご指示いただいているのだと理解をしております。

以上のような観点から整理させていただいたものがこの別紙であり、これであれば先生方のご意見を正しく反映できているのではないかとということで、事務局として示させていただきました。

座長、以上でございます。

- 兼廣座長 ありがとうございます。現状の課題と今後の方針について、これは会議の取りまとめという形で提示していただいているわけですよね。いかがでしょうか。委員の先生方からご意見とか。小島委員、どうぞ。
- 小島委員 課題 1 のところで関係省庁及び地方公共団体の後に民間団体とか、そういう言葉を入れていただくわけにはいかないでしょうか。
- 坂本海洋環境室長 入れさせていただきます。
- 兼廣座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。田中委員。
- 田中委員 海外との協力も必要ではないかと、発生抑制では。そのニュアンスがこれに入っておればいいですけど。
- 坂本海洋環境室長 この別紙は、先ほどお話しさせていただいたとおり、各先生方の具体的なお意見を整理し取りまとめさせていただいたものです。それから都道府県からいただいた個別の要望についても反映させていただいています。なお、今後開催される推進会議の場では、先生方や都道府県の個別の意見なり要望がこの別紙を取りまとめる基になったという意味合いも込めて、参考資料として出席者に提示することができないか検討させていただきます。
- 兼廣座長 田中委員、よろしいでしょうか。どうぞ、竹村委員。
- 竹村委員 大変よくまとまっていると思いますが、これをどこでインプットしていくかですね。一番最後の一層の努力を払われたいという、その専門家会議が誰に言っているのか。環境省だけなのか、関係省庁なのか、それともどういうところにこれが出ていくのか、ご紹介を。

- 坂本海洋環境室長 ありがとうございます。先程も少し触れさせていただきましたが、実は法に基づいて推進会議というものがございます。これは関係省庁の局長級で構成されるものでございます。昨年度からご検討を賜っているのは、その推進会議に対し専門家会議としての意見を出していただくということで取りまとめをしていただいているところでございます。今後は当専門家会議で取りまとめていただいた意見を踏まえて推進会議を開きまして、そちらで先生方、もしくは都道府県の個別の意見・要望も適宜開陳、披露させていただきながら、今回取りまとめていただいた専門家会議の意見を推進会議としてご了承いただくという形をとっていきたいと思っております。
- 兼廣座長 よろしいでしょうか、流れについては。ただ、委員の先生方も今日初めて、私も含めて見ましたので、専門家会議の意見として出すのであれば、若干余裕をおいていただいて、意見等を聞いて反映できる部分があれば修正をご検討願えればと思いますけれども、いかがでしょうか。
- 坂本海洋環境室長 ありがとうございます。当然でございます。最終的な文言については、私ども事務局と座長にご一任いただければ幸いです、その前に先生方からはご意見をメール等、いろんな形があろうかと思いますが、頂戴したいと思います。時間も余裕を持たせます。ある程度余裕を持たせた時間をまたご通知させていただきまして、その間に頂戴したご意見については、反映させられるものがあれば反映させていければと考えております。
- 兼廣座長 いつごろまででよろしいでしょうか。
- 坂本海洋環境室長 10日ぐらいあればよろしゅうございますか。もう少しあったほうがよろしいですか。
- 兼廣座長 大丈夫のような気がしますが、10日間ぐらいじゃあ余裕を持っていただいて、それまでにご意見等くださいという。
- 坂本海洋環境室長 メールにて再度先生方にスケジュールについてはご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。
- 兼廣座長 お願いいたします。ちょうど4時半ぐらいになりましたが、先生から一言、最後におっしゃいますか。
- 長野委員 課題3なんですけれども、非常に特定することは困難と書いて、次に回収・処理に係る取り組みを早期にということ、この早期に回収するというのがイメージがなかなか、どういう地方公共団体だったら難しい、困難だと決めつけた中で取り組むという話、どういう取り組み方をするのかイメージがわからないので、その辺、もっと具体的に、これから具体的にやるんですけれども、具体的でもイメージがなかなか難しい、非常に難しいと思いますけれども。
- 坂本海洋環境室長 ありがとうございます。長野先生、そうですね。要は、例えばここからここまでの海域、例えば距岸12マイルでも距岸3マイルでもいいんですけども、あなたのところの責任ですよということで市町村と都道府県に話すと、そこはうちの海域ではないとか、いろんな議論が起きてこようかと思っております。ただ、他方、各都道府県、市町村とも地元で漁業を抱えています、マリレジャーを抱えています。もしくは観光を抱えています。そういった中で海をきれいにしていきたいという思いは強く持っておられます。そういった中で、例えば漁業者の方々を持ち帰ったごみを処理してあげたいんだけど予算的に担保できないと

か、もしくは一斉に海底清掃をやっていききたいんだけど予算的な手当てがととかという話がございます。そういった市町村もしくは都道府県、もしくはNPOの方々も含めて、そういった活動を行いたいという真摯な思いを、できる限り私どもとしては支えていきたいと。それによって地方公共団体の境界の問題は横に置いておいても、結果として海底なり、海面がきれいになるような状況をつくるための支援措置について私ども、検討していければと考えております。

○兼廣座長 取り組みが遅れていたからもうすぐにでもスタートさせましょうというような意味合いですね。

もう時間もまいりましたので、ご発言いろいろあるかと思いますが、これで事務局にお戻しいたします。

○多田海洋環境室長補佐 ありがとうございます。本会議の資料はホームページにこの後アップする予定となっております。また、議事録の確認についても、委員の皆様方にはよろしくお願いいたします。

それでは、本日、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。これにて終了といたします。

午後4時33分 閉会

## 7.2.2 論点

### (1) 情報共有について

田中委員

漂流・漂着ごみ対策関連で多くの調査や処理対策が行われていることがわかるが、環境省の研究総合推進費など、今日の報告ではそういうものは含まれていない。同様に文科部省などでも教育や研究で、海ごみの関連したものもあるのではないかと。それらを一元的に情報共有する仕組みができれば、重複を避けられるのではないかと。それぞれがどのようなことをしているか、ホームページで公表するというとも考えられる。

1年に1回は情報交換なり、議論するような場があつて、全体として戦略的に漂流・漂着ごみの対策が講じられるような仕組みが必要では。

### (2) 発生抑制について

藤枝委員

第23条で、ごみの発生する行為の防止というのがある。ここでまず海上での投棄というか、発生ということが欠けているので、これまでの議論の内容にも入っているように、海上での発生についても、今後この法での対応について考えていただきたい。

第24条で、この資料4の議論の内容の中ではその他の中に含まれているようだが、これは発生抑制の項目なので、しっかりと発生抑制の対策の中に入れていただきたい。それから、この発生抑制の中に含まれてないものがあと三つほどありますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

一つ目は、これまでの議論の内容と、資料4の中にも書いてあるんですけども、河川を通

して海に行って流れているので、河川の管理ということをしかりこの法律の中でも書いていただきたい。これが三つ目です。

四つ目は、海上で、特にプラスチックは破片化をしていきます。プラスチックの破片化の対策を発生抑制の課題の一つの中に入れていただきたい。回収できなくなる、要するに破片になる前に回収するというのも発生抑制策の一つですし、また破片にならないような資材の使用の仕方、特にこれは発泡スチロールのフロートですけれども、こういうふうな適正な利用についても発生抑制の一つの項目、これが四つ目です。

それと、先ほど言いました海上での発生についても、この発生抑制の取組の中に明記をして、また都道府県の資料を見ますと、なかなかそこまで到達せずに教育ですとか、普及啓発活動というところに重点を置かれているようですので、そのあたりについてもしかりやっってくださいというふうな内容にしていきたいと思います。

### (3) 情報発信について

田中委員

アメリカが心配されている課題の一つは、津波ごみがアメリカに大量にやって来るということ。その廃棄物が放射能が非常に高いというような市民の不安があるというご指摘がありましたので、海ごみに関する可能な限り、正しい情報を発信していくということが大事。アメリカの人たちも日本で国際会議をやるなりして、日本の調査や研究の成果も発表して、間違った誤解を解くような努力も必要かなと思います。

資料の4の1ページ目で、発生抑制の対策に不法投棄をなくし、適正な処理レベルを向上させる必要があるという指摘は私もしたと思う。これに関してはどちらかというよりは海外から来るものがまだまだ処理レベルが非常に低い。不法投棄という意識がなくて、適正な処理がされていないので、ごみ処理は川にしているとか、橋から投棄するのが普通の処理方法だということで、国際協力機関 JICA が廃棄物の分野で協力している。しかし、海ごみ対策という視点は全くまだないので、国際協力で破棄物の適正な処理を推進する上においても、日本の海ごみの対策にもなるので、海外の廃棄物の処理の協力にはこういう視点も入れるように情報発信したらいかがか。

### (4) 関係者の役割について

小島委員

全体として事業者とか企業、業界の方のかかわりというのが文言上、まだ書かれ方が希薄では。行政とか民間団体、地方公共団体というのでは出てくるが、例えば発生抑制対策のところには、専門の業界の方の関与というのは不可欠だと思う。普及啓発、広報等についても、今企業の社会貢献活動等で海岸清掃への参加等も活発になってきていくので、そういったところも改めて強調したい。

小島委員

その他のところで、4番の国が都道府県に対しての説明会や意見交換の会を開くべきという意見について、今後のご予定等がありましたら対応の予定をお聞かせいただきたい。

3番の発生源である自治体が海岸漂着物対策に積極的に乗り出すための措置が必要だと。こ

れ、過去の会議で私も意見として申し上げたんですけれども、四つの県が海岸に面していながら地域計画等の策定をされていない。それが今後予定があるのかとか、例えば全くその対応が見られない県について、その理由が何であるのかといったヒアリングなどを国でなさっているのか。そういったところについて現状をお聞きしたい。

(5) 漂流・海底ごみも含めた総合的な対策について

西島委員

今漂着ごみの回収を難しくしているのは、漂着ごみと漂流ごみの線引きが難しいと。できるだけ漂着する前にとりたいけれども、現在の制度の中では（漂流しているときに回収するのは難しい）漂着した後しか回収できないということで、県なり、市なり、皆様方の対応が何らかの形で制約されているということをお伺いしました。そうした線引きを少しやわらかく柔軟に対応できるような措置を講じていただけないかという話があった。線引きを緩くして総合的に漂流、漂着、海底ごみが回収できるような取組を今後続けていただきたい。

(6) 今後の方針案について

小島委員

課題1のところの関係省庁及び地方公共団体の後に民間団体とか、そういう言葉を入れていただきたい。

田中委員

発生抑制では、海外との協力も必要ではないか。そのニュアンスがこれに入っていればよい。

竹村委員

これをどこでインプットしていくか。最後の一層の努力を払われたいという、その専門家会議が誰に言っているのか。環境省だけなのか、関係省庁なのか、それともどういうところにこれが出ていくのか。

長野委員

課題3について、非常に特定することは困難と書いて、次に回収・処理に係る取り組みを早期にということで、この早期に回収するというのがイメージがわからない。どういう地方公共団体だったら難しい、困難だと決めつけた中で取り組むという話、どういう取り組み方をするのかイメージがわからないので、もっと具体的に書けるか。非常に難しいと思うが。

## 8. 地域 GND 基金における回収・処理量等の地理情報システム (GIS) データ化

地域 GND 基金における平成 24 年度の回収・処理量等のデータ(約 3500 件のデータを予定)を基に、シェープファイル形(shp)及びエクセル形式にて、基本情報(清掃地の位置情報(始点と終点の緯度経度:基本的にはラインで、もし困難な場合は代表地点で)、密度による色の区分等)及び属性情報(清掃時期、所在地、海岸名・港名等、回収量(容積・重量)、海岸延長(km)、密度(容積/km・重量/km)、種類別構成比率(自然系%、人工系%等)、処分方法(焼却・埋立て等)、海岸区分・海岸管理者事業主体(都道府県、市町村名等)、備考(数字にできない情報、定性的な情報、特徴的な情報)を GIS データとして作成した。なお、情報がない項目は空欄とした。

作成した一覧表については、電子データに収めた。